

四 菅原氏系圖 前田侯爵家の所藏にして、一卷あり。南北朝時代のものなり。  
五 藤氏系圖 伏見宮家御所藏一卷あり。明應二年其注暦の裏面に記し、包紙に、「明應五年五月、以一條殿本書寫云々」とあり。始に藤原氏の正統、及び攝關家を載せて、藤氏諸家を順次に掲げたり。  
乙 諸氏の系圖を纂輯したるものは、この書籍目録より以前のものなく、古書に記したるものもあらず。實隆公記に見えたる禰家、清家、中家、菅家の系圖四卷、系圖十一冊は、別々のものか。纂輯したるものか。その時代も明ならず。上に載せたる仁和寺所藏の村上源氏系圖も、卷首缺けて明ならねど、もとは、源氏の諸流、或は諸家の系圖を纂輯したるもの、一部分ならんか。前田侯爵家所藏に、日本帝皇系圖、及び藤氏、平氏、源氏、高家の系圖等の一部としたる古寫本なり。その内容によるに、南北朝の末期頃のものなり。或は鎌倉時代のもの、後人の追記したるものか明ならず。また故實叢書に收めたる尊卑分脈圖あり。編纂本朝尊卑分脈圖とも、新編纂圖本朝尊卑分脈系譜雜類要とも題せり。或は十卷とし、或は二十卷としたるもありて、分合一ならず。卷首に、「特進亞三台藤公定撰」とあり。公定は、内大臣洞院實夏の子にして、左大臣、從一位に至り、應永六年、六十歳にて薨去せり。この尊卑分脈の體裁は、仁和寺所藏村上源氏系圖、及び前田侯爵家所藏系圖と同じきによれば、蓋し尊卑分脈は、是等の諸本によりて、纂輯したるものならんか。

和氣譜 和氣清麿撰

和氣氏の家譜なり。

日本後紀に、延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、  
中略清麻呂練於庶務、尤明古事、撰民部省例廿卷、于今傳焉、奉中宮教撰和氏譜奏之、帝甚善之、  
と見えたるものなれど、今は亡びたり。清麿の事は、民部省例の條(二八八頁)にのせたり。

神別雜氏記

神別は、姓氏錄序に、「天神地祇之胃、謂之神別、」とあれば、高皇產靈神、大國主神以下の裔孫を記したるものなるべし。今世に傳はらず。

新撰姓氏錄 三十卷 凡一千一百八十氏、四品萬多親王、右大臣藤原國人等撰

圖書寮本(荷田在滿舊藏)神宮文庫本、内閣一本、前田一本、彰考館本、神宮文庫本等、三十一卷としたるものあり。

諸氏の家系を皇別、神別、蕃別の三種となし、更に神別を天神、地祇、天孫の三種に別ち、蕃別を漢、百濟、高麗、新羅、任那に別ちて、採録せられたるものなり。各左右京、山城、大和、河内、和泉、攝津に別ち



て、卷尾に、未定雜姓をのせられたり。三十卷を三帙となし、所載の姓氏一千一百八十二氏あり。嵯峨天皇の御代、萬多親王、右大臣藤原園人、參議同緒嗣等に勅して、編纂せしめられたり。

序文に蓋聞、天孫降襲西化之時、神世伊聞、書紀靡傳、神武臨夏東征之年、人物漸滋、梟帥間起、泊乎神劍下授靈鳥于飛、歸首星陳、群凶霧散、膺受明命、光宅中州、秦階平齊、海內清謐、既而謹德考功、朕土命氏、國造縣主始號於斯、垂仁撫運、惠澤彌新、舉措得中、姓氏稍分、況復任那欽風、新羅歸賚、爾來諸蕃仰德、無思不來、懷遠賜姓、是時著明、允恭御宇、萬姓紛紜、時下詔旨、盟神探湯、旨實者全、冒虛者害、自茲厥後、氏姓自定、更無詐人、涇渭別流、皇極握鏡、國記皆燔、幼弱迷其根源、狡強倍其僞籍、天智天皇儲宮也、船史惠尺奉進燼書、至庚午年、編造戶籍、人民氏骨各得其宜、自茲以降、歷代帝王、隨時改正、聯綿不絕、勝寶年中、時有恩旨聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓文字斯同、蕃俗和俗氏族相疑、萬方庶氏、陳高貴之枝葉、三韓蕃賚、稱日本之神胤、時移人易、罕知而言、寶字之末、其爭猶繁、仍聚名儒撰氏族志、抄案弗半、逢時有難、諸儒解體、輟而不興、皇統彌照聖明、生而叡哲、自體性仁、威被日出之岸、德光月朏之域、停燧廢關、文軌爲一、虛周品物、思切正名、廼降絲綸、撰勘本系、細帙未畢、鳳輿登遐、天朝至明紹脩前業、至聖垂眷後謀、爰詔中務卿四品臣萬多親王、右大臣從二位兼行皇太弟傅臣藤原朝臣園人、參議正四位下行陰陽頭臣阿倍朝臣眞勝、從五位上行尾張守臣三原朝臣弟平、從五位上行大外記兼因幡介臣上毛野朝臣頴人等、追慕前志、推弘此文、開書府之秘藏、尋諸氏之

苑丘、臣等歷覽古記、博觀舊史、文駁辭踳、音訓粗雜、會釋一事、還作楮矛、構合兩說、則有抵吾、新進本系多違故實、或錯綜兩氏、混爲一祖、或不知源流、倒錯祖次、或迷失己祖、過入他氏、或巧入他氏、以爲己祖、新古煩亂不易芟夷、彼此謬錯不可勝數、是以雖欲成之不日、而猶十歲於茲、京畿本系未進過半、今依見進以類銓矣、本其元生則有三體、跡其群分則有三例、天神地祇之胄、謂之神別、天皇皇子之派、謂之皇別、大漢三韓之族、謂之諸蕃、所以別同異序前後、是爲三體也、枝別之宗特立之祖、書曰出自、或古記本系並錄而載、或載古記而漏本系、或載本系而漏古記、書曰同祖之後宗氏、古記雖云遺漏、而立祖不謬、但事涉狐疑、書曰之後、所以辨遠近示親疏、是爲三例也、夫寸璞尺木尙有瑕節、況乎一卷、附皇後生叵知前世、故祖次相變世數頗誤、則不爲大失、討論而裁成、真人是皇別之上氏也、并集京畿以爲別首、未定是諸氏之未明也、惣爲一卷附諸蕃尾、又有諸姓漏本系而載古記、則抄古記以寫附、本系之與古記、違則據古記以調定、今案之中證引古記、則雖文駁而不必改、所以存其文取辭達也、京畿之氏大體牢籠諸國之氏、或不必入京畿、臣等奉勅、謹加研精、據撫群言、沙汰金礫、截舊記之煩蕪、採會新之機要、除新系之塗說、撮通古之折中、思所以令文約辭易、冷然示掌、煥乎指南、起自神武、迄乎弘仁、溫故知新、能事粗畢、凡一千一百八十二氏惣爲卅卷、勒成三部、名曰新撰姓氏錄、雖非草編耽樂之義、玉板翫好之文、抑亦人倫之樞機、國家之膠牒也、唯京畿未進并諸國且進等類、一時難盡、闕而不究、其諸姓目列於別卷云爾、



別に弘仁六年七月二十日、新撰姓氏錄を上る表あり。萬多親王、及び右大臣藤原園人、參議藤原緒嗣、造東大寺長官阿倍眞勝、尾張守三原弟平、大外記上毛野顯人の署名あり。卷三十の卷末には、治部省少丞石川朝臣國助、同少錄伊豫部年嗣、同越智淨繼、散位寮少屬高志正嗣の外に、大舍人一人、散位三人の名を列ねたり。この書は、仁明天皇の御代改訂せられたるところありて、

續日本後紀に、承和四年六月己巳、散位正六位上八多真人清雄言、姓氏錄所載始祖、錯謬非實、私門之大患也、詔令刊改之、と見えたり。

編者の中、萬多親王は、桓武天皇の皇子にして、中務卿、太宰帥に任せられ、二品に叙せられ、天長七年、御年四十三にて、薨じ給へり。藤原園人は、中衛大將房前の孫にて、大藏卿楓麻呂の子なり。光仁、桓武、平城、嵯峨の四朝に歷仕し、從二位、右大臣に至り、弘仁七年薨す、年六十三。正一位、左大臣を追贈せられたり。藤原緒嗣の事は、日本後紀の條に載せたり。阿部眞勝は、太宰大監三綱の子なり。桓武、平城、嵯峨、淳和の四朝に仕へ、伊豫守、從四位上に至り、天長三年卒去せり。上毛野顯人は、從五位下大川の子なり。桓武、平城、嵯峨の三代に仕へ、東宮學士、從四位下となり、弘仁十二年、五十四にて卒去せり。

この書は、内閣記録課所藏の寫本あり。新撰姓氏錄抄と題して、奥書に、以吉田前内府御本量校合了、兩方點付之、

建武二年捌月七日

判

天下衆徒之姓氏者、官中古今之肝心之抄也、大内左京兆令一覽給、被寫置之、依彼尊命如此奥書矣、とあり。吉田前内府は定房、大内左京兆は義興、小槻宿禰は兼治なり。刊本には、白井宗因の跋文を附

新撰姓氏錄抄

第一快

九京皇別 起自九京息長真人盡振傳

國為奈真人可三久

息長真人 出自蒼田天皇孫應神皇子

雅守毛二候五之後也

山道と々 息長と々同祖雅守二候親

王之後也日本紀合也

新撰姓氏錄 (藏所庫文閣内)

したる寛文八年の刻本、松下見林の跋文をそへたる同九年の刊本、橋本稻彦の校正したる文政八年の刊本あり。また群書類從にも收めたり。但し松下見林の跋に、「惟憾其所存者、抄書而非完本也、」と記し、平田篤胤の古史徵聞題記には、抄本にあらざるよしを辨じ、伴信友の比古婆衣、及び栗田寛博士の考證には、詳にその抄略したるものなるよしを論じたり。三代

實錄、政事要略、東大寺要錄、坂上系圖、太子傳玉林抄等に引載したるものは、今の本に見えざれば、抄略本の説、是なるが如し。



この書の註釋書は、左の如し。

姓氏錄註	三〇	内山眞龍
姓氏錄集解	三〇	河村秀根
新撰姓氏錄考證	二〇	栗田寛
姓氏錄神別系考	一	小野高潔
姓氏錄捷見	二	狩谷望之

# 六 地 理

## 國府記 七卷 行基菩薩撰

諸國の國府の事を記したるものか、今傳はらざれば、そのさま詳ならず。この書の事は、長谷寺縁起に、吾遣唐大使中納言從三位兼行左大辨春宮大夫式部大輔侍從菅原朝臣道眞、忝加寺官附大安寺<sup>略</sup> 爰彌信仰无貳、仍鏡行基菩薩國府記七卷、並流記文三卷、本願聖人上表狀一通、就中尤聚金去塊、勘出縁起文一首、と見えたり。

行基菩薩は、和泉大島郡の人にて、本姓高志、天智天皇七年、十五にて出家し、天平十七年、大僧正となり、同二十一年、大菩薩の號を賜はり、同年八十一にて、菅原寺に示寂したる事、元亨釋書に見えたり。

## 風土記 記諸土地本縁



諸國の郡郷、山川原野の名稱の所由、土地の沃瘠、古老相傳の舊聞遺事、産物等を記したるものにて、國々より撰進したるものなり。

續日本紀に、和銅六年五月甲子、制、畿内七道諸國郡郷名著好字、其郡内所生銀銅彩色、草木禽獸魚虫等物、具錄名目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳、舊聞異事、載于史籍言上、

とあり。扶桑略記には、好字の下に、「令作風土記」の五字あれど、風土記の名稱古くはきこえざれば、この時は、別に書名はなかりしが如し。且つ常陸風土記、出雲風土記の類、卷首に風土記の書名を記さざるにて、これを證すべし。或は當時國史を編纂せしめられたれば、唐の地方志にならひ、國郡志編修の爲に、諸國をして、その材料を提出せしめられたるものならんか。風土記の撰進は、類聚符宣抄、朝野群載に載せたる、延長三年十二月の官符に、

太政官符 五畿七道諸國司

應早速勘進風土記事

右如聞、諸國可有風土記文、今被左大臣宣稱、宜仰國宰令勘進之、若無國底、探求部内、尋問古老、早速言上者、諸國承知、依宣行之、不得遲廻、符到奉行、

と見えたり。蓋し風土記の文あるものは、これを進獻せしめ、その案文なきものは、更に撰進せしめられしなり。

今世に傳はりたる風土記は、左の如し。

一 常陸風土記 殘卷一卷あり。伴信友の比古婆衣の風土記考、及び菅政友の常陸風土記の事に、本書の内容によりて考證し、和銅、養老の間に撰進したるよしを記せり。天保十一年の刊本あり。群書類

實本郡 所以名實承者伴和大神國作堅う以後撰此風土記  
尾近竹之時大庭出之古過於夫田村木初夫夫彼古在之故  
致号実木底村名号夫田村此治里王上所以在此治里  
波長柄豊前天皇之也今備保郡作完木郡之時以此  
治任爲里長保此人名致日此治里 宇波良村 善原志  
許平命占國之時勅此地小枝和室戸致日木戸此良義村  
大神之婿居於此村致日禰村今人云此良義村 此香村  
天日槍命宿於此村勅此音吾古致日此香村 此香村  
本名是頂 大神所種松而生種所令讓頂以獻在頂石室  
之致日遠浦村今人云遠香村 桑谷善原志許平令  
与天日槍命三利桑集其谷致日桑集谷以其相桑集之由致  
如曲葛標奇奈 大神令春於此奉致日梅楠奇前

播磨風土記 (伯三條西義氏所藏)

從に收めたり。

二 出雲風土記 二卷あり。卷末に「天平五年二月卅日勘造」と見え、文化三年の刊本あり。また續群書類從に收めたり。

三 播磨風土記 首尾缺けたり。鈴鹿連胤、及び栗田寛博士は、その内容によりて、和銅、靈龜の間のものなるよしを論じたり。この書は、

久しく世にきこえざりしが、寛政八年六月、柳原紀光の寫本によりて流布したり。柳原本は、三條西家の古寫本によりたるものなり。三條西本は、昭和八年重要美術品に指定せられ、同十年國寶に指定せられたり。また古典保存會にて、これを複製し、改定史籍集覽にも收めたり。



四 豊後風土記 一卷

五 肥前風土記 一卷

伴信友、及び中山信名の前後風土記概論の説によれば、兩書とも、出雲風土記と體裁同じく、同風土記

肥前國

郡壹拾壹所一〇七驛壹拾捌所一〇塔貳拾所二城壹所一寺貳所二

肥前國者本曰肥後國合為一國昔者磐城瑞  
羅宮御宇御間城天皇之世礼後國益城郡朝  
來名峯有土蜘蛛打候二人而徒衆一百八十  
餘人拒捍皇命不肯降服朝廷勅遣肥前守祖  
健緒祖代之於茲遂約退奉初志誅滅之矣

(藏所氏男信無猪) 記土風前肥

と同じき頃のものなり。古寫本は、猪熊信男氏所藏の肥前風土記あり。昭和八年重要美術品に指定せられたり。刊本は寛政十二年に開板したるものなり。また兩書とも續群書類從に收めたり。

この五書の外、釋日本紀萬葉集抄等の諸書に、諸國の風土記の文を引載したるもの尠からず。これを纂修

したるもの八種あり。一は彰考館學士の風土記殘篇附録、二は今井似閑の萬葉緯、三は伴信友の輯録したる逸文風土記二卷、四は狩谷望之の諸國採輯風土記二卷、五は黒川春村の逸文風土記二卷、六は吉田令世の風土記抄、七は明治三十一年刊行の栗田寛博士の古風土記逸文一卷、八は敷田年治の諸國風土記

考一卷なり。引載したるもの四十一部にして、四十一國あり。即ち

- 山城五條 大和三條 攝津十二條 伊賀二條 伊勢九條 志摩一條 尾張十條 駿河二條 甲斐一條 伊豆二條
- 相模二條 常陸二十五條 近江三條 美濃一條 信濃一條 陸奥二條 越前二條 越後二條 丹波三條
- 因幡二條 伯耆二條 出雲五條 播磨十條 美作二條 備中三條 備後一條 紀伊二條 淡路一條 阿波五條
- 讃岐一條 伊豫八條 土佐四條 筑前十四條 筑後四條 豊前三條 豊後四條 肥前四條 肥後四條 日向六條
- 大隅四條 壹岐二條

また世に總國風土記と稱して、二十餘國あれど、後人の偽作したるものなり。詳なる事は、比古婆衣に見えたり。前記の常陸、出雲等五風土記を註釋したるもの、及びその他の風土記に關するものは、

- 常陸風土記 一 西野宣明
- 常陸風土記註小補 伴信友
- 標註常陸風土記 一 栗田寛
- 出雲風土記考 一 嵯田在滿
- 出雲風土記解 三 内山眞龍
- 出雲風土記考 一〇 横山永福
- 校正頭註出雲風土記 一 荒木田久老



風土記

三四四

出雲風土記註小補	伴 信友
標註出雲風土記	栗田 寛
出雲風土記假名書	富永 芳久
出雲風土記考證	後藤藏四郎
標註播磨風土記	敷田 年治
標註播磨風土記	栗田 寛
播磨風土記新考	井上通 泰
校正頭註肥前風土記	荒木田久老
肥前風土記註小補	伴 信友
肥前國風土記考證	後藤藏四郎
豊後國風土記考證	荒木田久老
校正頭註豊後風土記	伴 信友
豊後風土記註小補	唐橋 世濟
箋釋豊後風土記	井上通 泰
豊後風土記新考	未詳
豊後風土記註	伴 信友
風土記逸文略註	

標註古風土記  
古風土記逸文考證

一 栗田 寛  
八 同

海外國記 四十卷 天平五年春文撰

海外諸國に關して、交通その他の事どもかきたるものなるべし。その體裁は、今傳はらねば詳ならねど、隋唐、三韓等に別ちたるものなるが如し。その古書に引載したるは、善隣國寶記上に海外國記曰として、天智天皇三年四月、大唐客郭務棕等の來朝に關する紀事を載せ、下に「此亦、師安、廣忠、信俊、師遠、廣宗五人、同所勘也、」と註せり。師安は師遠の子にして、師遠は師平の子なり。廣忠は廣宗の子にして、廣宗は師平の弟貞親の子なり。いづれも中原氏にて、大内記、大外記等となれり。信俊は清原定俊の子にて、清原系圖に、大外記、從四位下、博士となり、堀河、鳥羽、崇徳、近衛の四代に歷仕したるよし見えて、師遠、廣宗等と時を同じうせり。この註によれば、蓋し宋の商客等來朝したるにより、先例を註記して勘申し、勘文に引載したるものにて、鎌倉時代中期頃まで傳本ありしもの、如し。また釋日本紀卷十四述義に、「海外記第一云」として、推古天皇の御代、小野妹子を隋に遣はしたる事を載せ、齊明天皇の下に、五年九月の條を引ききたるものあり。これと同書にして、海外記は海外國記の略稱にや。但し海外記は、日本見在書日録土地家の部に、「海外記四十卷」と見えて、卷數も同じきによれば、同じきものにて、



見在書目録にまぎれ入りたるものならんか。著者春文は、いかなる人か明ならず。

### 西京新記

いかなるものにか、今傳はらねば詳ならず。唐の韋述の撰びたる長安洛陽の兩京新記にならひて、平安の右京のさまを記したるものによ。兩京西京、文字相似たれば、或は兩京新記を誤りて、この書籍目録に採録したるものによ。されど、通憲入道藏書目録に、「一合第廿四櫃、西京新記一局」と記し、更に「一合第二十八櫃、兩京新記一局」とありて、別々に記したるによれば、別のものなる事明に、漢籍にあらざる事を推考すべし。

### 民部省圖帳

圖帳に、諸國の地圖、田畠等の帳簿にて、民部省に保存したるものなり。職原抄民部省の條に、「又有圖帳、國郡勝示載以明白、謂之民部省圖帳」と見え、百寮訓要抄には、「民部省圖帳とて、日本國の指圖、境などを定たる文の數百卷、此省には、昔より傳はりて、日本國の重寶にて侍りしなり」といへり。圖帳のものに見えたるは、次に引きたる中右記に、大同三年、承和十一年の山城葛野郡圖帳あり。比古婆衣には、東寺文書延喜十五年十月廿二日丹波國の牒に、丹波多紀郡大山庄の圖帳の事見えたるよしいへり。

また權記長保二年九月五日の條には、山城葛野郡圖帳の事を記せり。なほ

中右記嘉承元年二月廿八日の條に、

官文殿勘文

二箇條事

一後田邑山陵四至地域事

右就民部省圖帳、官令勘申四至地域者、引勘彼省所進大同三年、承和十一年圖帳等之處、件子細無所見、但如延喜式者、件陵四至、東限清水寺者、而彼大同三年圖帳、葛野郡五條立屋里四坪、註載清水田一段餘步、若是件坪内建立清水寺歟、然而依無仁和以後圖帳、不能勘決、

とあるによれば、時々圖帳を編製したるもの、如し。但し「依無仁和以後圖帳、不能勘決」とあれば、その頃、または、延喜の頃以後は、うちたえて編製せざりしならんか。百寮訓要抄に、「諸國の境相論などの時は、この圖帳にて考へられしかば、明鏡にてぞ侍りし」と記したるが如く、争訟のをりには、この書を參考したりしなり。

この書は、平安朝末期の頃まで傳はりたる事は、玉葉安元三年四月廿八日内裏焼亡の條に、「民部省圖帳不焼亡」と見えたり。鎌倉時代に缺卷となりし事は、嘉祿二年九月十一日、竊盜民部省の文庫を切穿し、諸國圖帳少々紛失したるよし、百練抄に見えたり。また

平戸記に、延應二年四月廿日、參大殿、而渡御攝政殿云々、仍即參、以大内記信房、入見參之次、申民



部省文庫破壊間事、是先日圖帳可濕損之間、可渡外記文殿哉之由、被仰之故也、召文殿預友兼、相尋子細之處、逐年破壊、惟入之故勿論、及五月雨者、所殘之圖帳、雖一通不可全然之由、所申也、仍申件事也、仰云、猶被仰合人々、可被左右云々、

とありて、民部省文庫の破壊濕損によりて、外記の文殿に移したり。この後、文永四年十月、外記局に宿納したる民部省圖帳を取り出したる事、新抄に見えしが、百寮訓要抄に、「近頃うせて侍るにや、いたく見及び侍らず」とありて、南北朝の頃には、散逸したりしなり。か、れば、今は大部分缺逸し、僅に伊勢四天王寺に、康平五年勘註の同國阿濃郷の圖帳一卷あるのみ。卷尾に、齋藤拙堂の跋文をのせたるものにて、本文は、井上頼罔博士の己亥叢説にのせたり。また世に民部省圖帳とて、攝津國東生、西生、武庫の三郡、志摩國英虞郡、尾張國葉栗、海部の兩郡、薦河國廬波羅、阿部、烏渡の三郡、因幡國巨野郡、備前國和氣郡、備中國賀夜郡、美作國英多郡、筑前國志摩郡等あり。各奥書に、「元亨二年壬戌十月下吏日下民部省」とあり。こは總國風土記に似たるどころあれば、後人の僞作したるものなる事は、言ふを俟たず。なほこの圖帳に就いては、比古婆衣、及び古史微問題記に詳説あり。

## 七類聚

群籍要覽 四十卷 大江音人卿奉勅撰

神宮文庫一本、内閣文庫一本、彰考館本、前田二本等には、二十卷としたり。

古書の概要を記したるものなるべし。今亡びて、その逸文だになければ、體裁詳ならず。群籍は、國書なるか、漢籍なるか明ならねど、次の秘府略によりて、推考するに、漢籍なるが如し。この書の事は、三代實錄に、元慶元年十一月三日庚子、參議從三位行左衛門督大江朝臣音人薨云々、音人別奉勅、撰群籍要覽四十卷、弘帝範三卷、

と見えたり。大江音人の事は、文德實錄の條(六八頁)に記せり。

秘府略 千卷 貞主卿、于時東宮學士、因幡介、與諸儒撰集

古今の文書を撰集して、分類したるものなり。

群籍要覽 秘府略





(藏所氏爲利田前爵侯) 略 府 秘

文德實錄に、仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮内卿相模守滋野朝臣貞主卒、略中貞主者右京人也、曾祖父大學頭兼博士正五位下橋原東人、略中父尾張守從五位上家諱、弘仁十四年、仁明天皇初在儲之日、遷東宮學士、因幡介如故、天長八年、勅與諸儒撰集古今文書、以類相從、凡有一千卷、名秘府略、

と見えたり。この書は、全篇殆ど亡びて、今傳はりたるは、續群書類從に收めたるもの二卷のみ。一卷は卷八百六十四にして、百穀部中の黍稷、粟、稌、粱を收め、一卷は八百六十八にして、布帛部三の繡錦を收めたり。これによれば、卷八百六十三より、卷八百六十五までは、百穀部の上中下三卷にして、卷八百六十六より布帛部なるが如し。この二卷は三條西家の舊藏にして、平安朝中期を下らざる古

寫本なり。今は徳富猪一郎氏卷八百六十四を藏し、侯爵前田利爲氏卷八百六十八を藏せり。いづれも昭和六年國寶に指定せられ、前田本は、大正十二年、複本協會にて複製し、徳富本は、昭和四年、古典保存會にて複製せり。そのさまは、各項に説文、爾雅、廣雅等を始に掲げ、經史以下、翰苑等の漢籍のみの本文を引載したり。この二卷の外、古書に見えたるは、金言類聚の虎木食耳事の條に引きたるものあり。秘府略は、蓋し秘府架藏の典籍を以て、分類略記したるによりたるよしの書名なるべし。但し世に秘庫器録と稱する偽書ありて、その中に、この書の文三條を引ききたるものあり。崇神、應神、反正の三朝に於ける貨幣の事をのせたるものにて、素より偽作なる事は言ふをまたざるなり。

會分類聚 七十卷 菅原是善卿撰

これも、漢籍を分類したるものなるべけれど、今は殘篇だに世に傳はらねば、そのさま詳ならず。この書の事は、

三代實錄に、元慶四年八月三十日辛亥、參議從三位刑部卿菅原朝臣是善薨云々、是善撰文德實錄十卷、略中又撰東宮切韻二十卷、銀勝翰律十卷、集韻律詩十卷、會分類集七十卷、又有家集十卷、

と見えたり。下の詩家の部に、會昌分類集七十卷あり。卷數も同じく、著者を菅是善と註したるによれば、同書なるべく、會分類は、會昌分類の誤ならんか。會昌は、唐武宗の年號なれば、或は會昌中唐人の



撰びたるものを分類したるものかとも推測するを得べし。是善の事は、文徳實錄の條（六八頁）に記したり。

文鏡秘府論 三卷 弘法大師撰

詩法、文法、音韻の事等を説きたるものなり。今傳はりたるものは、六卷なれば、三卷は合本となりたるものなるべし。その篇目は左の如し。

卷一 調四聲譜 調聲 詩章中用聲法式 七韻 四聲論

卷二 論體聲等 十七聲 十四例 十體 六義 八階 六志 九章

卷三 論對 二十九種對 筆札七種言句例

卷四 論文意 論體 定位 集論

卷五 論病 文二十八種病 文筆十病得失

卷六 論對屬

なほそのさまは、

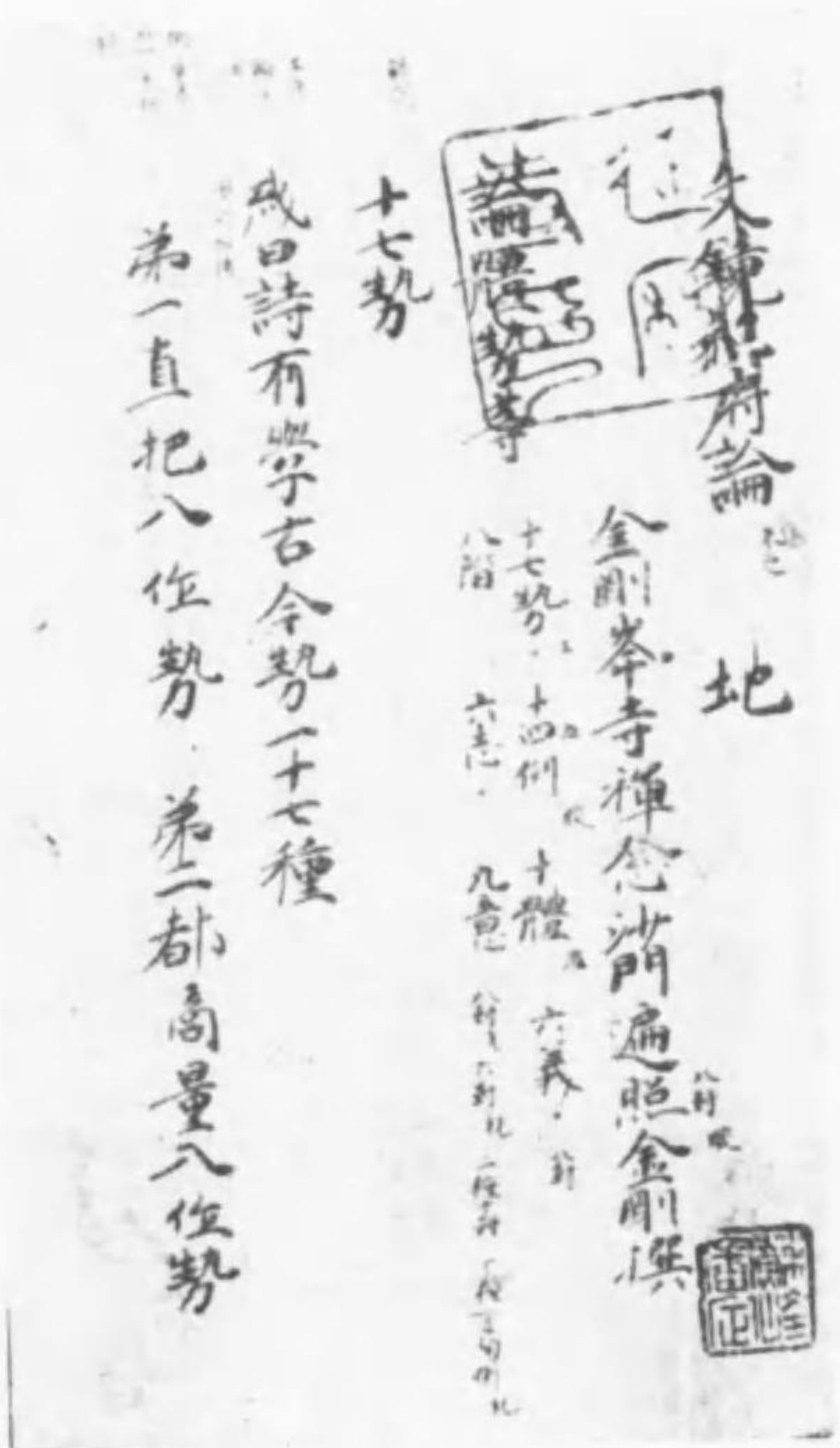
序文に、夫大仙利物名教爲基、君子濟時文章是本也、故能空中應中開本有之字、龜上龍上演自然之文、至如觀時變於三曜、察化成於九州、金玉筆簧、爛其文而撫黔首、郁乎煥乎、燦其章以取蒼生、然則一爲

名始、文則教源、以名教爲宗、則文章爲紀綱之要也、世間出世誰能道此乎、故經說、阿毘跋致菩薩、必須先解文章、孔宣有言、小子何莫學夫詩、詩可以興可以觀、邇之事父、遠之事君、人而不爲周南邵南、其猶正牆面而立也、是知文章之義大哉遠哉、文以五音不奪、五彩得所立名、章因事理俱明文、義不味樹號、因文詮名唱名得義、名義已顯以覺未悟、三教於是分廢、五乘於是竝轍、於焉釋經妙而難入、李篇玄而寡和、桑籍近而爭唱、游夏得聞之日、屈宋作賦之時、兩漢辭宗三國文伯、體韻心傳、音律口授、沈侯劉善之後、王皎崔元之前、盛談四聲、爭吐病犯、黃卷溢篋、細帙滿車、貧而樂道者望絕訪寫、童而好學者取決無由、貧道幼就表舅頗學藻麗、長入西秦粗聽餘論、雖然志篤禪默不屑此事、爰有一多後生、控閑寂於文囿、掩詞花乎詩圃、音響難默披卷函杖、即閱諸家格式等、勘彼同異、卷軸雖多、要樞則少、名異義同、繁穢尤甚、余癩難療、即事刀筆、削其重複存其單號、總有一十五種類、謂聲譜調聲、八種韻四聲論、十七勢十四例、六義、十體、八階、六志、二十九種對文、三十種病累、十種疾、論大意論對屬等是也、配卷軸於六合、懸不朽於兩曜、名曰文鏡秘府論、庶縉素好事之人、山野文會之士、不尋千里蛇珠自得、不煩勞搜彫龍可期、

と見えたり。

著者弘法大師、名は空海、讃岐國多度郡の人にて、佐伯田公の子なり。十八にて出家し、延暦廿三年入唐し、大同元年歸朝し、承和二年入定、延喜廿一年弘法大師の謚號を賜はりし事、元亨釋書に見えたり。





(藏所氏郎一猪富德) 論府秘鏡文

この書の古寫本は、圖書寮御所藏六冊、高野山正智院所藏一、二、の二冊、梅尾高山寺所藏三の一冊、徳富猪一郎氏所藏二の殘卷一帖等あり。この中、徳富本は、昭和八年重要美術品に指定せられ、圖書寮本は昭和五年東方文化學院にて複製し、同六年中華民國にて影印本としたり。この外、校本三冊あり。

弘法大師全集にも收めたり。

本朝文粹 十四卷 明衡撰

圖書發本、(荷田在滿舊藏)前田本等、二十卷としたり。

平安朝に於ける名家の詩文を集録したるものなり。通憲入道藏書目錄には、「文粹十局、下軼八局」と見えて。卷數のあはざるは、合本となりたるが故なるべし。その篇目左の如し。

卷一 賦 天象 居處 衣被 樹木 幽隱 音樂 雜詩 古調 越調 字調 離合 題文

卷二 詔 勅書 勅答 位記 勅符 官符 太政官符 意見封事

卷三 對冊

卷四 論奏 表上 智瑠 攝政關白辭職表 表下 辭太政大臣

卷五 表下 附辭狀 辭左右大臣 致仕 辭封 返隨 奏狀上 建學館 佛事

卷六 奏狀中 申官符 申讓符 申學問料

卷七 奏狀下 左降人請歸京 省試詩論 書狀

卷八 序甲 書序 詩序一 天象 時節 山水

卷九 序乙 詩序二 帝道 人倫 人事 組饒 居處 別業 布帛 燈火

卷十 序丙 詩序三 堂廟 法會 山寺 木

卷十一 序丁 詩序四 草 鳥 和歌序

卷十二 詞行文 讚論 銘記 傳牒 祝起請 奉行 禁制 怠狀 落書

卷十三 祭文在世物 呪願 表白 發願 知識 廻文 願文上 神詞修善 雜修善 供養塔寺

卷十四 願文下 追善 願誦文 同請文

作者は、村上天皇、兼明親王、具平親王、源英明、同順、同爲憲、同相規、同道濟、藤原伊周、同齊信、同博文、同惟貞、同篤茂、同倫寧、惟茂、同雅材、同行葛、菅原道真、同文時、同淳茂、同雅規、同輔昭、紀長谷雄、



同齊名、同貫之、同在昌、同淑望、同淑信、大江以言、同朝綱、同澄明、同匡衡、橋廣相、同在列、同正通、同直幹、三善清行、同道統、高階成忠、同相如、同五常、同積善、小野篁、同美材、都良香、同在中、慶滋保胤、平兼



本朝文粹卷十四 (寶生院藏)

盛、文屋如正、巨爲時、島田忠臣等なり。林道春の新刊本朝文粹序に、「上自弘仁、下至寛弘二百餘年」とあるが如く、嵯峨天皇より、一條天皇までをあつめたるものなれど、延喜、天曆の頃以後のもの最も多し。著者藤原明衡は、前山城守敦信の子にて、尊卑分脈に、「策、冊、藏、使、歌人、式部少輔、出雲守、文章博士、東宮學士、右京大夫、大學頭、」とありて、治暦三年卒したる事、和歌作者部類に見え、碩鼠漫筆に詳傳あり。この書は、上に記したるが如く、通憲入道藏書目錄に見え、仁和寺所藏故宰相阿闍梨法文目錄に「本朝文粹二局十三、十四」とあり。今傳はりたる古寫本は、寶生院所藏卷十二、卷十四の二卷、及び卷十四の一冊、徳富猪一郎氏所藏(高山寺舊藏)卷七、菅孝次郎氏所藏卷二等あり。寶生院二卷の中、卷十二は、鎌倉時代初期の寫にして、卷十四中に、弘安三年七月九日、幸

順書寫の奥書あり。同卷十四の一冊は、鎌倉末期の寫にして、建保五年六月八日、貞圓書寫の奥書あり。この二卷一冊は、明治二十八年、國寶に指定せられ、徳富本も、昭和八年、國寶に指定せられ、菅本は、同年、重要美術品に指定せられたり。右文故事には、身延山に、十三冊の古寫本ありたるよし見えたり。刊本は、寛永六年の古活字本、及び正保五年、慶安元年等の刻本あり。また明治十七年の板本あり。大正十二年、國書刊行會にてこれを刊行せり。この書の註釋書は左の如し。

本朝文粹註釋

二 柿村重松

續文粹 十四卷 季綱撰

本朝文粹のあとをついで、編纂したるものにて、體裁も同じ。その所載の篇目は左の如し。

卷一 賦 雜詩

卷二 詔 勅答 位記 勘文

卷三 策

卷四 表上

卷五 表下

續文粹



卷六 奏狀 申京官 申受領科 申加階 申學問科

卷七 書狀 施入狀

卷八 序 譜序 詩序上 天象 時節 帝道 人倫 人事 講書 地儀 居處 聖廟 法會

卷九 序 詩序中

卷十 序 詩序下 草鳥 和歌序

卷十一 詞 讚 論 銘 記 牒 都狀 定文

卷十二 祭文 呪願 表白

卷十三 願文上 修善

卷十四 願文下 追善 諷誦文

作者は、源師房、同俊房、同經信、菅原忠貞、同定義、同清房、同是綱、同在良、同宣房、藤原廣業、同明衡、同家經、同正家、同行家、同實綱、同有綱、同有信、同敦宗、同國成、同義忠、同敦基、同敦光、同實範、同季綱、同友實、同廣綱、同資光、平定親、大江佐國、同匡房、同隆兼、同匡輔、同匡時、善滋爲政、惟宗孝言等にて、卷四、及び卷五にのせたる保延六年の敦光の文を最後とす。

この書は、十四卷なるを、東見記に、今は十三卷傳はれるよし記したるが如く、古く錯簡となりて、十三卷となりしが、

元祿十三年十一月松下見林の序に、斯集未刊行、頃書肆請余加訓點、余應盡讀其傳、舊本願文上居十三卷、願文下居十四卷、後世誤願文上併十二卷、願文下爲十三卷、故无十四卷、今改復其舊、以期朝士之興文道如古昔矣。

とありて、この時順序正しくなれり。

この書の著者に就いては、岡本保孝の

難波江に、古きは寛仁、後一條新しきは保延崇徳の年號見えて、百七十年ばかりの詩文をのせたり、十

一の卷に、陰車讚といふ一篇あり、戯笑の文也、はじめに戯名をのせ、末に嘉保元年藤原季綱と題し

たり、嘉保より保延までは、四十年あまりなり、この讚かける季綱、やがてこの書の撰者ならむか、

○略又文粹と名をおほするに、おのが文章はのすましくおもはれ、正編に明衡の文なきにてもしる

べきなり、されど、おのれ思ひよれるは、季綱の文、たゞこの陰車讚のみにして、終編他の文見えず、

狂文なれば、文粹の中に戯れるこの一篇をのせたるにはあらぬか、うべうべしき文どもにまがふべ

くもあらねばなるべし、さては藤原季綱と撰者を定むべき也、

といへり。季綱は、大學頭實範の子にて、尊卑分脈に、「策、藏、文、使、參河、越前、備前等守、大學頭、從四

上、右衛權佐、」とありて、勘解由次官友實の父なり。この外、切韻二卷、及び檢非違使廳日記十一卷あり。

中右記康和四年九月十四日の條に、「故季綱所撰之使廳日記十一卷、」同十四日の條に「故越後守季綱朝





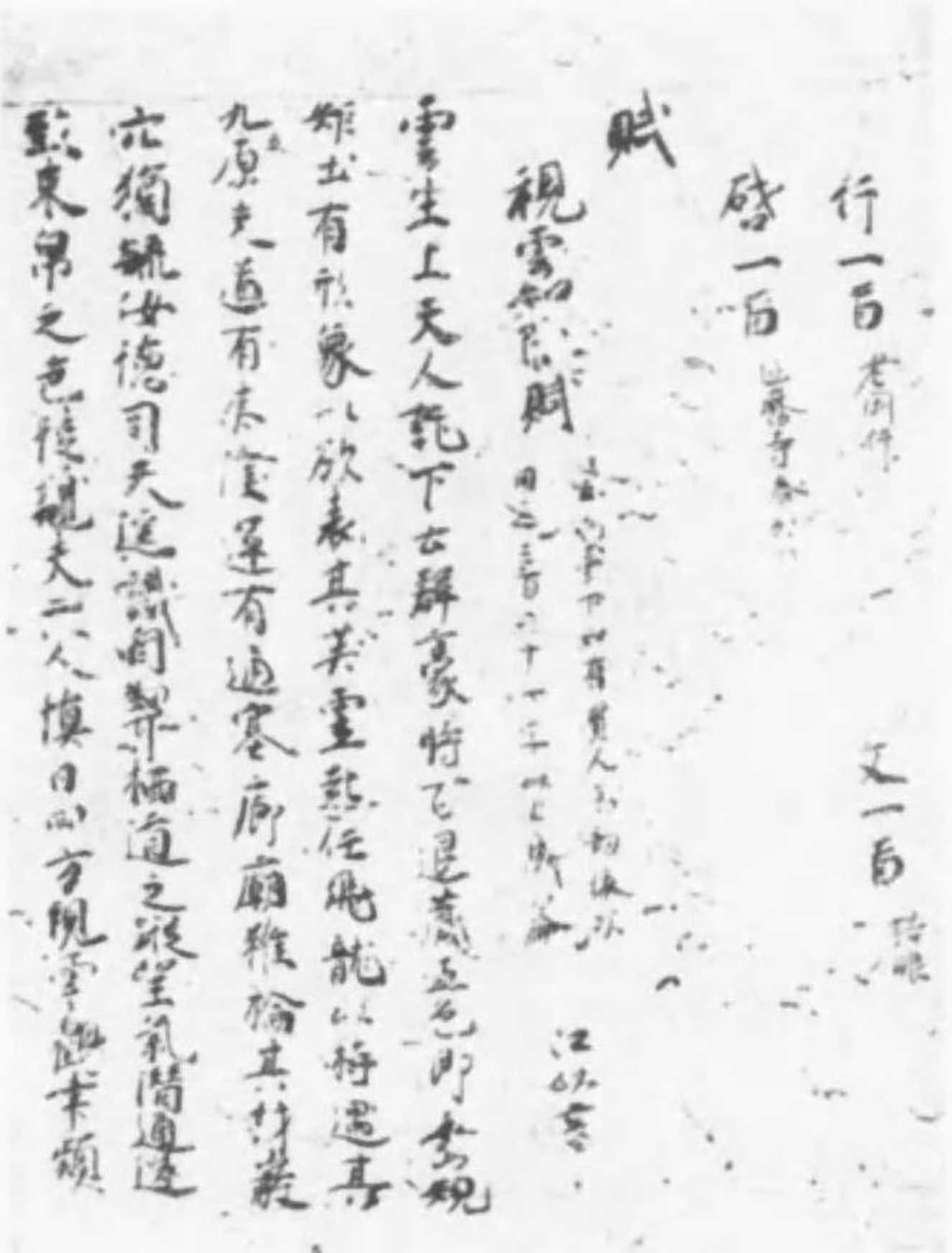


可謂不昇青雲、高見紫宮之月、不出一室、遙知萬邦之風、但慙老久拙編次、性情疎涉獵、以指後昆宜補所闕、于時永久之曆丙申之年、善家算儒爲康抄之、

と記せり。

著者爲康は、越中國射水郡の人なり。算道に通曉し、紀傳を學び、算博士、諸陵頭となり、掌中歴、拾遺往生傳以下の著あり。保延五年、九十一歳にて歿したる事、本朝新修往生傳に見えたり。

爲康のこの書を編次したるは、序文によれば、永久四年なれど、本書の中には、永久五年より、天承三年までのもの頗る多し。蓋し序文にては、永久四年の作なれど、その後



(藏所氏男信熊猪) 載 群 野 朝

漸次増補追加したるものなるべし。爲康の歿せしは、保延五年なれば、天承三年は八十三歳の時なり。

この書の古寫本は、猪熊信男氏所藏一卷あり。鎌倉時代を下らざるものにて、昭和八年、重要美術品に指定せられ、古簡集影に收めたり。刊本は、明治三十四年、伴信友校本、小杉楡邨博士校本、及び帝國圖書

館本を以て對校し、改定史籍集覽に收めて、刊行したるものあり。

類聚集 十卷 記筆削事

今傳はらねば詳ならねど、「記筆削事」とあれば、蓋し朝野群載の如く、詩文、または公私の文書等を分類して、編纂したるものなるべし。但し色川三中所藏のこの書籍目録には、類聚名義抄十卷と、同書なるべきよし記入したれど、類聚名義抄は、字書なれば、別のものなり。



# 八字類

内閣一本、無窮會一本等、字韵としたり。

## 新字 四十四卷 境部連石積等撰

群書類従本等、三十四卷としたり。

天武天皇の御代、境部連石積等に勅して、造らしめ給ひし新字にて、

日本紀に、天武天皇白鳳十一年三月丙午、命境部連石積等、更肇傳造新字一部四十四卷、

とあるものなり。今傳はらざれば、いかなるさまのものなるか詳ならず。

境部連石積は、孝德天皇白雉四年、齊明天皇五年、遣唐使に隨うて渡唐し、天智天皇四年には、唐の國使劉德高を送りて、再び渡唐し、天武天皇十年正月、封六十戸を賜はり、同十三年、宿禰の姓を賜はりたる事、日本紀に見えたり。

この新字に就いては、三説あり。

一 漢字を訓譯したるものとする説にて、伊藤東涯の益善錄に、「卷秩甚多、恐訓譯之書、始制文字、豈至如此之繁」と見えたり。蓋し一部四十四卷とあるによりたるものなり。多田義俊の神明憑談にも、新に國字を造りしものにあらず、國語を漢字に配當したるものとしたり。

二 梵字體としたるものにて、

釋日本紀に、私記曰、師説、此書今在圖書寮、但其字體頗似梵字、未詳其字義所准據乎、

と見えたり。伴信友の假名本末、山崎美成の文教溫故、柳原芳野の文藝類纂等、皆これによりて、梵字體としたり。但し信友は、新羅の神文王の頃、薛聰の造りたる吏道の叢聞に達し、それと同じき梵字體の新字を造らしめ給ひしものとせり。世に傳はりたる神代文字と稱するものによりたるものなるべし。

三 漢字體としたるものなり。岡白駒の日本儒林傳には、胤、辻の如き文字とし、新井白石の同文通考にも、「俗間所用、亦有漢人字書所不載者、蓋是國字、」と記して、柳、梅、榎の如き文字とし、度會常彰の日本國風にも、嵐、扱、込、軋の類、字書にのせざるものとし、平田篤胤の古史微開題記も、白石の説を贊成したり。また佐藤誠實博士の字體考、(如蘭社話)には、我邦の新字は、柳、栞等、その類多く、中にも天武天皇の御時の創製もあるべしと記したり。木村正辭博士の文學史附説(史學協會雜誌六號)にも、漢字の體に倣ひて、我國限り、通用すべき文字を撰ばしめたるものなり。即ち古事記、日本紀、萬葉集



等の古書にも見え、吾人の常に使用したるものにて、椿ツバキ、萩ハギ、娵コナミ等の漢字にあらざる國字なりとし、新撰字鏡偏の部の末に、小學篇の字として載せたるもの五百字ばかりあり。是等は皆我國にて造りしものにて、渡來のものにあらず。そは小學篇の字は、皆訓のみにて、音を載せたるものなきを證すべしといへり。されど、隋書經籍志、新舊唐書の藝文志、及び日本見在書目録には、晋王羲之著小學篇一卷あり。今亡佚して傳はらねば、新撰字鏡の小學篇と同書なりや否や、明かならねど、新撰字鏡の小學篇中、草部に屬するものに就き、二三の書によりて調査するに、渡來の漢字なる事明にして、いづれも音あり。以て木村正辭博士の説の信するに足らざるを證すべし。

されば、今日この新字の如何なるものなるかは、容易く推斷すべきにあらねど、その梵字體なる事は疑ふべく、漢字體にして、或は伊藤東涯の説の如く、漢字の訓譯を一定したるもあるべく、或は岡白駒、新井白石等の説の如く、特殊の事物に就いて、新に造りたるものもあるべく、推考するを得べし。なほこの新字に關する拙考は、東亞光十四卷十一號にのせ、これを拙著國史國文之研究にも收めたり。

## 東宮切韻 廿卷 菅原是善卿撰

刊本、群書類從本、山鹿本、家藏本等、二十三卷としたり。

十三家の切韻を集めて編修したるものなり。

この書の事は、三代實錄に菅原是善の著としたれど(本文會分類聚の條に引きたり)今世に傳はらず。是善の事は、文德實錄の條にのせたり。

この書は、三代實錄にも二十卷とあるに、通憲入道藏書目録には、十二帖として、卷冊あはず。或は合冊としたるものならんか。東宮切韻の書名は、是善の東宮學士たりし時になりしものにて、承和十四年、東宮學士任官の後、文德天皇踐祚の嘉祥までの間に撰びたるものならん。

江談抄に、東宮切韻者、菅家主刑部尙書、集十三家切韻爲一家之作者、著述之日、聖廟執筆令滯綴給云々、

とあり。もし是善、東宮學士在官中の著とせば、道真未だ十歳ばかりの頃なれば、「著述之日聖廟執筆」といへるは誤なり。また建治二年七月、鷹司兼平が、攝政氏長者の後、始めて平等院に参りて、寶藏を開きたる事、藤原兼仲の勘仲記に記したる中に、「聖廟御筆東宮切韻等正文、予結縁、付冥付顯有恐有悅、面日之至、无物取喻、」と記したるは、道真の著の如く聞えたり。されど是善の著なる事は疑なければ、蓋し後年道真の清書したるものありしによりて、誤り傳へたるものなるべく、江談抄に、「聖廟執筆」といへるもまた、道真の寫したるものを誤り傳へたるものならんか。

この書は、

台記に、康治三年七月廿五日甲戌、自今日見周易釋文一巻即讀記之文、但違本點、反正、懸黃勾、追可使入



書付本經也、其聲有不審者、命生徒引勘東宮切韻知之、

とあるが如く、文字の音訓を知るには、唯一の参考書とせられたるなり。そのさまは、

釋日本紀に、問倭字之訓其解如何、答云々、東宮切韻曰、陸法言云、鳥和反、東海中女王國、長孫訥言云、荒外國名、薩珣云、又於危反、順頤、孫愔云、從頤、東海中日本國也、玉篇曰、於爲反、說文云、順頤、詩云、又爲禾反、國名、

とある類なり。そのこれを引ききたる古書は、和名類聚抄、政事要略、諸道勘文、明文抄、玉葉、經光卿記、平戸記、愚管記、園大曆、康道公記、釋日本紀、和漢年號字抄、萬葉集註釋、香藥抄、梵網經古迹補忘抄、淨土三部經音義集、般若心經秘鍵抄等なり。この中、淨土三部經音義集に引ききたるもの頗る多く、百五十餘に及べり。また皇子、皇女等の御名撰進の際は、この書によりて、勘申したる事抄からざりしが、園大曆、愚管記以後、菅原氏の勘文中、この書を典據としたるもの見えざれば、その頃より以後、世に傳はらざりしものならんか。但し正保元年十月改元の際、菅原知長の勘文中、この書を引きたる事、康道公記に見えたるは、古き勘文によりたるものなるべし。なほこの書に就いては、佐賀東周氏の松澤釋文と信瑞音義、(佛敎研究一卷三號<sup>大正九年十月</sup>) 岡田希雄氏の東宮切韻攷、(立命館文學二卷五號<sup>昭和十年五月</sup>) 及び東宮切韻佚文攷(同二卷、十一號)和漢年號字抄と東宮切韻佚文(立命館紀念論文集)等の考説あり。

## 倭名類聚抄 二十卷

源順撰

天地、歲時より、蟲豸草木に至るまで、部を立て、門を別ち、事物の名稱を記して、和名を註記し、和漢の典籍を引證して、解説を附したるものなり。古今集序註には、順和名とし、釋日本紀などには、順和名抄としたれど、序文及び權記には、和名類聚抄としたれば、和名抄は、その略稱なるべし。但し殊更に、著者順の名を冠したるは、他に和名本草の類ありて、まぎれやすきが故ならん。

著者源順は、嵯峨天皇の皇子大納言源定の孫にて、左馬允舉の子なり。梨壺五人の一にして、勘解由次官、能登守となり、永觀元年卒す、年七十三。順のこの書を著はしたる事は、

序文に、竊以、延長第四公主、柔德早樹、淑姿如花、吞湖湯於胸波、籠山陰於氣岸、年纔七歲、初謁先帝、先帝以其姿貌言笑、每事都雅、特鍾愛焉、即賜御府箏、手教授其譜、公主天然聰高、學不再問、一二年間能究抄曲、十三絃上更奏新聲、自醍醐山陵雲愁水咽、永辭魏闕之月、不拂秦箏之塵、時々慰幽閑者、書畫之戲而已、於是因點成蠅之妙、殆上屏風、以筆迴鸞之能、亦巧垂露、漸辨八體之字、豫訪萬物之名、其教曰、我聞、思拾芥者、好採義實、期折桂者、競採文華、至于和名、弃而不屑、是故、雖一百帙文館詞林、三十卷白氏事類、徒備風月之興、難決世俗之疑、適可決其疑者、辨色立成、楊氏漢語抄、大醫博士深根輔仁奉勅撰集新鈔和名本草、山州員外刺史公望日本紀私記等也、然猶養老所傳楊說纔十



部、延喜所撰藥種只一端、田氏私記一部三卷、古語多載和名希存、辨色立成十有八章、與楊家說名異實同、編錄之間頗有長短、其餘漢語抄不知何人撰、世謂之甲書、或呼爲業書、甲則開口哀揚之名業、是服膺誦習之義、俗說兩端未詳其一矣、又其所撰錄音義不見、浮僞相交、海蝟爲蜃、河魚爲鱓、祭樹爲榘、澡器爲椽等是也、汝集彼數家之善說、令我臨文無所疑焉、僕之先人幸忝公主之外戚、故僕得見其草隸之神妙、僕之老母、陪公主之下風、故僕得蒙其松容之教命、固辭不許、遂用修撰、或漢語抄之文、或流俗人之說、先舉本文、正說各附出於其注、若本文未詳則直舉辨色立成、楊氏漢語抄、日本紀私記、或舉類聚國史、萬葉集、三代式等所用之假字、水獸有羣鹿之名、山鳥有稻負之號、野草之中女郎花、海苔之屬於期菜等是也、至如於期菜者、所謂六書法、其五曰假借、本無其字、依聲托事者乎、內典梵語、如是、非无所據、故以取之、或復有以其音用于俗者、雖非和名、既是要用、石名之磁石礬石、香名之沈香淺香、法師具之香爐錫杖、畫師具之燕脂胡粉等是也、或復有俗人、知其訛謬、不能改易者、鮭訛爲鮭、楓讀如杉、鍛冶之音誤涉鍛治、蝙蝠之名、僞用蠟蛾等是也、若此之類、註加今案、聊明故老之說、略述閭巷之談、總而謂之、欲近於俗便於事、臨忽忘如指掌、不欲異名別號義深旨廣、有煩于披覽焉、上舉天地、中次人物、下至草木、勒成二十卷、卷中分部、部中分門、四十部、二百六十八門、名曰和名類聚抄、古人有言、街談巷說猶有可採、僕雖誠淺學、而所注緝、皆出自前經舊史倭漢之書、但刊謬補闕、非才分所及、內慙公主之照覽、外愧賢智之虛胡耳、

とあり。延喜第四公主は、勤子内親王にて、順の父舉は、内親王の御生母と、從父兄弟、順の母は、内親王に近侍したるが故に、命を奉じて、撰修したるものなり。「年纔七歲、初謁先帝、」とある文によりて、狩谷掖齋の箋註に、「源君撰此書時、在朱雀院天皇承平年中、故謂醍醐天皇爲先帝也、」といへり。この書の古書に見えたるは、

權記に、寛弘八年十一月廿日己丑、良經來請和名類聚抄四帖、口遊一卷云々、

とありて、袖中抄、三僧記類聚、釋日本紀、河海抄、塵添瑤囊抄等の諸書に引證したるもの多し。

この書は、序文にも二十卷とあれど、次に「和名十卷」とありて、世に傳はりたるものにも二十卷と、十卷本との二種あり。二十卷本の篇目は左の如し。

- 卷一 天地 水 歲時
- 卷二 鬼神 人倫 親戚
- 卷三 形體
- 卷四 藝術 音樂
- 卷五 職官 國郡
- 卷六 上
- り 卷九 に至る 國郡
- 卷十 居處
- 卷十一 船車 牛馬 寶貨
- 卷十二 香藥 燈火 布帛 裝束
- 卷十三 上
- り 卷十五 に至る 調度
- 卷十六 器皿 飲食
- 卷十七 稻穀 菓蔬 菜蔬
- 卷十八 羽族 毛群 鱗介 蟲豸
- 卷十九 草木

序文には、四十部、二百六十八門とあれど、今の本は、三十二部二百四十九門あり。次なる十卷本の篇目は左の如し。

- 卷一 天地 人倫
- 卷二 形體 疾病 術藝
- 卷三 居處 船車 珍寶 布帛
- 卷四 裝束 飲食 器皿 燈火
- 卷



五、卷六調度 卷七羽族 毛群 牛馬 卷八龍魚 龜貝 蟲考 卷九稻穀 菜蔬 果實 卷十草木

即ち二十四部、百廿八門あり。これを二十卷本と對照するに、この本には、卷一の中歳時、卷四の中音樂、卷五より卷九に至る、職官、國郡、卷十二の中藥名等をもらせり。但し十卷本の卷二に載せたる疾病は、二十卷本の形體部の中に收め、その名稱にも異同あり。

この書に二本ありし事は、この目錄に二十卷と、十卷とを並記し、林道春の題倭名抄の文に、「倭名有詳略二本」と記し、那波道圓が、新刻の凡例にも、「是書篇帙有少者世傳焉、多者纔存一部而已、但恐其久而亡、故品工新刻焉、」といへり。その狩谷氏の箋註に、採録せる諸本は左の如し。

京本 攝津某公所藏 又本 相傳、舊爲難波宗建卿藏本、釘爲三冊 尾張本 尾張國大須賀生院所藏、存第一、第三兩卷 伊勢本 伊勢國山田中西信慶遺本、第一、第九、第十七、四卷缺 昌平本

江戸昌平坂學問所藏本、第七至第十、四卷缺 曲直瀬本 江戸官齋曲直瀬氏懷仙閣所藏、第五至第十、六卷缺 下總本 下總國香取郡錦木村人平山滿晴藏本

以上十卷本

伊勢本 亦中西信慶遺本 温古堂本 江戸和學講談所藏本 活字版本 元和三年那波道圓校本 刻版本 二卷尾題云、慶安元戊子歲霜月吉辰新刊、又有小字版本、卷尾題云、寛文十一孟冬洛陽書林

廣德堂開板

以上二十卷本

此の如く、二十卷と十卷との詳略二本ありしは、いかなる故か。これに就いては、狩谷氏の

箋註倭名類聚抄校例提要に、是書從來有兩種、一則十卷本、一則二十卷本、其二十卷本、多於十卷本

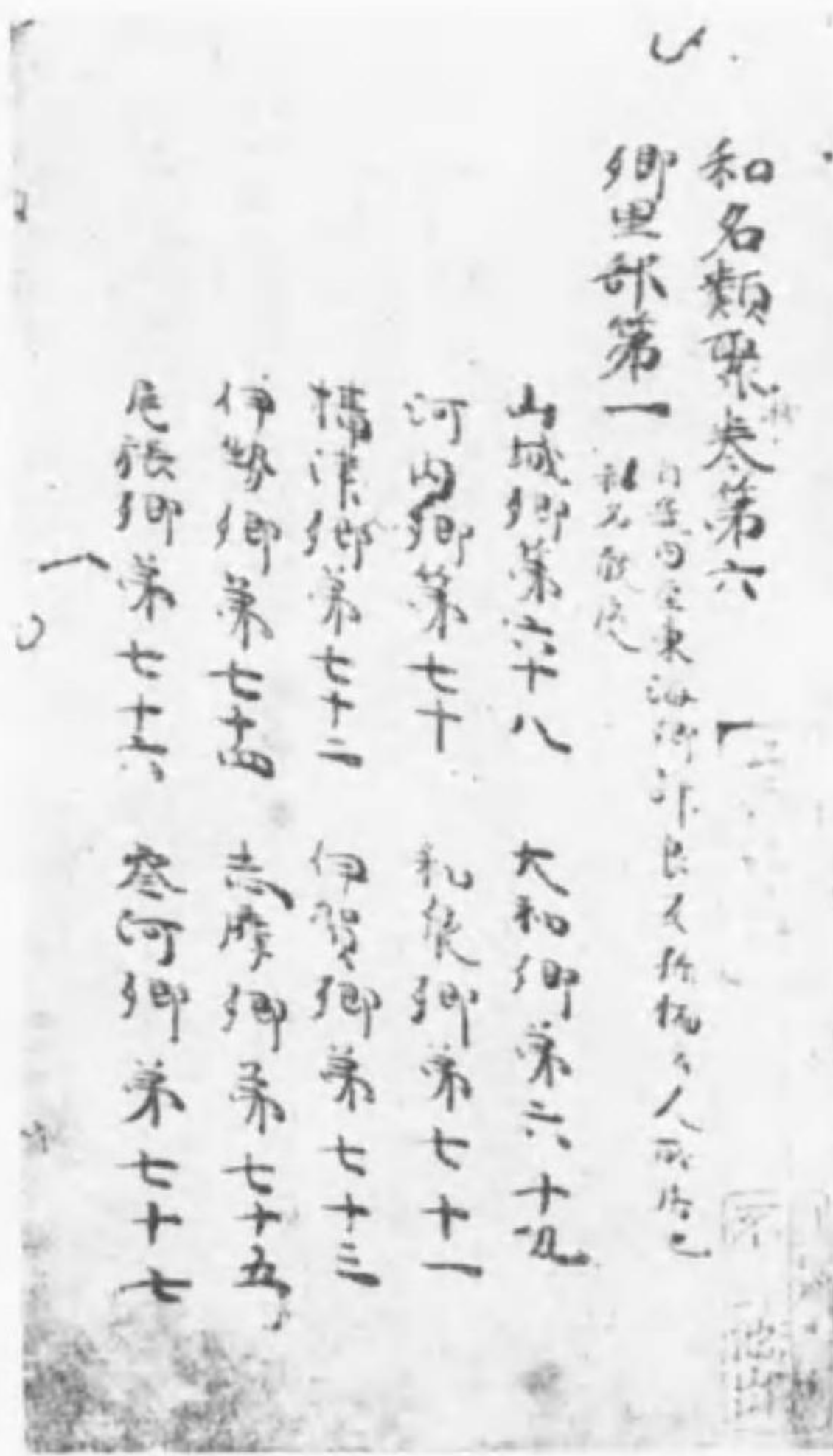
者、時令、樂曲、湯藥、官職國郡、殿舎、凡六部、時令一部、訓注全缺、樂曲、湯藥、倭名所無、至官職國郡、殿舎、諸名目、是皇國制度、雖載訓詁、匡云倭名、皆書中所不應有、且本書倭名字音開合法洵爲嚴整、而官職、國郡、時有出格、又釋顯昭、仙覺、卜部兼永、源善成公等書、每引證是書、至是六部、無一及之、則決知二十卷本之非源君舊本、故今據十卷本爲定、然則類聚名義抄、伊呂波字類抄、間有似據二十卷者、又本朝書目兩本並載、則二十卷本亦非近時之所贅附者、

と記し、十卷本を以て善本とせり。平田篤胤の

古史微開題に載せたる伴信友の説には、始め公主の教によりて、撰びて奉られ、その後また増補訂正して、撰びてぞ奉られけん、然らば、最初なるが少部本、後なるが多部本なるべし、さてその多少の二部ともに異本あるは、當初その草稿の世に漏れたるがあるべく、撰び成たりし後にも、時々ここ、と添削しおかれつるところのありけんを、因に寫し取たる本どもの世に傳はりて、しか異本どもの多く出來て、いづれを草書とも、清書とも、辨へがたくなりたるなるべし。さて多部本の六七八九の卷々なる國郡郷名は、延喜民部式に比べ見るに、國名はさる事にて、郡名も全く同じ、これ式と同じ、延長の頃、書載せられし微とすべし、又塵添塩糞抄に、姓氏の事を云へる、因に順和名に載する所、既に五百餘り、六百に及べり、其内朝臣百四十六姓、真人三十八、宿禰二百六十六、公六十四、首六十八、臣四也とあり、今姓氏を記たる本缺て、世に現在事をきかざれど、そのかみ全き本には、



皇國人の姓氏部のありしなり、是も同例に思ひ合すべし、探といへり。是等の説によれば十卷本は、所謂初稿にして、二十卷本は完成したるものなるが如し。但し狩谷氏は、「釋顯昭、仙覺、卜部兼永、源善成公等書、毎引證是書、至是六部無一及之、」といへど、是等の諸書には、六部中より引證すべきものあらざりしが故にて、顯昭等の見たるは、必ずしも略本のみにはあ



和名類聚抄 (保岡治所藏)

らざるべし。殊に狩谷氏は、「類聚名義抄、伊呂波字類抄、間有似據二十卷本者、」といひ、三僧記類聚に引きたるものも、二十卷本なり。且つ保岡潤治氏所藏高山寺舊藏本は二十卷にして、平安朝末期を下らざるものなり。第六郷里部より、第十居處部に至る五卷を一帖としたるによれば、二十卷を四帖としたるものなりし事を推考するを得べく、權記に見えたる四帖と同數なれば、或はその系統に屬すべきものならんかとも思はるゝなり。かた／＼以て、二十卷本は、原本に近きものにして、十卷本は、後これを抄略したるものなる事は、推測するを得べし。

この書の古寫本は、保阪氏所藏のもの最も古く、昭和六年、國寶に指定せられ、東京帝國大學史料編纂所にて、寫真版として古簡集影に收めたり。また寶生院の所藏本は、弘安六年の古寫にして、明治三十八年國寶に指定せられ、その一部は、稻葉通邦の模刻したるものあり。大正十五年、古典保存會にて、これを複製したり。刊本は、元和三年の活字本、慶安元年、萬治二年、寛文七年、嘉永四年等の板本あり。この書に關する参考書、註釋等は左の如し。

和名類聚抄釋義	二〇	釋	契沖
古本和名類聚抄註	五	未	詳
訂註和名類聚抄拾遺	四	諸葛加豆良麿	
箋註和名類聚抄	一〇	狩谷望之	
同 訓 纂	一	未	詳
和名類聚抄釋義	一	同	
和名類聚抄國郡郷考	一	山田以文	
和名抄諸國郡郷考	一五	富永春部	
和名抄郡郷考證	一八	栗田寛	
日本地理志料		村岡良麿	
倭名類聚抄			



和名 詩苑韻集 季綱切韻

和名抄類字

同

和名抄地名集覽

和名抄分音

和名抄地名數字

六 高田 與清

一 山崎 知雄

一 伴 信友

一 岡本 保孝

三 高田 與清

### 和名十卷

彰考館本、前田家一本には和字とあり。

倭名類聚抄の十卷本なり。同書の條に記せり。

### 詩苑韻集 十卷

今傳はらず。

### 季綱切韻 二卷

藤原季綱の編修したるものなるべし。今傳はらざれば、詳ならず。季綱の事は、本朝續文粹の條(三五四頁)に記せり。

### 古文切韻

これも今傳はらず。著者、及び卷數も明かならず。帝國圖書館所藏(伴信友書入)及び家藏一本は四巻とあり。

### 孝韻 孝範撰

孝範の編修したる切韻なるべけれども、これも今傳はらざれば、詳ならず。著者孝範は、文章博士藤原永範の子にして、尊卑分脈に、「文章博士、正四下、内昇殿、大學頭、越前守、一云、齋院次官、一云、母、猶子也、但繼正流云々、」と見えたり。

### 世俗字類抄 四卷

この書は、續群書類従目録に、「卷八百八十七上下世俗字類抄、」としたれど、刊本續群書類従には、平他字類抄上下を収めたり。

この書の事は、黒川春村の

碩鼠漫筆に、色葉字類抄は、もと世俗字類抄とて、上下二卷に編だせし書なり、こは、天養、久安のは

古文切韻 孝韻 世俗字類抄



となりけんを、猶年をへて増加しつゝ、養和に至りて、三卷となり、標題も色葉と更れり云々、まづ世俗字類抄は、續群書類從雜部に收めたれど、序跋もなき新寫本なれば、原本の傳來も知りがたけれど、全部のおもふき色葉と等しく、たゞ名物の員數、色葉よりも少きのみのだがひめなれば、これその原本なる事決なし、

と見え、「本朝書籍目錄に、世俗字類抄四卷と見ゆるは、此書張數多かるが故に、二卷を更に二つに分ちて、四卷とせしもありしなるべし」といへり。

この書は、世に傳はりたるもの稀にして、彰考館所藏の古寫本、及び前田侯爵家所藏の古寫本六冊あり。いづれも、世俗字類抄と題したれど、同じきものにあらず。

一 彰考館本は、卷首に、「源周光撰」とありて、左の序文をのせたり。

叙曰、漢家以音悟義、本朝就訓詳言、而文字且千、訓解非一、今揚色葉之一字、爲詞條之初言、凡四十七篇、分爲兩卷、篇中勅部、爲令見者可不勞眸也、字下付訓、爲令愚者可指掌也、不可及外見、而可啖以授家童、信而可暗瞭、於脫漏字、後人補之云爾、

と見えて、伊呂波四十七篇に別てり。上卷の始に、「此書別名大名目抄、官家殊用之、但有省略註脚、」と記せり。上卷は、伊より加に至り、中卷は、與より久に至り、下卷は、也より須に至り、各これを左の二十一部門に分類せり。

- 天象付歲時 地儀付居所並住宅具 植物 動物 人倫付鬼神類 人體付病瘡類 人事付藝術產業 飲食
- 雜物 光彩付繪丹並染色等 方角 員數 辭字 重點 疊字 諸社 諸寺 國郡 姓氏 官職 名字

著者源周光は、いかなる人か詳ならず。源氏に周光といへる人を見ず。但し尊卑分脈藤原明衡の

世俗字類抄

以呂波仁保邊上

以部

天象付歲時 雷 運 電 上 古 今 雨 天 稻 妻 牽 牛 不 知 骨 居 待 俳 浪 燐 運 歌 虛

(藏所氏爲利田前爵侯)抄類字俗世

孫にて、敦基の子に、大監物周光あり。拾遺佳句を著はし、且つ父祖の文名高きとによれば、源は藤の誤寫にて、この人ならんか。但し諸寺に、東福寺、建仁寺、萬壽寺、天龍寺、相國寺を「京五山一」と註し、建長寺、壽福寺、淨智寺、淨妙寺、圓覺寺を「關東五山一」と註したる寺名等は、後の追記なるべし。彰考館本には、「于時永正十二年乙三月上澁日、比丘順誠拜」と記せり。

この書は、黒川春村翁の説の如く、色葉字類抄と同じきさまにて、序文も同じく、部門もかはらず、唯字彙と註記とに、異同あるのみなれば、この書と色葉字類抄とは、その系統を同じくしたるものならんか。色葉字類抄は、三卷にて、前田侯爵所藏古寫本大正十五年育徳財團の複製ありあり。下卷の奥書に、「自天養比、



至于治承卅餘年、補綴无隙、部類如舊、中内膳典膳橋忠兼撰、とありて、天養頃に撰び、治承の頃、橋忠兼の補綴したるものなり。なほこの書の彰考館本に、源周光撰とあるを以て考ふるに、藤周光は、天養の頃にて、色葉字類抄の撰と同時になれば、もとは同書なりしを、後に追加補綴して、一は今の色葉類抄となり、一はこの書となりしものならんか。

二 前田本には、撰者もなく叙文をのせず、且つ冊數もあはず。その篇目は、彰考館本と同じく二十一部門にして、順序もひとしく、唯姓氏を官職の下に列ねたるもの、み異れり。卷一は、以より土に至り、卷二は、知より加に至り、卷三は與より久に至り、卷四は、也より天に至り、卷五は、安より志に至り、卷六は、恵より寸に至れり。卷六の

奥書に、本書云、建保三年乙未六月廿三日、於于吉水御所寫畢、本云、文永三年丙午五月十日、加双紙修補之由在之、貞和三年丁亥十一月重而致修覆之旨在之、  
刑部少輔藤原朝臣在判

とありて、最末に、「應仁大亂之砌」云々とあれど、處々蝕損せり。書中、建長寺、圓覺寺などの字ありて、「鎌倉五山也」など註したるところあり。また定家假字遣と註したるところあり。この外、「吾妻鏡」と註したるもの、處々に散見し、二三「太平記在」としたるものあり。これ等は、いづれも後人の追記なるべし。

### 假名玉篇 三卷

今傳はらざれば詳ならず。古書の中にこの書を引ききたるものなし。玉篇は、日本見在書目録に、「玉篇卅一卷、陳左將軍撰同抄十三卷、」とあれど、この書の卷數甚だ少きによれば、これを抄略して、假名を附したるものにや。仁平元年七月四日の仁和寺宰相阿闍梨法文目錄に、「玉篇三帖上中下」とあると卷數あへば、この書と同じきものならんか。また世に、和玉篇と題したるものあり。中田薫博士所藏の長享三年八月書寫の古寫本三冊あり。(大正十二年九月、震災災にて焼失したりといふ。)言繼卿記に、天文三年四月、坊城長淳が、倭玉篇三冊を言繼に返し、同十五年正月、言繼が、後奈良天皇の皇子曼珠院覺恕に、倭玉篇三冊を借しまゐらせ、二月、覺恕より返されたる事見えたり。倭玉篇も、假名玉篇も同じく三冊なれば、同じきものか。或は假名玉篇によりて倭玉篇を撰びたるものか、明かならず。同じきものならずとも、二書聯絡ありしもの、如し。なほ倭玉篇の事は、岡井愷吾博士の玉篇の研究、(東洋文庫論叢十九所收)岡田希雄氏の中田博士本長享和玉篇と玄順本玉篇、(立命館文學第一卷五號所載)に見えたり。

### 字鏡抄 一卷

内閣一本、前田一本等には、六卷としたり。



世に傳はりたる字鏡抄は、三卷九本にして、一卷なるものきこえず。この書は、偏傍により、漢字を分類し、音訓を片假名にて記したるものなり。三卷本は、一天部、地部、二植物部、三動物部、人倫部として

奥書に、光明寺常住物也、此抄六帖、共先年光祐和上被成筆與之儀歟、

于時天文十六丁未五月、重而結彼紙付畢、他所不出之、 沙 門 榮 祐

とあり。また字鏡集には、二十卷と、七卷との二本あり。二十卷本は、毎卷の末に「爲長作」と記し、一天象部、二三四地儀部、五六七植物部、八九十動物部、十一、十二、十三人體部、十四人事部、飲食部、十五、十六、十七雜物部、十八、十九、二十辭字部、二十末雜字部なり。一の奥書に、「應永廿三年七月廿三日寫之、十九の奥書に、「應永廿四年六月廿八日寫之、」と記せり。七卷本は、一天象部、二地儀部、植物部、三動物部、人倫部、四人體部、五人事部、飲食部、六光彩部、方角部、員數部、辭字部にて、

奥書に、寛元三年四月二日小川法印承示云、朱點東宮切韻、墨點唐玉篇也、自支脂至于灰哈又舌内也

寛元三年五月十日、尙成云、墨點不審寫也、朱點詳之、無不審字也、已上七冊、

とあり。三卷九本の字鏡抄は、蓋し字鏡集の抄本なるべく、著者爲長は、菅原爲長なり。この字鏡抄一卷は、三卷本の抄本にや、或は別のものか明ならず。二十卷本の字鏡集は、享和二年檢校保己一が、醍醐理性院本を以て書寫したるもの十冊あり。昭和八年石版刷としたり。

## 九 詩 家

### 經國集 二十卷 近代詩人新作詩、良峯安世、滋野貞主等撰

慶雲四年より、天長四年に至る、上下百二十年間の詩文をあつめたるものなり。淳和天皇の勅命によりて、良峯安世總裁となり、滋野貞主、南淵弘貞、菅原清公、安野文繼、安倍吉人等編纂の事にあづかり、天長四年奏覽したる事、日本紀略に見えたり。なほ詳なる事は、撰者滋野貞主の上りたる

表文に、臣聞伏惟、皇帝陛下教化簡樸、文明鬱興、以爲傳聞不如親見、論古未若徵今、爰詔正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良峯朝臣安世、令臣等鳩訪斯文也、詞有精麤、濫吹須辨、文非一骨、備善雜難、若無琳瑯盈光、瓊瑛圓色、則虬龍片甲、麒麟一毛、既而太上聖皇、推玉璽而蹤寂、皇帝叔主、受昭華而德隆、共勉積學之添明、同要博文之助道、慧性並懋、天才俱聰、雅操飛文、似兩龍之分燭、與寄摛藻、疑雙曦之齊暉、緊健之詞、體物殊聳、清拔之氣、緣情增高、寶射染毫、無勝負於八體、翡翠開匣、不優劣於六書、堯之克讓文思、舜之濬哲好問、先聖後聖、其揆一焉、又先歲昇霞之駕、叡藻猶遺當



代、重輪之光、精華彌盛、臣閱史籍之卷、未有如此之時、但至如製令、不敢評論、特降綸言、尙俾商確、尺表測景、日月不以缺其輝、寸管候時、陰陽無以錯其節、遂使龍蛇同穴、龜魚共淵、屈荆山之光、和砥碇之質、斷自慶雲四年、迄于天長四載、作者百七十八人、賦十七首、詩九百十七首、序五十一首、對策



經國集卷第一

東宮學士從五位下臣野野原上上  
臣聞、大驚書契、登主、文章、古有、林詩、之  
官、王者、以、知、得、失、故、不、棄、者、所以、宣、上  
下、之、恩、也、人、倫、之、叙、窮、理、也、性、以、充、而  
物、之、風、者、也、且、文、實、報、也、故、長、君、有、賢  
納、承、之、有、荷、義、用、鳥、之、有、日、故、使、使、使、使、  
以、來、朝、人、強、武、海、納、江、左、其、流、尤、隆、揚、  
雖、遠、書、之、愚、咸、道、而、有、罪、越、文、東、也、

經國集

(藏所氏親義川德爵侯)

三十八首、分爲兩帙、編成廿卷、名曰經國集、冀映日月而長懸、爭鬼神而將與、先入者麗者、卽不刊之書也、彼所漏脫、今用兼收、人以爵分、文以類聚、然年代遠近、人文存亡、搜而未盡、闕而俟後、謹與參議從四位上行式部大輔臣南淵朝臣弘貞、從四位上行大學頭兼文章博士壻磨權守臣菅原朝臣清公、從四位下行

東宮學士安野宿禰文繼、正五位下守中務大輔臣安倍朝臣吉人等、詳舉甄收、無所隱秘、臣等學非飽聽、智略異聚砂、朱愚之上逼以嚴命、辭而不獲、敢以參議、爵次姓名列之如左、謹上、

天長四年五月十四日

と見えたり。經國とは、表文の中に、「經國而無窮」とあるによりたるものなるべし。

著者良峯安世の事は、日本後紀の條(五八頁)に、滋野貞主の事は、祕府略の條(二九四頁)に、南淵弘貞の事は、令義解の條(二二七頁)に菅原清公の事は、新定酒式の條(三〇一頁)に記したり。

この書は、侯爵徳川義親氏所藏寫本ありて、

卷一奥書に、康永癸未之歲初秋上旬之候、於西郊幽居、粗校讐之、點畫之誤、尙以有疑、此書蓮華玉院寶藏之本也、近古以來無握甞之人、金玉之聲久埋塵埃之底、卷軸多一紛失、可遺僅上帙二卷第一下帙五卷一、二、三、四、上古之編什興味尤深、仍軸々相分書寫之耳、

とありて、康永の頃、既に三分の一を逸し、今は卷一賦、卷十詩九、卷十一詩十、卷十三詩十二、卷十四詩十三、卷二十策下の六卷を存し、これを群書類從に收めたり。なほ此書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

銀勝翰律 十卷 菅原是善撰

今傳はらざれば詳ならねど、蓋し詩文の撰集なるべし。この書の事は、會分類聚の條(三五二頁)に引きたる三代實錄に見えたり。なほ

本朝麗藻に、夏夜池亭即事 儀同三司

閑甚掩韻及鷄鳴、向老慙勸朋友情、口詠新調千首集子時於座上披閱錄

銀勝翰律



とある銀勝集は、やがてこの書の事なるにや。然らば千首集とあるによるに、十卷に收めたるものは、千首にも上りたるもの、如し。

### 菅家三代集 二十八卷

圖書寮本(荷田在滿舊藏)四冊一本、彰考館本、神宮文庫一本等、この集をのせざるものあり。

菅原清公、是善、道真三代の詩集なり。

清公の集は、菅家集と稱して、六卷ありし事、道真の表文、及び菅家御傳記に見えたれど、今は世に傳はらず。

是善の集は、菅相公集と稱して、道真の表文に見え、三代實錄にのせたる是善の傳にも、「又有家集十卷」とあり。また菅家文章卷十、及び卷十二に載せたる識語には、天承元年八月、菅相公御集第十五卷、第二十卷を、菅家文章と共に、北野聖廟に納めたる事見えたるは、いかなるものか、別本なるべし。菅相公集の事は、

梅城録に、神君所編輯、父菅相公文集有言、舊簡尙書左丞相詩曰、欲記家門相接密、道真公幹混劉宗、

自註云、君家公幹、我兒道真、但是前代劉氏之名字也、知其不期而然耳、

とあるによれば、道真の編修したるものなり。

道真の集は、即ち菅家文章にて、十二卷あり。その下に載せたる同書の條に記したり。この父祖三代

集二十八卷は、醍醐天皇の御代、道真の奏進したるものなり。その

日本紀略に、昌泰三年八月十六日辛未、右大臣菅原朝臣上狀、奏進家集二十八卷、

菅家後集に、獻家集狀

合二十八卷

菅家集六卷祖父清公集

菅相公集十卷親父是善集

菅家文章十二卷道真集

右臣某伏惟、陛下始御東宮、有令求臣讚州客中之詩、臣寫取兩軸、啓進既訖、登極之後、侍臣或人勸臣令獻文章多少、臣蒙或人之勸、搜覓元慶以往稟草、臣先在讚州之間、書齋漏濕、典籍皆損、就中損之甚者、臣文章也、或舉軸黏腐、舒之如粉、或篇中破缺、數字消滅、其詞不足誦之、人亦不載于口、無由尋得、默然而已、或人告云、賀州別駕平有直、雖非詩人文士、好寫天下詩賦雜文、疑是汝草同在篋中歟、臣忽然大悅、招取有直、以或人語、懇懇請託、有直一諾歸去、經數日乃寫贈文筆數百首、互礫之報、金玉甚輕、破顏謝之、合眼感之、其猶所缺者、就腐殘之半邊餘點、叩會首尾、補之綴之、恐往々背前、令人意疑之、伏勸昌泰三年內宴應制以上詩、並先後雜文等、且成十有二卷、臣十五歲加冠、而後二十六對策以



前垂帷閉戸、涉獵經典、雖有風月花鳥、蓋言詩者妙焉、秀才登科則不經幾年、爲戸部侍郎、戸部主務、  
尊案牘、遷吏部之年、兼文章博士、令講後漢書、講書之煩、亦妨詩興、今之所集、多是仁和中、讀州  
 客意、寬平以降、應制雜詠而已、客意者、以叙微臣失道也、應制者、以遇天子之好文也、觸物之感、不覺  
 滋多、詩人之興、推而可量、臣伏惟、臣家爲儒林文苑尙矣、臣之位登三品、官亦至丞相、豈非父祖餘慶  
 之所延及乎、既賴餘慶、何掩舊文、爲人孫不可爲不順之孫焉、爲人子不可爲不孝之子矣、故今、獻臣草  
 之次、副以奉進之、伏願陛下、曲垂照覽、臣某不勝感歎之至、誠惶誠恐、頓首々々、死罪々々、謹言、  
 とあり。醍醐天皇嘉納あらせられて、ために七言律の御詩を賦し給ひしかば、道真も亦、和韻し奉りし  
 なり。そは

同書に、見右丞相獻家集

門風自古是儒林、今日文華皆盡金、唯詠一聯知氣味、況連三代飽清吟、琢磨寒玉聲々麗、裁制餘霞句  
 々侵、更有菅家勝白様、從茲拋却匣塵深、平生所愛、白氏文集七十卷  
是也、今以菅家不之開歟、

奉感見獻家集之御製、不改韻兼叙部情一首

反哺寒鳥自故林、只遺風月不遺金、且成四七箱中卷、何幸再三陛下吟、犬馬微情又手表、氷霜御製遍  
 身侵、恩覃父祖無涯岸、誰道秋來海水深、

と見えたり。この後、興福寺の僧寛建、入唐の際、天皇特に道真の詩三卷をば、紀長谷雄、橋廣相、都良香

の集と共に、これに附し給ひて、唐に流布せしめ給へり。そは扶桑略記に引きたる

醍醐天皇御記に、延長四年五月廿一日、召興福寺寛建法師於修明門外、奏請就唐商人船入唐、求法及  
 巡禮五臺山許之、又給黄金小百兩、以宛旅資、法師又請此間文士文筆、菅大臣、紀中納言、橋贈中納言  
 都良香等詩九卷、菅氏、紀氏各三卷、橋氏二卷、都氏一卷、但件四家集仰追可給、道風草行各一卷、付  
 寛建、令流布唐家、

と記させ給へり。

菅家後集

内閣一本、圖書寮本、(松岡舊藏)神宮文庫本、前田一本等、菅家芥集としたるもの多し。また内閣一本、岩崎文  
 庫本、前田家一本等、十三本には、三帙とし、圖書寮本(荷田在滿舊藏)以下五本には三帙とあり。

菅原道真の太宰府に左遷せられたる後に、吟詠したる詩を集めたるものなり。通憲入道藏書目錄に  
 は、「菅家後集一卷」と見え、  
 大鏡に、かの筑紫にてつくりあつめさせ給へりけるをかきあつめて、一卷とせしめ給ひ、後集とな  
 づけられたり、  
 と見えたり。なほ

卷尾に、西府新詩一卷、今號後集、臨薨封緘、送中納言紀長谷雄、長谷雄見之、仰天而歎息、大臣藻思



絶妙、天下無雙、雖居卿相之位、不拋風月遊、凡文章多在人口、後代言文章者、莫不推菅家矣、  
 在柄天神緣起に、昌泰三年八月より、後西府にして作らせ給ひたりける詩を集めて、後集となづけ  
 て、延喜三年正月の頃、心神漸例にたがひ給ひしに、箱のうちに納めて、中納言長谷雄の卿のもとへ  
 おくりつかはしき、紀納言これをひらきて、天に仰ぎ、地にふして、なきかなしび給ひけり、  
 とあるによれば、紀長谷雄に贈りたるものなり。この集は一巻なりし事、諸書に見えたるを、本朝神社  
 考の註には、後集三巻と記せり。分冊したるもの、巻數にて、この書籍目録の一本に、三帖とあるによ  
 りたるものにや。

この書は、貞享四年の刊本あり。また群書類從に收めたり。

集韻律詩 十卷

内閣本以下一帖としたり。

今傳はらねば詳ならねど、律詩のみにて、韻の同じきものを類聚したるものならんか。この書は、菅  
 原是善の著なるよし、三代實錄に見えて、會分類聚の條(三五二頁)に載せたり。

後江相公集 二卷

内閣以下の諸本、或は二帖とし、或は二巻としたり。

大江朝綱の詩文集なり。これも今傳はらず。朝綱の事は、新國史の條(八四頁)に載せたり。その詩は、  
 扶桑集、和漢朗詠集、和漢兼作集等に收めたり。

善家集 一注 清行

三善清行の家集なり。これも世に傳はらず。

政事要略卷廿二八月四日北野天神會事の條に、先是、昌泰三年十月十一日、文章博士三善清行朝臣、

奉右丞相書云、在家集第  
七卷中

とあるのみ。清行の事は、十三箇意見の條(二一五頁)に載せたり。

扶桑集 十六卷 紀齊名撰

刊本、神宮文庫本(江藤文庫舊藏)等十二卷とし、彰考館本、前田家一本八卷としたり。

平安朝中期頃の詩を編輯したるものなり。菅家文一章に註記したるもの、中に、扶桑集卷十六と見  
 え、建内記にも、「扶桑集八冊十六局全部也」とあり。通憲入道藏書目錄に、「一合第百六櫃内、一結、扶桑  
 集九局第一」とある九局は、合冊したるものなるべし。今世に傳はりたるものは、缺卷多く、群書類從に  
 收めたるは、卷七、卷九の二冊のみにて、いづれも、卷首缺逸したり。まづ卷七には、哀傷部悼亡、哭、某部



隱逸付巻、贈答部、贈答、懐舊、懐舊語、但し懐舊の後、卷九には、某部毛詩、孝經、史記、家求、詠史、勸學、及第、落第、筆、但しこ處十、山居、贈答部、贈答、懐舊、半話舊の全部缺けたり、卷九には、某部毛詩、孝經、史記、家求、詠史、勸學、及第、落第、筆、但しこ處十、山居、贈答部、贈答、懐舊、半話舊の全部缺けたり、卷九には、某部毛詩、孝經、史記、家求、詠史、勸學、及第、落第、筆、但しこ處十、山居、贈答部、贈答、懐舊、半話舊の全部缺けたり、部名明ならず、下の武部あれば、文部とありしが、武部以下缺けたり、

この集は、江談抄に、「時歴九代賦」とありて、光孝天皇より一條天皇まで、九代間に於ける詩人の作れる詩を撰集したるものとしたり。但し

二中歴には、詩作者扶桑集七十六人

- 村上天皇 中書王 菅丞相道 藤左丞相在 紀納言谷長 江納言維時 橘納言好古 尙書文範
  - 橘贈納言廣相 江相公菅人 野相公野整 菅相公輔正 善相公清行 後江相公朝 菅三品文 統
  - 理平 都良香 高五常 田達音忠臣 紀在昌 慶保胤 橘正通 源正通 源正規 源相規 菅雅
  - 親 藤篤茂 源順 源英明 橘直幹 橘在列 良春道 菅淳茂 菅庶幾 藤雅材 都在中 菅輔
  - 昭 藤後生 菅野名明 野美材 物安興 藤博雅 平佐幹 江澄明 紀淑光 善宗 清滋藤 江
  - 昌言 菅斯宗 橘倚平 安興行 善文明 張言鑒 菅在躬 藤行葛 菅資忠 菅惟肖 藤金茂
  - 源訪 藤博文 江齊光 藤國風 菅惟熙 紀淑望 橘秘樹 坂恒陰 藤清平 藤季孝 高相如
  - 清仲山 藤諸蔭 藤雅量 菅高規 藤惟茂 源幹國 藤最貞 江千古 藤在躬
- とあり。これによれば、文徳天皇より、冷泉天皇までのものなり。この作者中、源順の詩を最も多く収録したりとて、當時これを非難せしものあり。こは

江談抄に、扶桑集順作多事

扶桑集中、順作尤多、時人難云々、問順序多自紀家序如何、帥答云、花光浮水上序、順序也、專不可入也、而齊名、以爲其祖師、多入之由時人難之、

と見えて、順は著者の祖父の師なるが故なりといへり。

この書の著者紀齊名は、木姓田口にして、後紀氏と改め、式部少輔、大内記に至り、長保元年、四十三にて卒せし事、小右記に見えたり。この書の著作年代に就いては、

江談抄に、扶桑集被撰年紀事、

又云、扶桑集長徳年中所撰也云々、時歴九代賦、今上之時也、と見えて、一條天皇の長徳中としたり。されば、この書撰修竟りて、程なく齊名は卒去せしが、その後三ヶ月を経て、その妻、この書を左大臣藤原道長に贈りしなり。そは

道長公記に、長保二年二月廿一日己巳、故齊名妻奉扶桑集、

とあり。されば、はやく世に流布して、誤寫等の多き本もありしものと見えたり。即ち

雲州消息に、諸家集

右給畢、一見之後、早可返獻也、亦人黒主之家集、猶可求給也、樂府、扶桑集、隨命奉借、扶桑集紙繆已多、是書寫之人誤也、無畫馬慎賦、



と見えたり。なほ中御門宗忠は、此集と、本朝麗藻とを切り繼ぎて、韻花集二十卷を編纂したる事、中右記に、保延三年四月二日、先年居所鴨院焼亡之時、調度物具文書八百餘卷焼了、其中受故式部大輔史記、文集、毛詩焼了、大歎也、韻花集廿卷自筆書扶桑集、本朝麗藻、切繪韻也、白律約十卷略す件兩部抄物書焼了、心中大歎也、

と記せり。なほこの書の事は、建内記に、嘉吉元年九月十四日、扶桑集八冊、十六局、全部也、代百三十疋、自長橋局被行之と見えたり。その缺卷となりたるは、いつ頃の事にか。通憲入道藏書目錄に、「扶桑集難義抄一局」と見えたるは、いかなるものか、この書に就て、その批評などを記したるものならんか。

橋氏文集 八卷 廣相撰

橋廣相の詩文集なれど、今傳はりたるものあらず。醍醐天皇延長四年、入唐僧興福寺寛建に、菅原道真等の詩と、橋氏二卷等を附して、唐國に流布せしめ給ひし事、扶桑略記に見えて、菅家三代集の條(三八九頁)に記したり。橋氏二卷は、この書の中なるべし。廣相の事は擬潜夫論の條(二一四頁)にのせたり。

野相公集 五卷

相公は參議の唐名にて、小野氏の中、參議たりし人の詩集なり。小野氏にて參議に任せられたるは、岑守、篁の父子、及び篁の孫好古の三人あり。この中、好古は大宰大貳となりて、野大貳と稱し、詩人にあらず。岑守、篁は詩を善くし、岑守の詩は、凌雲、文華秀麗、經國の三集にのせたるもの三十首あり。篁の詩も經國、扶桑の二集にのせて、扶桑集、及び本朝文粹には、野相公としたれば、こは篁の集なるべし。この書籍目錄前田家一本には、何人か「小野篁」と註したり。今傳はらねば、いづれの集か、父子の集を併稱したるものにか。岑守の事は、日本後紀の條(五八頁)に、篁の事は、令義解の條(二二八頁)にのせたり。

本朝麗藻 二卷 高階積善

扶桑集以後に於ける詩を編修したるものなり。内閣一本、前田家一本、徳富本には、「寛弘年中撰當時詩、上卷逸、下卷存、」と註したり。何人の記入したるものにか詳ならず。この書も、群書類從に收められたり、缺逸したるところあり。その篇目は左の如し。

- 卷上 春首款 夏秋尾缺 冬缺
- 卷下 山水 佛事 神祇 山莊 帝德 法令 書籍 賢人 讀德 詩 酒 贈答 饒送 懷舊 述懷

にて、作者は三十五人なり。即ち二中歴に、本朝麗草三十四人



一條院 後中書王具平 左相府道長 儀同三司伊周 右金吾齊信 左金吾公任 源納言俊賢  
 藤納言忠輔 拾遺納言行成 勘解由相公有國 源相公頼定 吏部相公輔正 源三位憲定  
 以上公卿  
 江匡衡 菅爲基 江以言 江通直 菅宣義 高積善 藤爲政 江舉周 菅爲清 藤義忠已上 爲  
 憲 敦信 孝道 舉直 如正 輔尹 爲義 道濟 江時棟已上 文理文章生 明理 伊頼

とあり。  
 著者の積善なる事は、江談抄にも、「本朝麗藻者、高積善所撰也、」と見えたるにて明なり。卷首缺けて序文なども見えざれば、編修の年代は明ならねど、卷下江以言の「冬日陪於飛香舍、聽第一皇子始讀御註孝經應教詩、一首並序、」に寛弘二年十一月十三日とあり。卷上に、「清夜月光多、以澄御製」とあるは、道長公記に、「寛弘四年閏五月十五日庚申、御前有作文、題清夜月光多、」と記したる時の事なり。また藤原齊信を右金吾とし、同公任を左金吾として、左右衛門督たりし時なり。公卿補任に、公任は、長徳二年、參議にて、右衛門督を兼ね、長保二年、中納言に進み、齊信は、翌三年、權中納言にて、左衛門督を兼ね、寛弘五年三月四日、公任と共に權大納言に進み、衛門督を罷めたる事見えたり。これによれば、この書は、寛弘四年六月より、翌五年四月までの間になりしもの、如し。  
 撰者積善は、高階成忠の子にて、尊卑分脈に、「冊、辨、彈正少弼、左少辨、正四位下、」とあり。辨官補任には、長和三年までをのせたり。

この書の事は、

後二條師通記に、寛治六年十二月十八日、三代御製、本朝佳句、本朝麗藻等、依召明年可奉之上、とあり。また中御門宗忠は、この集と、扶桑集との韵を切り繼ぎて、韵花集二十卷を編纂したる事、中右記に見えて、本文は扶桑集の條に掲げたり。なほこの書に關しては、林古溪氏の本朝麗藻雜記(國語と國文學百三十三號)に載せたり。

江金吾集 一卷

金吾は衛門府の唐名なり。大江氏にて、衛門督たるは、參議音人にて、右衛門督を兼ねたれど、扶桑集には、音人を江相公と記し、下にも別に、江音人集あれば、こは別人の集なるべし。なほこの外、大江氏の中にて、衛門の官たる人を索むるに、尊卑分脈大江氏の系に、式部權大輔千古の子に、右衛門佐維明あり。朝綱の子に、右衛門佐澄景あり。大學頭齊光の子に、右衛門權佐成基あり。されど、いづれも詩を賦したる微證見えざれば明ならず。

本朝秀句 五卷 藤原明衡撰

詩賦の秀逸なる句のみ撰出したるものなるべし。通憲入道藏書目錄に、「一合第百六櫃、一結、本朝秀句



一部、二とあり。今傳はらず。唯

江談抄に、龍宮浪動群魚從、鳳羽雲起百鳥鳴、以言、題松爲衆木長、此句古人號大似物、或人云、此句不甘心、然入本朝秀句如何、

河海抄柏木卷に、本朝秀句天與善人吾不信、右將軍葉草初秋、紀在昌右大將保忠事を作れる詩也左大臣時平息、

母基康親王女、仍近代と云也、

と見えたるのみ。著者明衡の事は、本朝文粹の條(三四五頁)に載せたり。

續紀家詩集 三帖

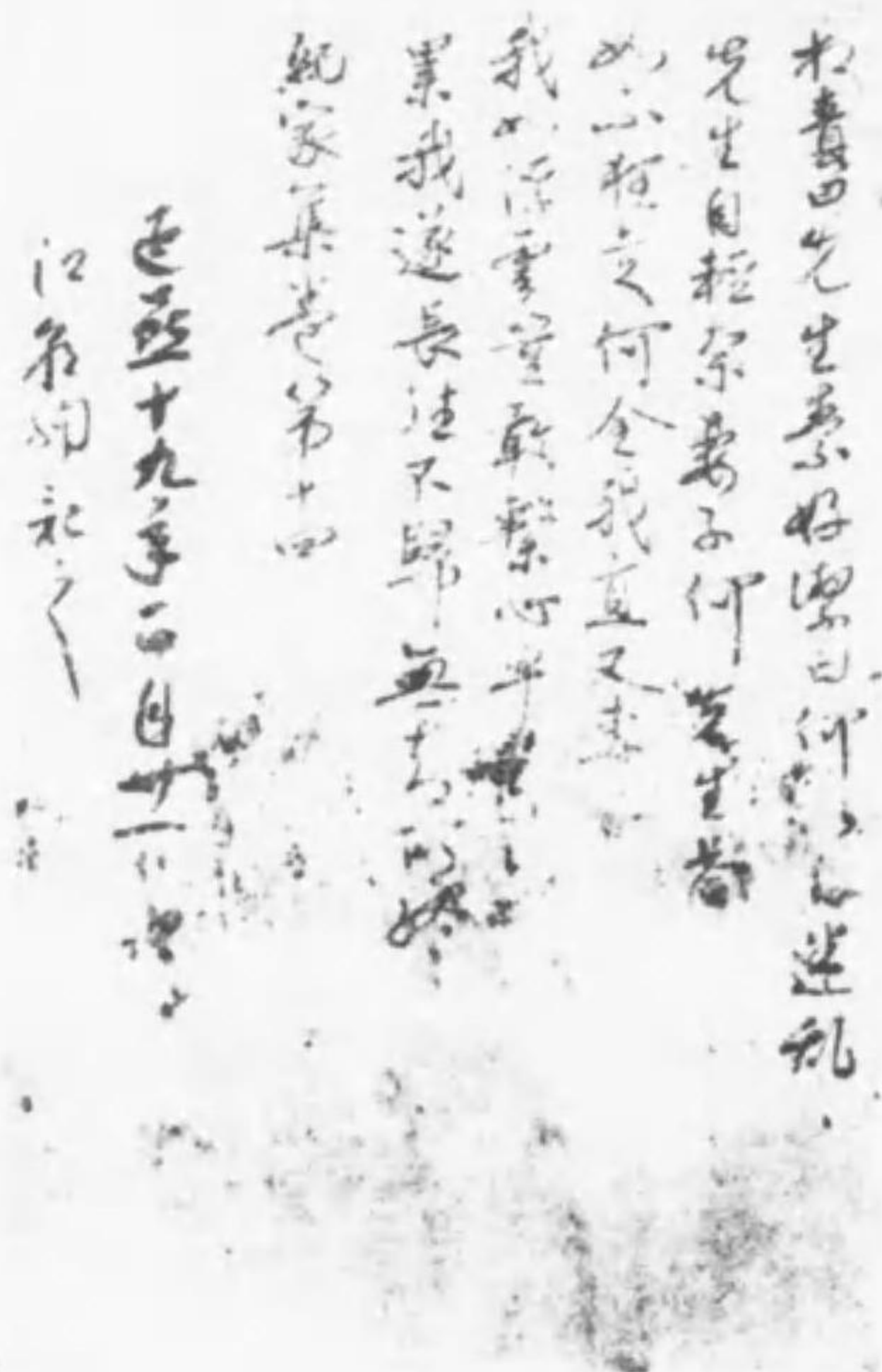
紀家は紀長谷雄にて、この書は、紀長谷雄詩集の續編なり。長谷雄詩集の事は、

看聞日記に、永享五年八月一日、仲秋吉兆毎事幸甚々々、早具、室町殿御遷進之、中次禁裏、仙洞進、

略○中 仙洞三種、其内雙子二帖、詩册長谷雄卿集、累代秘藏物也、依計會古物取出、比典也、但如此雙子、八潮進先例也、

とありて、後崇光院より、後小松天皇に進獻し給ひしなり。なほ、長谷雄の詩は、醍醐天皇の御代、興福寺僧寛建入唐の際、天皇菅原道真等の詩卷と共に、紀氏三卷を附して、唐國に流布せしめ給ひし事、扶桑略記に見えたり。(菅家三代集の條参照)この外、延喜以後詩ありし事、本朝文粹にのせたる長谷雄の序文に見えたり。この續紀家詩集は、これ等詩卷の續集にてもあらんか。伏見宮御所藏の、延喜十四年大

江朝綱の手寫したる紀家集一卷あり。卷十四にて、長谷雄の文章を收めたり。紀家集には、詩をも收めて、二十餘卷に上り、詩集及び續詩集は、その中にありしものならんか。或は長谷雄の詩集は、紀家詩集



紀家集 (伏見宮御所藏)

にして、その子淑望の詩集を續紀家詩集といへるにか。他に徴すべきものなければ詳ならず。

長谷雄は、彈正忠貞範の子にして、中納言に至り、延喜十二年、六十八にて薨じたる事、日本紀略に見え、淑望は、大學頭となり、延喜十九年卒したる事、古今和歌集目錄に見えたり。

後江李部集 一帖

群書類從本、家藏一本等一卷としたり。

李部は、式部の唐名なる吏部と同じく、式部大輔大江匡衡の集三卷を江吏部集と稱したれば、これに對して、後江李部集に、その子式部權大輔舉周の詩文を集めたるものなるべし。今世に傳はらず。古書に



引きたるものも見えず。舉周は、大江氏系圖に、「文章博士、式部大輔、正五位下、和泉守、母赤染衛門、」とありて、永承元年六月卒去せり。

續本朝秀句 三卷 法性寺太閤、私敦光撰、

内閣一本、神宮文庫一本、(江藤文庫本)前田一本等、三帖としたり。

藤原明衡の本朝秀句について、撰びたるものなり。通憲入道藏書目錄にも、「一合、第百六横、三帖續本朝秀句<sup>上中下</sup>」とあれど、今傳はらず。

この書の撰者法性寺太閤は、太政大臣藤原忠通にて、

今鏡紅葉の御かみの巻に、また本朝秀句と申すなる書の後しつかせ給ふとて、法性寺入道おとゞにえらばせてまつり給ふとぞうけ給はりし、さてそのふみの名は、續本朝秀句とぞ申して、三まき、なさけ多く撰ばせ給へるふみなり、

と記し、御笠の松の巻に、「白河院にも、三巻の詩撰びて奉り給ひ、」と見えたるものなり。されば、「私敦光撰」とあるは、誤なる事言ふを俟たず。敦光は、本朝秀句の著者明衡の子なれば、忠通特に敦光をして、撰集せしめたるものならんか。また柱史抄の奥書には、藤原孝範の著はしたる秀句抄三卷ありしよし記せり。蓋し正續本朝秀句より抜萃したるものならんか。

忠通は、知足院關白忠實の子なり。鳥羽、崇徳、近衛、後白河、二條の五朝に歴事し、關白、太政大臣と

なり、應保二年出家し、長寛二年薨す、年六十八、法性寺關白と稱し、詩文に工なる事、今鏡に見えたり。敦光の事は、本朝帝紀の條に(九七頁)のせたり。新修往生傳に、「其所製作文章詩句、滿櫃二十合、佳句多在人口、」と記せり。

保胤集 二帖

群書類從本、家藏一本等、二卷に作る。

今傳はらず。古書に引きたるものも見えず。但し江談抄に、保胤、正通等集の詩三百首を爲憲の本朝詞林に書き入れたるよし見えたり。

保胤は、丹波權介賀茂忠行の子にして、大内記となり、姓を慶滋と改め、出家して、寂心と號し、長徳三年卒す。續本朝往生傳に、「富才工文、當時絶倫」と見え、文章佳句、于今在人口、」と記せり。

日本佳句 二帖

群書類從本、内閣一本等二卷に作り、神宮文庫本(江藤文庫本)三帖とあり。

本朝秀句の類にて、詩文の中、秀逸なる佳句を集めたるものなるべし。これも今傳はらず。著者も明ならず。



本朝佳句 二帖

群書類従本、及び其の他に八巻としたるものあり。

本朝秀句、日本佳句などと同じく、詩文の中優秀なる名句を撰集したるものなるべし。この書籍目録の家藏本には「江維時所輯」と註したり。何人の記したるものか。他に参照すべきものもなく、今世に傳はらざれば明ならず。

この書の事は、

後二條師通記に、寛治六年十二月十八日、三代御製本朝佳句、本朝麗藻等、依召明年可奉上之、

江談抄に、摩訶迦葉行中傳 妙法蓮華偈裏求保胤 老樂於靜處詩也、或人難云、此句有何秀發、入本

朝佳句哉、

と見えたるのみ。

都氏文集 一卷

岩崎文庫本以下、この書を載せざるもの多し。或は後人の追記したるものたらんか。

都良香の詩文集なり。

三代實錄に、元慶三年二月廿五日乙酉、文章博士從五位下兼大内記行越前權介都朝臣良香卒云々、年四十六、有集六卷、

とありて卷數あはず。群書類従に收めたるものは、卷三より卷五まであれば、一帖とあるは誤寫なるべし。類従本は、前後缺逸して完本にあらず。その篇目左の如し。

卷三 賦 論 序各付詩本 銘 贊 表

卷四 詔書 勅書 勅符 牒 狀

卷五 對策 策問 策判 省試詩判

一、二、六の三卷は明ならねど、蓋し一二の二卷は詩にして、卷六は願文などなるべし。この集の詩一卷をば、醍醐天皇の御代、菅原道真、紀長谷雄、橘廣相の集と共に、入唐僧興福寺寛建に附して、唐國に流布せしめ給ひし事、醍醐天皇御記に見えたり。(菅家三代集の條參照)良香の事は、文德實錄の條(六八頁)にも記せり。

拾遺佳句 三卷 藤周光撰

内閣一本、圖書寮本、(松岡舊藏)前田一本等、三帖としたり。

日本佳句、本朝佳句などについて、撰びたるものなるべし。通憲入道藏書目録に、「一合第百六櫃、拾遺



佳句抄上中」とあるのみにて、今傳はらず。

著者周光は、世俗字類抄の條(三七九頁)に記したるが如く、式部大輔敦基の子にして、本朝無題詩に、その詩九十餘首を収めたり。

### 勘解由相公集 二卷

内閣一本、圖書寮本(松岡舊藏)前田一本等、二帖としたり。

勘解由相公は、參議にて、勘解由長官を兼ねたる人の詩文集なり。この書籍目録の松井本には、何人か、藤原有國著と註したり。有國は、參議にて勘解由長官となり、本朝麗藻に載せたる詩に、勘解由相公とあるを、二中歴に有國と註したるによれば、その集なる事疑なかるべし。なほ通憲入道藏書目録に、「一合第百十五櫃、勘解由相公草二局」とあるも同じきものなり。これも、今は逸して傳はらず。有國は、太宰大貳輔道の子にして、寛弘八年九月薨す、年六十九、江談抄に、「有國集故廣綱所集、不幾云々」と見えたり。廣綱は有國の玄孫なり。

### 江音人集 一卷

これも今傳はらねば詳ならず。音人の事は、文德實錄の條(六八頁)に記せり。

### 新撰秀句 三卷 長方卿撰

本朝秀句の後を繼いで、撰びたるものなり。今傳はらず。著者長方は、權中納言藤原顯長の子にして、權中納言となり、元暦二年出家し、建久二年三月薨す。年五十三、九條兼實の玉葉に、「末代之才士也、又詩人也、可惜可哀、」と見えたり。

### 江匡衡集 一卷

群書類従本、内閣一本、前田一本等、二卷としたり。

二中歴五家集の中に、匡衡とあるものにて、今江吏部集と題して、群書類従に收めたるもの三卷あり。吏部は式部の唐名にして、大江匡衡は式部大輔なれば、この集と同じきものなるべし。但し卷數あはねば、一は別本にてもあらんか。或は分冊して三卷としたるものか、明ならず。三卷の篇目左の如し。

新撰秀句 江匡衡集

江吏部集卷上  
八月十五夜江判野子對月言志  
去年八月十五夜登更勢以在尾別分奉八月十五夜常湯藥以在江州不見漢宮之月不見梁園之月不聞越琴之聲未聞龍笛之聲我雖傲風月之名推風月之席因緣猶淺明矣是風清之觀念合然也是月將之驚之私然中夜和翰林主人獨步於文場醉臥先生意揚於酒城於是性慵病侵官於於及性

(藏所氏義實西條三爵伯) 集部吏江







いかなるものにか、今傳はらざれば詳ならず。通憲入道藏書目録に、「一合百四十一櫃、一卷本策林目録」とある。本策林は、本朝策林にて、この書の目録にや。また本朝詞林といふものあり。

江談抄に、新撰本朝詞林詩事

爲憲所撰本朝詞林、在故二條關白殿、以件書、合諸家集爲憲撰給、世間流布披露本甚以省略也、保胤、正通等集、詩三百餘首今所書入也、

とある本朝詞林と同じきものにや。故二條關白は、後二條師通にて、師通が、父師實より詞林十卷を借覽したる事、その日記にあり。爲憲の傳は、世俗諺文の條に記せり。

### 直幹草 一卷

直幹は、橘直幹なり。この書も今傳はらず。直幹は、長門守長盛の子にて、大内記、式部大輔となり、康保三年三月卒したり。

### 菅相公草 一卷

菅相公は、菅原氏にて、參議たりし人なり。菅原氏の中、參議たりしは、道眞の父是善と、道眞の曾孫輔正と二人あり。是善の集を菅相公集と稱して、十卷ありし事は、菅家後集にのせたる「獻家集狀」に見え

たり。(菅家三代集の條參照)この草は、十卷以外のものか、或は輔正の集か、詳ならず。輔正は、式部大輔在躬の子にして、

尊卑分脈に、策冊、侍讀圓融、花山、侍從、右衛門權佐、太宰大貳、但馬守、正三、東宮學士、民部少輔、刑部大丞、參木、式部大輔、大學頭、東宮權大夫、右中辨、○中略寛弘六十二廿六卒、八十五、母常陸介景行女、

とあり。

### 句題鈔 二十卷

群書類從本、内閣一本、前田一本、徳富本等、類聚句題抄としたり。

通憲入道藏書目録に、「一合第百十六櫃、句題抄目錄一帖」と見えたり。同書に、「一合第百六櫃一結、句題詩抄下帙」とあるも、同じきものなるべし。また同日録に、「一合第百六櫃一結、類聚句題詩抄第十」と見えて。類聚を冠したるものあり。詩賦の句題を分類したるものなれば、句題抄と同じきものにあらざる事は明なり。續群書類從に收めたる類聚句題抄は、醍醐、村上、一條の三代御製を始め、公任、匡衡、以言、明衡等に至り、所載の詩は、一句五字のみにて、分類せず、四季ともうちまじへたれば、類聚とあるにかなはず。前後缺けたれば、詳なる事は知り難しといへども、蓋しこの書とは、別のものなるべし。



そは

同書の奥書に此書原未詳其所出、且蠹害殊甚、恐不耐久、故今新寫之、名類題古詩、除其原本而別藏焉

彰考館識

とありて。原書に類聚古詩としたるに拘はらず、これを類聚句題抄と改めて、續群書類從に收めたるものなり。但し、明衡などより以後の詩を採らざれば、後冷泉天皇以後のものならんか。

### 本朝無題詩 十二卷

後三條天皇の頃より、保元、平治の頃に至る詩賦を集めたるものなり。群書類從に收めたるものは十卷なれば、蓋し卷十一、十二の二卷缺けたるものなるべし。所載の篇目は次の如し。

卷一行幸 宴賀 尙前會 卷二天象 時節 植物 動物 人倫 雜物 屏風 卷三花下 月前 七夕 卷四春夏秋冬  
卷五秋 冬 卷六水閣 池臺 泉亭 林亭 亭 別業 卷七山家 田家 野店 舊宅 山林 野 河邊 旅館 卷八山寺上  
卷九山寺中 卷十山寺下 禪房 山洞

作者は、三宮輔仁親王、法性寺入道忠通、源經信、時綱、大江匡房、佐國、同隆兼、藤原明衡、同實綱、同季綱、同有綱、同實範、同知房、同敦基、同敦光、同敦宗、同有信、同茂明、同實光、同顯業、同宗光、同基俊、同周光、同通憲、菅原在良、同時登、同是綱、中原廣俊、惟宗孝言、釋蓮禪等なり。

この書缺逸したれば、著者及び撰修の年代明ならず。作者の中、藤原忠通を法性寺入道とし、忠通の出家は、應保二年六月なれば、それより以後のものなるべし。

### 續本朝佳句 三卷

本朝佳句のあとをついで、撰集したるものなり。今傳はらず、撰者もまた詳ならず。

### 近代麗句 十卷

これも本朝秀句、本朝佳句など、同じく、詩句の佳麗なるものを集めたるものなるべし。今傳はらず。撰者も明ならず。

### 日觀集

村上天皇の東宮にいまし、時、東宮學士大江維時に命じて、凌雲集、文華秀麗集等に繼いで、仁明天皇より、醍醐天皇に至る七朝の間に於ける詩人、小野篁、菅原道真等十人の詩を編集せしめ給ひしものなり。卷數二十卷あり。今は世に傳はらず、古書に引きたるものもなく、唯

朝野群載に、日觀集序

從四位下式部大輔兼學士大江朝臣維時

續本朝佳句 近代麗句 日觀集



夫貴遠賤近、是俗人之常情、閉聰掩明、非賢哲之雅操、望青山而對白浪、何異風流、聞絲竹以賞煙霞、既同聲色、我聲遙尋漢家之謠詠、不事日域之文章、草藁滋生、塵埃空積、寔可重心咨歎者也、昔者弘仁天長之世、有凌雲集、文華秀麗集、其後百餘年間、絕而不續、天慶儲宮、德高監撫、學長誦該、從在藩之時、令狎近之輩、採撫風人墨客律詩、起於承和、泊于延喜、一十人入選、二十卷成功、留心異才、分部同類、方爲日觀集、並取扶桑名也、其所擢用者、相公野篁、大夫良春道、相公菅是善、相公江音人、相公橘廣相、大夫都良香、丞相菅道真、相公善清行、納言紀長谷雄、大夫江千古、亦辨時代之先後、不依官爵之高卑、於戲梁苑春花、未排比花麗之作、桂宮秋月、無暇集著明之詞、豈如我君不墜斯文乎、云爾、とあるにて、そのさまを推しはかるべし。

著者維時は、文章博士千古の子なり。從三位、中納言に進み、應和三年、七十六にて薨去せり。

打聞集 三卷 蓮禪撰

今傳はらねば、いかなるものとも知り難し。通憲入道藏書目録に、「一合第六六櫃、一卷打聞集長句」とあるは、この書の中長句のみなるべし。また山口光圓氏所藏の古寫本に、打聞集と題するもの一冊あり。佛教に關する説話を集めたるものにて、假名文なれば、この書とは、別のものなるべし。(下の打聞の條參照)

著者蓮禪は、大納言小野宮資平の玄孫にて、木工頭通輔の子なり。尊卑分脈に、「從五位下、散位、出家、法名蓮禪」と見え、三外往生傳には、筑前入道と記し、一句抄の著あり。作詩は、本朝無題詩に收めたり。

詠句鈔 五卷

今傳はらざれば、詳ならず。

續類聚句題鈔 三十卷

内關一本、神宮文庫一本、徳富本には、二十卷とし、彰考館一本、前田一本には三十二卷としたり。

類聚句題抄に繼いで、撰びたるものなるべし。これも傳はらず。著者もまた明ならず。

一句鈔 蓮禪撰

これも今傳はらざれば、詳ならず。詩文の中秀逸なるものを一句づつ採りて、編輯したるものなるべく、通憲入道藏書目録に、「一合第六六櫃、一句抄上下」とあるは、同じきものならんか。

古今詩鈔 十卷

詠句鈔 續類聚句題鈔 一句鈔 古今詩鈔



古今の詩を抄録したるものなるべし。傳本なく、著者も詳ならず。

當世麗句 二卷

今傳はらず。著者も明ならず。

格律清英集 百卷

浩瀚のものなれど、今は一卷だに傳はりたるものなく、古書に記したるものも見えず、いかなる人の編修したるものか詳ならず。

詞苑麗則 十卷

詩文の秀麗なるものを採録したるものなるべし。今傳はらず。著者も明ならず。

藍田集 四卷

群書類従本、神宮文庫本、(江藤文庫舊藏)彰考館本、前田本等、一卷としたり。

これも傳本なければ詳ならず。

詩十體 一卷 中御門攝政集

群書類従本、神宮文庫本、(江藤文庫舊藏)徳富本、家藏本(報恩院本寫)等三卷としたり。

これも今傳はらず、五言、及び七言の絶句、律、排律等十體の詩を集めたるものなるべし。中御門攝政は、後鳥羽天皇の御口傳によれば、後京極攝政良經なり。良經は、九條兼實の子なり。攝政、太政大臣に至り、建永元年三月七日薨す。年三十八、願文集に、「文材被世」といひ、「書藝軼人」と記せり。

風心鈔 三卷

今傳はらざれば、明ならず。

約聽鈔

今傳はらず。

昭白鈔 三卷

詩十體 風心鈔 約聽鈔 昭白鈔



今傳はらず。

### 褒萬鈔

今傳はらず。但し菁華抄卷三音樂部竿の條北斗工吹の下に、「見褒萬抄」と見え、産業部漁の條坐茅の下に「呂尙、以漁父、褒萬抄曰、」など記したるによれば、菁華抄、文風抄の如く、詩文の熟語などを記したるものならんか。

### 文筆要鈔 一卷

今傳はらねば詳ならず。但し寛政四年冬、柴栗山が、京都、奈良にて、寺社の寶物を調査したる寺社寶物展覧目錄、高山寺の條に文筆要集一卷と見えたり。集抄の字異なれど、蓋しこの書なるべし。

### 清吟抄

今傳はらず。

### 菁華抄



菁華抄三 (藏所氏綱信木佐佐)

詩文の語句を類別して、その典據を註したるものなり。著者も卷數も詳ならず。今傳はりたるは、佐佐木信綱博士所藏の古寫本卷三の一卷のみなり。その篇目左の如し。

- 寶貨部 儀飾部 飲食部
- 章服部 音樂部 文武部
- 伎藝部 産業部

分ちて、熟語を記したり。これによれば、卷三以下幾卷もありしものなるべし。中に引用したるは、毛詩後漢書、文選、古詩、文集、御覽、褒萬抄等にして、伎藝部圍碁の條數局の下には、以言の詩句を引ききたるところあり。

### 華實抄

今傳はらず。

華實抄



七步抄

今傳はらず。

三步抄

この書は、内閣一本、神宮文庫一本、神宮文庫本、三條西本、後藤本にありて、岩崎文庫本以下のせざるもの多し。

これも今傳はらず。

文鳳抄 十卷 菅爲長撰抄

天象、地祇以下の部門を分ち、熟字、出典等を示したるものにて、詩を賦し、文を作る参考に供したるものなり。その篇目左の如し。

卷一 天象部 天日月以下、氷雪氷霜に至る、

卷二 歳時部

卷三 地儀部 池、山、谷以下、洲、渚、橋、島に至る、

卷四 居處部 城、禁中、樓以下、壇、壁に至る、

卷五 人部 帝王、太上皇以下、官學閑忙に至る、

卷六 神社部 神祠、佛家、方術 釋教部 寺、僧、鐘、寺社 文部 文士、書、詩、文武、書酒、詩書、詩酒、筆硯、 音樂部 舞、歌以

下籙、笛鼓に至る、 飲食部 酒、茶酒、

卷七 寶貨部 服用部 儀飾部 乘御部

卷八 草木部 春草、夏草以下、花柳花鳥に至る、

卷九 殘缺にして部目明ならず。終に一字抄廿六字あり。

内閣本には、鳥獸魚蟲、方角、光彩の目ありて、一字抄なし。

卷十 同訓、平他字 帖字平他 兩音字 依訓異音字 四

季十二月異名。

その體裁は、天象の中、雲の下には、陰雲、朝雲、暮雲、寒雲等の熟字を列ね、更に行々氣氣等、雲に關する事どもを掲げ、その中に二三の出典を記したるものあり。引據の典籍は、毛詩、



文鳳抄 (藏所氏爲利田前爵侯)

尙書以下の漢籍百十餘部にして、亡佚して傳はらざるもの尠からず。

この書、類本極めて少く、寶生院所藏本は、弘安元年の古寫にして、八帖あり。卷四、卷七の二帖缺逸したり。内閣本は六卷にして、卷二、卷七、卷九、卷十の四卷缺けたり。前田侯爵所藏古寫本は、七帖ありて、



卷一、卷四、卷六の三帖あらず。この三本を併せば、完きものとなれり。この外、和學講談所舊藏本卷一、卷四の二卷あり。(家藏にて、大正十二年の大震災に焼失せり。)但し熟字の出典をば、前田本、講談所舊藏本は、原文のまま、にて掲げたるが、内閣本には、假名交りにしたり。蓋し後人が、その傍訓なるてにはを本文中に入れたるものなるべし。また前田本は、悉く秘抄と題して、卷七、卷八は、別に文鳳抄と記したるところあり。内閣本には、卷六、卷七の終、及び卷八の首尾のみを文鳳抄と記して、他は悉く秘抄としたり。

著者を爲長としたる事は、和學講談所舊藏本卷一の終に見え、看聞日記にも見えたり。爲長は、大内記菅原長守の子なり。土御門、順徳、仲恭、後堀河、四條、後嵯峨の六代に歷事して、正二位、參議、大藏卿に至り、寛元四年三月薨す。年八十九、岡屋關白兼經の日記には、「文道棟梁、可惜々々」と記し、葉室中納言定嗣の葉黄記には、「今世之宏才也、爲朝可惜、」と記したり。

この書の傳來に就いては、爲長自筆の原本は、後花園天皇の御代の頃まで御物となりし事、看聞日記に見えたり。なほ諸本の奥書、及び諸書に見えたるもの左の如し。

和學講談所舊藏本卷四奥書に、寫本云、文永五年初七月五日俊國朝臣以本一點畢、

同卷一奥書に、于時正安元年十月十四日、於上醍醐寺狩尾多門院、令書寫畢、

寶生院本卷十奥書に、弘安元年五月之比、一部書寫畢、

前田家本卷九奥書に、時正安元年歲次癸亥五月初五日晚、於和泉州泉南郡山直郷多治米村東街、爲詞海紹隆、以北家證本、如本書寫了、筆海末筆阿妙法師

同卷五奥書に、時也正安元年癸亥霜月廿九日、泉國泉南郡山直郷於多治米村東街畠田邊書了、詞林隱士阿妙法師、

この外卷二には、永仁七年四月廿五日、卷七には、永仁七年卯月三十日、卷八には、正安元年五月三日等の奥書あり。

内閣本卷六奥書に、文保二年正月九日戌刻、挑燭馳筆了、自瑟迄琵琶、有異木間、雖漏端目錄書入者也。

同卷八奥書に、文保二年正月廿二日午一點筆、同申刻終功了、西斜同校點了、

と見えたり。また

看聞日記に、永享十三年二月十二日、抑秘抄十帖第六所持本無名之間、禁裏尋申入文鳳抄云々、第六

欠之間、御本被下、爲長卿筆第十禁裏無之御本と云々、被召置、十六日文鳳抄第六書寫畢、

管見記に、嘉吉元年四月廿一日丁亥、去年日六之内先文鳳抄十帖可進之由、先日萬里小路大納言相示之間、今日召進之、則付遣彼亞相了、

建内記に、嘉吉元年四月廿一日丁亥、内府遣使、文鳳抄十帖所進也、第十禁裏御本欠間、仍先所進也、



明日可持參由答了、廿二日戊子、内府所進文鳳抄十帖進上了、窺覽之後、可被返下之由被仰下也、「去年目錄之内」とあるは、永享十二年、後花園天皇、この書籍目錄に載せたる典籍を採訪せしめ給ひしにて、(巻首に附したる「本朝書籍目錄概説」参照)禁裏御本の缺卷となりしにより、先づ西園寺公名をして、文鳳抄十帖を進覽せしめしなり。この後、

晴富宿禰記に、文明十年四月一日癸巳、一昨日自禁裏有召之間參之、以民部卿忠富卿、雖異體不苦、可參上云々、仍今日參之、以民部卿申上之、先日所書進上之文鳳抄<sup>七、八、九、十</sup>、被下、多本之爲正本可書之、御本□誤寫他本之間、其子細言上了、仍又四五六三帖、可書進之由被仰下者也、官務歡樂之間、未書進、非緩怠之趣、言上候處、然者先御本料紙可返上云々、十二月五日壬辰、雅久所書寫文鳳抄朱點、予加之處、先有窺覽云々、仍今日進上云々、と見えて。後土御門天皇もまた、この書の善本を索め給ひしなり。

## 本朝詩雜例 二卷

今傳はらず。古書に引載したるものも見えざれば、詳ならず。

## 懷風藻 一卷

天智天皇の御代より、奈良朝までの詩を集めたるものなり。部目を設けず、卷首に、「略以時代相次、不以尊卑等級」とありて、時代によりて排列したり。そのさまは、

序文に、述總前修、遐觀載藉、襲山降蹕之世、樞原建邦之時、天造草創、人文未作、至於神功征坎、昂帝乘乾、百濟入朝、啓龍編於馬厩、高麗上表、圖鳥冊於鳥文、王仁始導蒙於輕島、辰爾終敷教於譯田、遂使俗漸洙泗之風、人趨齊魯之學、逮乎聖德太子、設爵分官、肇制禮儀、然而專崇釋教、未遑篇章、及至淡海先帝之受命也、恢開帝業、弘闡皇猷、道格乾坤功光宇宙、既而以爲、調風化俗、莫尚於文、潤德光身、孰先於學、爰則建庠序徵茂才、定五禮興百度、憲章法則規摹弘遠、復古以來未之有也、於是三階平煥、四海殷昌、旋續無爲、廢郎多暇、旋招文學之士、時開置禮之遊、當此之際、宸翰垂文、賢臣獻頌、彫章麗筆、非唯百篇、但時經亂離、悉從煨燼、言念澆滅、輒悼傷懷、自茲以降、詞人間出、龍潛王子、翔雲鶴於風筆、鳳翥天皇、泛月舟於霧渚、神納言之悲白鬢、藤太政之詠玄造、騰茂實於前朝、飛英聲於後代、余以薄官餘閑、遊心文囿、閱古人之遺跡、想風月之舊遊、雖音塵渺焉、而餘翰斯在、撫芳題而遙憶、不覺淚之泫然、攀緝藻而遐尋、惜風聲之空墜、遂乃收魯壁之餘壺、綜秦灰之逸文、遠自淡海、云暨平都、凡一百二十篇、勒成一卷、作者六十四人、具題姓名、并顯爵里、冠于篇首、余撰此文意者、爲將不忘先哲遺風、故以懷風名之云爾、于時天平勝寶三年歲在辛卯冬十一月也、

とあり。作者は、淡海朝皇太子、弘文天皇文武天皇、河島皇子、大津皇子、智藏師、中臣朝臣大島、葛野王、紀



朝臣麻呂、大神朝臣高市麻呂、巨勢朝臣多益須、犬上王、紀朝臣古麻呂、美努連淨麻呂、紀朝臣末茂、辨正法師、調忌寸老人、藤原朝臣史、荆助仁、刀利康嗣、伊預部馬甘、大石王、田邊史百枝、大神朝臣安麻呂、石川朝臣石足、山前王、采女朝臣比良夫、安倍朝臣首名、大伴宿禰旅人、中臣朝臣人足、大伴王、道公首名、境部王、山田史三方、息長真人人足、吉智首、黃文連備、越智直廣江、春日藏老、背奈王行文、調忌寸古麻呂、刀利宣令、下毛野朝臣蟲麻呂、田中朝臣清足、長屋王、安倍朝臣廣庭、紀朝臣雄人、百濟公和麻呂、守部連大隅、吉田連宜、箭集宿禰蟲麻呂、大津連首、藤原朝臣總前、同字合、同萬里、丹墀真人廣成、高向朝臣諸足、道慈師、麻田連陽春、鹽屋連古麻呂、雪連古麻呂、民忌寸黑人、沙門道融師、石上朝臣乙麻呂、葛井連廣成等なり。最後に亡名氏五言歎老の詩あり。

この書は、序文によれば、天平勝寶三年官位の高からざる人の撰びたるものなるよしなれど、いかなる人か他に考究すべきものなければ、撰者明ならず。然るに、萬治三年、林春齋の「書懷風藻後」の文に、これを淡海三船の撰としたり。その理由は、三船がこの書の巻頭に掲げたる淡海朝大友太子（弘文天皇）の曾孫にして、葛野王の子なるによりて、

此事首載大友詩、題曰淡海朝皇太子、其傳曰、皇太子者淡海帝（天智天皇）長子也、其傳末曰、壬辰之亂、天命不遂、於是大友始洗叛逆之冤、且舍人親王同時、不知大友作詩、於此書始著于世、況又大友及葛野王傳、所言共國史所不記也、非其子孫則誰能知之、三船以文學、與石上宅嗣齊名、嗚呼此時想夫

避時嫌、雖不公言之、深憫大友爲天智嫡子、不幸天武被敗、而被准叛臣、且其文才亦泯滅、而竊作此書、以遺于其子孫、故記其年月、以匿姓名、使後人考而知之者乎、

と記し、「懷風藻作者爲大友起筆、而其除諸章並載者、是亦避時嫌之一端也、」といへり。これによりて、若槻幾齋、（畏老隨筆）松崎蘭谷、（懷風藻序）岡白駒、（皇朝儒臣傳）藤貞幹、（國朝書目）石上宣續、（卯花園漫錄）伴蒿溪、（閑田次筆）尾崎雅嘉、（群書一覽）伴信友、（長等山風）榊原芳野、（文藝類纂）等の如きは、いづれも淡海三船の撰としたり。殊に伴信友は、

此書、本朝書籍目錄に淡海三船撰と見ゆ、但普通本には、撰者の名脱たり、今一寫本による、

といへり。されど、これは信友の校合したる本にのみありて、他の諸本に見えざれば、蓋し何人か林春齋の説によりて、淡海三船撰と記入したるを、そのまま、採りたるものなるべし。此の如く、近代にては、淡海三船を以て、撰者とし、これに對して、特に検討したるものなかりしが、明治三十一年、平出鏗次郎氏が、帝國文學四卷八號に、「懷風藻は、淡海三船の撰といふべきや、」の論文を掲げて、その誤りなるを指摘し、最後に亡名氏とあるもの、撰びたるものならんかといへり。これによりて、近年に至りては、また三船の撰とするものなきに至れり。然らば、いかなる人を以て撰者とすべきか。國語と國文學昭和二年十一月號に載せたる川原壽一氏の「懷風藻の編纂者に就いて」には、石上宅嗣を以て撰者としたり。その理由は、宅嗣の祖父麻呂は、左大臣となり、父乙麻呂には、銜悲藻の詩集があり、祖父以來の文獻並に



詩文類あり、宅嗣また詩文に堪能にして、この書に收められたる作者の弘文天皇の御子孫及び長屋王とは、麻呂以來關係淺からず、且つこの集には、僧侶の詩ありて、作者の傳記を載せたるは、宅嗣が治部少輔となりたれば、その便宜あり、宅嗣が佛教徒なるが故なるべく、この集の編纂は、蓋し父乙麻呂の銜悲藻によりて、思ひつきたるものならんといへり。されど、宅嗣が、この時治部少輔の官にあるによりて、直に佛教徒なりと推斷したるはいかゞあらん。殊にその舊宅をすて、阿蘭寺としたるは、晩年なるが如し。且つこの書のなりたる天平勝寶三年には、宅嗣未だ二十四歳の時なれば、その撰者とせん事は、なほ一考を要すべし。

この書の事は、古書に見えず、唯

奥書は、長久二年冬十一月二十八日灯下書之、古人三餘、今已得二者也、

文章生惟宗孝言

此書、蓮華王院寶藏之本也。久埋塵埃人不知之。康永元年之比撰出之、上古之風味尤有興、仍今書寫之、とありて、天和四年、及び寶永三年、寛政五年の板本あり。また群書類從に收めたり。この書に就いては、岡田正之博士の日本漢文學史の中に考説あり。

この書の註釋書は左の如し。

懷風藻箋註

一 今井舍人

懷風藻新釋

一 釋清潭

懷風藻註釋

一 澤田總清

凌雲集 一卷

桓武天皇延暦元年より、嵯峨天皇弘仁五年に至り、二十三人の詩を集めたるものにて、群書類從に收めたり。小野岑守勅を奉して、撰修したるものにて、

上表に、從五位上左馬頭兼内藏頭美濃守小野朝臣岑守上、臣岑守言、魏文帝有曰、文章者經國之大業、不朽之盛事、年壽有時而盡、榮樂止乎其身、信哉、伏惟、皇帝陛下、握哀紫極、御辨丹青、春臺展照、秋柰翦繁、容知天縱、艷藻神授、猶且學以助聖、問而增裕也、屬世機之靜謐、託琴書而終日、歎光陰之易暮、惜斯文之將墜、爰詔臣等、撰集近代以來篇什、臣以不才、忝承絲綸命、汗代大匠、傷手爲期、臣今所集、掩其瑕疵、舉其警奇、以表一篇、盡善之未易、得道不居上、失時不降下、無言存亡、一依爵次、至若御製令製、名高象外、韻絕環中、豈臣等所能議乎、而殊被詔旨、敢以採擇、氷夷讚洋詠井之見、不及大陽昇景化草之明、斯迷博我以文、欲罷不能、辱因編載、卷軸生光、猶川含珠而水清、淵沈玉而岸潤、起自延暦元年、終于弘仁五年、作者二十三人、詩惣九十首、合爲一卷、名曰凌雲新集、臣之此撰、非臣獨斷、與從五位上行式部少輔菅原朝臣清公、大學助外從五位下勇山連文繼等再三議、猶有不盡必經天



鑒、從四位下行播磨守臣賀陽朝臣豊年、當代大才也、追緣病不朝、臣就問簡呈、更無異論、從此定焉、臣  
岑守謹言、

とあるにて、その概要を知るべし。

この書もまた、懷風藻と同じく、部目を定めず、作者によりて、これを排列したり。作者は、太上天皇、  
平城御製、嵯峨皇太子、淳和藤原冬嗣、菅原真道、仲雄王、賀陽豊年、良岑安世、林娑婆、上毛野頼人、小野岑守、  
藤原道雄、菅原清公、小野永見、淡海福良満、仲科吉雄、高丘弟越、坂上今繼、大伴氏上、滋野貞主、多治比  
清良、桑原宮作、桑原腹赤、巨勢貴人等二十三人なり。

この書の撰者小野岑守の事は、内裏式の條(五八頁)に載せたり。この書は、群書類從に收めたり。

### 進士登科記

以下勸策に至る三部は、岩崎文庫本、神宮文庫本、前田本、神智文庫本、徳富本等にありて、群書類從本、及びそ  
の他の諸本に載せず。

進士は文章生をいひ、登科は科試をいふ。印ち試詩に關する記録にて、その作詩を載せたるものなる  
べし。今は逸して傳はらず。桂林遺芳抄に、登科記云として、延喜十六年八月の試詩を記したるものあ  
り。蓋しこの書と同じきものならむ。

### 會昌分類集 七十卷

この書は、字類の篇に載せたる會分類聚七十卷と同書にて、そのよしは、同書の下(三五頁)に記し  
たり。

### 勸策 二十卷

これも今傳はらざれば詳ならず。

### 菅家御文章 十卷

菅原道眞の詩文をあつめたるものなり。所載の部目は、

- 卷一 以下詩頌
- 卷七 賦 銘 贊 祭文 記序 書序 議
- 卷八 策問 對策 詔勅 太上天皇贈 答天子文附中宮
- 卷九 奏狀
- 卷十 表 狀 牒
- 卷十一 願文上
- 卷十二 願文下

この書は、道眞の自撰にして、醍醐天皇昌泰三年、祖父清公、及び父是善の集と共に、進獻したる時の  
ものにて、菅家後集に載せたる「獻家集狀」の中に、「菅家文章十二卷道眞集」とあるものこれなり。(菅家  
三代集の條三八六頁參照)



この書は、江吏部集にも引き、本書の奥書に、「天承元年八月八日、菅家後集と共に、北野聖廟に納めたるよし見えり。また寛文七年の刊本、及び元祿十三年、水戸中村願言の校定して、出版したるものあり。

### 類聚近代作文 百廿卷

著者明かならざれば、近代はいつの頃か詳ならず。百二十巻もあれば、或時代の作詩を網羅して、分類したるものなるべし。

### 文華秀麗集 三卷

嵯峨天皇の御代、藤原冬嗣に勅し、仲雄王等をして、凌雲集のあとをついで、當時の詩を集めしめ給ひしものなり。群書類從に收めたり。その篇目は左の如し。

卷上遊覽 宴集 贈答 卷中詠史 述懷 體情 樂府 楚詞 哀 卷下雜詠

この集を勅撰せられたるに就いては、仲雄王の

上表に、從五位下守大舍人頭兼信濃守臣仲雄王上

臣仲雄言、凌雲集者、陸奥守小野岑守等之所撰也、起於延暦元年、逮于弘仁五載、凡所綴緝九十二篇、自厥以來、文章間出、未逾四祀、卷盈百餘、豈非□□儲聰、製文之無虛月、朝英國俊、揆藻之靡絕時哉、

或氣骨彌高、諧風騷於聲律、或輕清漸長、映綺靡於艶流、可謂輟變推而增華、氷生水以加勵、英聲因而掩後、逸價藉而冠先、至瓊環與木李齊暉、蕭艾將蘭芬雜彩、寔由細緹未異、篋笥仍同者矣、正三位大納言兼行左近衛大將陸奥出羽按察使臣藤原朝臣冬嗣、奉勅命臣等□焉、臣謹與從五位上行式部少輔兼阿波守臣菅原朝臣清公、從五位下行大學助紀傳博士臣勇山連文繼、從六位下守大内記臣滋野宿禰貞主、從七位下守少内記兼行播磨少日臣桑原公腹赤等、各相平論甄定、取舍若有難審、上稟睿幕、先漏凌雲者、今議而錄之、並皆以類題叙、取其易閱、凡作者廿六人、詩一百四十八首、分爲三卷、名曰文華秀麗集、鳳掖宸章、龍闈令製、別降綸旨、伏同縹帙、而天尊地卑、君唱臣和、故略作者之數、編採摭之中、臣謬以散材、忝侍詮簡、重承天渙、虔制茲序、臣仲雄上

と見えたり。作者廿七人は、嵯峨、淳和の兩代、仲雄王、巨織、小野岑守、朝鹿取、勇文繼、王孝廉、釋仁貞、赤腹赤、紀末守、坂今繼、坂今雄、滋貞主、良安世、菅清公、姬大伴氏、仲善雄、藤是雄、藤冬嗣、多清貞、錦彦公、平五月、佐長繼、野年永、宮村繼等なり。



一〇 雜抄

世俗諺文 二卷

神宮文庫本、(江藤文庫舊藏)内閣一本、前田一本、岩崎文庫本は二冊としたり。

世に流布せる俗諺をあつめて、その出所の本文を示し、次に今案として、著者の説を附記したるものなり。二卷といひ、二冊とあれど、序文に、三卷とあるにあはず。合卷としたる本によりたるか、缺卷のまゝを載せたるか今傳はりたるは、上卷のみにて、「祭如在」「神不享非禮」「大地爲的」等より、「萬里面目」「飛白」「折角」に至る百二十二項あり。

序文、叙曰、鳳凰之雛、雖有翼漸習于飛、騏驎之駒、非無蹄猶學馳騁、物既有之、人亦宜爾、簪事府員外端尹、富于春秋、好以文學、當斯時也、天下之士、陪家君左相府東閣者衆焉、殆如周公旦之日見七十人也、或尊爲師、其讀書也、不改函丈之禮、或謙如友同誦句也、令交振末之聲、於是各抄詩書、彌勸

鑽仰、去夏古僕爲憲、賜參州前刺史藤原舉直撰集、我朝古來七言詩秀句一卷、命曰、可加遺漏矣、僕避席揖曰、舉直本孔門之藤雄、已其人也、假令新撰他文、難下雖黃矣、端尹適客一所言侃々如也、闇々如也、其後竊思、老爛日昏閑散、心懶通抄寫役、豈不悅乎、月餘或人告曰、傳聞端尹語一所親曰、爲憲有所約束、不知何書者、汝知之哉、忽驚此言、恍忽失度、幸也、若所承定、爲無所承定、爲無信之僕矣、但亦何爲哉、百家街多九流派欲濶、欲求便於政務之文、則承庭訓、而常聞欲集備於風月之書、則多門人之源獻、夫言語者自交、俗諺者多出經籍、雖釋典儒書、爲街談巷說、然而必不知本所出矣、抱朴子云、所謂見其景、而不識其形、涉其流、不知其源者歟、是以世之口實、内外本文管見所及、且一百五十二門、六百卅一章、勒爲三卷、名爲世俗諺文、此外漏略追將編錄、後之見者亦美裨補、但有諱於代、有憚於言之類、捨而不取、是白氏洛中集、慣理世安樂之時、除讎丞征戎之作之例也、其餘幽奧微旨滿在縑緗、不爲言證者、亦無撫之矣、彼張安世之薦蘇武、寧非尊明於故事哉、翟方進之舉薛宣、蓋是重習古法也、詞誠雖喜、豈以捨諸、於戲洗金者鹽也、攻玉者石也、濯錦者魚也、浣布者灰也、用賤彰貴物之理也、聊營編次於牛涔之才、彌宗涓露於鼇海之智、伏願端尹枉垂採覽、于時寬弘四年丁未、歲秋八月十七日、散班朝散大夫源爲憲序、

この中に簪事府員外端尹とあるは、春宮權大夫にて、寛弘四年の春宮權大夫は、參議賴通なり。賴通時に年十六なれば、「富于春秋」と記せり。左相府は、賴通の父左大臣道長をいふ。また參州前刺史藤原直



は、中納言貞嗣の玄孫能登守利博の子にて、尊卑分脈に、「文、藏、從五位下、信乃、三河守、」とあり。舉直の撰びたる秀句傳はらざれば詳ならず。これによれば、源爲憲は、頼通の委嘱により、藤舉直の秀句に増補して、この書を編修したるものなり。序文には、「一百五十二門、六百三十一章、勅爲三卷、」とあれど、

世俗諺文序  
叙曰風風之維難有善則若千是賦賦之詞也  
五種物學配物既有人亦宜不廢古者有見  
外物之富千春秋始以文書高斯時也天下之  
位 奉若天利府末國有飛鳥俗如用云且之り見

世 俗 諺 文 (藏所院智觀)

中下の二卷は今缺逸したり。その門といひ、章とあれど、今の本は、「如拂頭火」の語に、心地觀經、大寶積經の本文を列ね「天無二日」の語に、禮記、史記の本文を引載したり。或は語を門とし、出典の本文を章と記したるものか。然らば、一百五十二門の中、上卷のみにて、百二十二語あれば、中下卷は、甚だ少くなれば、或は一百は三百の誤寫ならんか。その引證したる典籍は、日本紀以下の國書、及び論語以下の漢籍、法華文句以下の經典なり。

著者源爲憲は、光孝天皇の皇子源是恒の曾孫にて、筑前守忠幹の子なり。源順に従うて學び、文章生、藏人、式部丞に任せられ、伊賀、遠江、美濃、加賀等の守となり、寛弘八年八月卒す。この外、口遊、三寶繪、本朝詞林、及び詩集あり。

この書の古寫本は、東寺觀智院所藏の平安朝末期のものあり。昭和二年、國寶に指定せられ、同六年、古典保存會にて複製したり。刊本は、續群書類從に收めたるものあり。

### 掌函補抄 十卷

今傳はらねば、如何なるものとも知り難し。建内記嘉吉元年六月十四日の條に、「實定公述作掌函抄十卷之外目六一卷」と見えたるものと卷數もあへば、同じきものなるべし。

著者實定は、徳大寺公能の子にて、正二位、左大臣に至り、建久二年、五十三にて薨去せり。

### 日本靈異記 三卷

内閣一本、前田一本、神智文庫一本、徳富本二卷に作り、神宮文庫本(江藤文庫舊藏)東洋文庫本、内閣一本、前田一本、彰考館本、神宮文庫二冊としたり。

雄略天皇より、桓武天皇に至る因果應報等、靈異の實例を記したるものなり。故に日本國現報善惡靈異記と稱せり。日本靈異記は、その略稱なり。卷上は、合示善惡表縁三十四五條とありて、雄略天皇より、聖武天皇の御代に至る三十五條、中卷は、聖武天皇の御代にて、合示善惡表縁四十二條とあり。下卷は孝謙天皇より、桓武天皇に至る、合示善惡表縁三十九條とありて、その目錄をのせたり。卷首にのせたる



序文に、原夫内經外書傳於日本、而與始代凡有二時、皆自百濟國將來之、輕島豐明宮御宇譽田天皇代、外書來之、磯城島金刺宮御宇欽明天皇代、内典來也、然乃學外之者誹於佛法、讀内之者輕於外典、愚癡之類、懷於迷報、匪信於罪福、深智之儔、親於内外、信惡因果、唯代々天皇、或登高山頂起悲心、住雨漏殿撫于庶民、或生而高辨兼委末事、一聞十訴、一言不漏、生年廿五受天皇請說大乘經、所造經疏長流末代、或發弘誓願、敬造佛像、天隨所願、地蔽寶藏、亦大僧等、德存十地、道超二乘、乘智燭以照昏岐、通慈舟而濟溺類、難行苦行名流遠國、今時深智人、神功亦罕測、於是諾樂藥師寺沙門景戒、執敵世人也、方好鄙行、尅利養貪財物、過磁石於舉鐵山以噓鐵、欲他分惜已物、甚流頭於粉粟粒以噉糠、或貪寺物、生犢償債、或誹法僧、現身被災、或殉道橫行、而現得驗、或深信修善、以生活祐、善惡之報如影隨形、苦樂之響如應谷音、見聞之者甫驚恠、忘一卓之間、慙愧之者倏悻悻、念起辟之頂、匪呈善惡之狀、何以直於曲執、而定是非、叵示因果之報、何由改於惡心、而修善道乎、昔漢地造冥報記、大唐國作般若驗記、何唯慎乎他國傳錄、弗信惡乎自土奇事、粵起自囑之不得忍寢、居心思之不能默然、故聊註側聞、號曰日本國現報善惡靈異記、作上中下三卷、以流季葉、然景戒稟性不儒、濁意難澄、坎井之譏久迷大方、能巧所雕淺工加力、恐寒心貽患於傷心、此亦岷山之一礫、但以口說不詳、忘遺多矣、不昇貪善之至、標示濫竿之業、後生賢者幸勿嗤焉、祈覽奇記者、却邪入正、諸惡莫作、諸善奉行、とあり。冥報記、般若驗記等に倣ひて、撰びたるものなり。また中下の二卷も、各卷首に一文を附せり。

卷下の卷首に、夫善惡因果者、顯於内經、吉凶得失載諸外典、今探是賢劫尺迦一代教文、有三時、一正法五百年、二像法千年、三末法萬年、自佛涅槃以來、迄于延暦六年歲次丁卯、而還千七百二十二年、過正像二、而入末法、然日本從佛法僧適以還、迄于延暦六年、而還二百三十六年也、略

とあるによれば、この書は、延暦六年の頃、撰びたるものなるが如し。然るに、下卷第三十八條の中に、延暦十九年正月までの事を記し、「智行並具禪師重得人身生國皇之子緣第三十九」として、釋善珠禪師の事をのせ、善珠が臨終の際、二十八年之後、國王の子と生れ、名を神野となすといへる豫言の如く、神野「生於山部天皇皇子、其名爲神野親王、今平安宮治天下賀美野天皇是也、」と記したり。これによれば、三十八條の次の條、及び三十九條は、嵯峨天皇の御代に至りて、増補したるものなるが如し。

この書は、倭名類聚抄、三寶繪、扶桑略記、法華驗記、今昔物語、東大寺要錄等の諸書に引證せられ、群書類從に收められたり。なほその古寫本校定については、狩谷望之の

跋文に、日本國現報善惡靈異記、弘仁年間藥師寺僧景戒所著也、本朝書籍目錄云、日本靈異記二冊、世少傳本、余往獲延寶鈔本上中下三卷、與景戒自序合、則書目所載卷數蓋誤也、卷末記云高野山金剛三昧院寫之、松下見林、僧契冲輩所見亦是也、此書立言雖出浮屠氏、而文辭古樸可喜、又間有糾史之謬、及證明他書、則古書之最善者也、然就脫頗多、殆不可句矣、余嘗欲校正此書、有年于此、後屋代輪先生幕高野山所藏原本被惠借、題云、建保二年六月七日書寫了、實六百年前古鈔、於是延寶鈔本爲可







- 第一略示内外事内外五戒 一不殺生 二不偷盜 三淫欲 四不安語 五不飲酒
- 外教五常 一仁不殺 二義不盜 三禮不邪 四智不安 五信不亂
- 第二略示文籍事
- 第三仙道不用事
- 第五人道大意事
- 第七不可行盜事
- 第九不可妄語事
- 第十一可忠孝事
- 第十三可信佛法事
- 第十五過則必改事
- 第十七不侮愚夫事
- 第十九可番交遊事
- 第二十一可慎飲食事
- 第二十三不可奢侈事
- 第二十五不可慎販賣事
- 第二十七世俗禁忌事
- 第二十九房中禁忌事
- 第三十一莫用詐巫事
- 第三十二不可監禁事
- 第三十三莫勤音聲事
- 第三十四可知巫占事
- 第三十五可知醫方事
- 第三十六可知書算事
- 第三十七可勤學文事
- 第三十八可知弓射事
- 第三十九可知射事
- 第三十世俗愚行事

この書、今は世に傳本なく、政事要略卷七十に、第三十一を、卷八十四に第十五を、卷九十五に第三十四第三十五、第三十六、第三十七を引載したるものあり。河海抄若菜上卷にも掲げたり。第三十四、第三十六、第三十七にのせたるものは、顔氏家訓より、第十五は、論語を引證したれど、第三十一、第三十五の二條は、古書をあげず。覺禪抄に引きたるものは、條目明ならず、古書も見えず。河海抄に引きたるものは、後漢書佛法渡來の條を引載したれど、いづれの條目なるか詳ならず。また覺禪抄に引きたるものには、「今余至七十有六云々」とあり。吉備眞備の七十六歳なりしは、神護景雲三年なれば、この書は、その頃に撰びたるものならんか。

吉備眞備は、右衛士少尉下道朝臣國勝の子なり。元正天皇の御代、入唐して經史を研鑽し、衆藝に涉り、歸朝の後、孝謙天皇東宮の御時、學士となり、正二位、右大臣に進み、寶龜六年、八十三才にて薨去せり。



貴嶺問答 一卷

内閣本、及び前田本等には、「中山忠親公」と記したり。

雲州消息など、同じく、消息文の體にて、法令、有職に關する問答をかきたるものなり。卷尾に、消息の様式を述べて、抑字事、折奥卷事、書裏方事、候字事、裏紙事、懸紙事、用五枚事、上所事等の故實を記せり。此の書の著者は、中山忠親なるよし、嘉祿の奥書に見えしが、いつの頃書きたるものなるか、九月二十三日の文に、「於資貯者、北陸武士亂入京師之時、不殘一物奪取畢、」とあり。こは、壽永二年冬、木曾義仲京師に入り、部下の兵士の掠略をなしたる事をいへるものなれば、これによりて、壽永三年以後になりたるものなるを知るべし。なほ

卷尾に、東大寺大佛其功已成、鑄師唐人今朝可飯本國云々、誠是權化之所爲、神明之結構也、彼唐人雖欲召覽、異朝殊俗、不可入禁裏、兼又廻却可謂遺恨、可令計申給者、依天氣執達如件、

と見えたり。こは壽永二年五月、宋人陳和卿の東大寺大佛を鑄造したるをいへるものなれば、文治中のものなる事は、疑なかるべし。

この書は、群書類從に收めたり。その傳來は、

奥書に、此書者、祖父内相府之筆削也、正本兼季卿傳之、予先年以件正本書寫、而不慮有朽損事、重尋

彼本之處、或人被取失畢云々、仍以他本自花山被尋送之、書留之處、其本云字云點、甚以狼藉、不能指南、爲之如何云々、

嘉祿元年十月十七日燭下比校了

此消息者、中山内大臣忠親公草也、於奥書者、彼順孫參議羽林忠定卿筆跡云々、旁有其典之間寫之畢、

正和元年八月之比、令文等不審、相尋法家輩之所、引本書悉直之畢、其外不讀得事一兩有之、

觀應元年十一月一日馳惡筆畢、同三日移點畢、

直學士 清原宗季

この書の著者中山忠親は、權中納言忠宗の子なり。正二位、内大臣に至り、建久五年十二月薨す。年六十四、この書の外に水鏡あり。その日記を山槐記といふ。諸家名記に、「又達幸記、貴嶺記、深山記」と記せり。貴嶺を書名としたるは、中山の意なるべし。嘉祿の奥書に、「正本兼季卿傳之」とある兼季は、忠親の子、「忠定卿」は、忠親の長子權大納言兼宗の子なり。

禁祕抄 二卷 順徳院

寛文刊本、前田一本、松井本、三卷としたり。

禁中に於ける故實作法をか、せ給ひし書にて、賢所、及び清涼、紫宸兩殿のありさま、恒例臨時の行



事、供御、御装束、近習藏人、女房などの事より、詔勅、宣命等の政務に關する事、御修法、御讀經等の佛事に至るまで、精細に記し給へり。その御撰なる事は、光明院御記、薩戒記以下の諸書に見え、書名は、古く禁中抄とも、建曆御記ともいへり。禁中抄とは、禁中の事どもをか、せ給へるが故にて、禁秘抄は、禁中秘抄の略稱なるべし。建曆御記とは、建曆帝の御記といふ義なり。御撰の年月は詳ならねど、本書の内容によれば、建保六年、稿を起し給ひ、承久三年四五月の頃、完成し給ひしが如し。なほ詳なる事は、史學雜誌十一の十二、及び皇室御撰之研究に記せり。

禁中事

一 賢所

凡禁中作法先神事後他事且暮敬神之  
觀慮無懈白地三神宮并内侍所方  
不為御跡万物随去未必先置臺盤所  
棚百女官板奉或如内侍奉之奉之  
近代者如内侍不假内侍所上右多以

禁秘抄 上抄 (藏所氏爲利田前爵侯)

この書の古寫本は、前田侯爵所藏近衛政家手寫の本あり。刊本には、慶安五年の刻本三卷あり。群書類從に收めたるは二卷なり。この書の註釋書は、左の如し。

- 禁秘抄考註 六 平田橋泉
- 禁秘抄壺井註 一 壺井義知
- 禁秘抄註 一 速水房常

- 禁秘抄啓蒙 一 平胤煥
- 禁秘抄問書 一 大塚嘉樹
- 禁秘抄階梯 三 滋野井公麗
- 禁秘抄集註 一 河根秀根
- 禁秘抄問書 三 未詳
- 禁秘抄補註 三 伴信友
- 禁秘抄註 一 梅田忠敬
- 禁秘抄釋義 二 關根正直
- 禁秘抄龍珠 一 未詳

拾芥略要抄

歳時より、神社、佛事、國郡、宮城、方角、八卦等に至る事物を簡略に記したるものなり。卷數三卷なりしを、後には分ちて六卷としたるもあり。その篇目は左の如し。

- 上卷本 歳時一 歳運二 大歳名三 人名四 十二律名五 十二時異名六 二十四氣七 六十四卦八
- 七十二候九 十二月直十 曆圖中段十一 年歳十二 紀世十三 地動十四 釜鳴性十五 野千名吉凶十



六 惟鳥成集十七 物忌十八 諸頌十九 世間不靜時方二十 唐家世立廿一 聖賢廿二 經史廿三 四聲切韻目錄廿四 詩家廿五 文筆廿六

上卷末

本朝世系年々廿七 日本紀以下廿八 和歌家廿九 源氏物語目錄三十 音樂卅一 催馬樂卅二 風俗卅三

三 神樂卅四 樂器卅五

中卷本 百官一 位階二 官位唐名三 官位相當四 姓戶錄五

中卷下 女官位六 綱所七 院司八 御給九 諸司官人座次十 公卿濫觴十一 贈官位十二 贈諡號人

十三 年中行事十四 儀式曆十五 御書御服十六 申政冠限十七 廢朝十八 宮城十九 諸名所二十 改名所々廿一 京程廿二 本朝國郡廿三 諸國參期廿四 田籍廿五

下卷本 諸社一 神事二 十陵三 國忌四 靈所五 七高山六 三關七 大橋八 諸寺九 諸佛十 諸宗十一 諸僧十二 齋日月十三 戒法十四 三寶十五 諸教誡十六 五帝十七 敕令十八 服紀十九

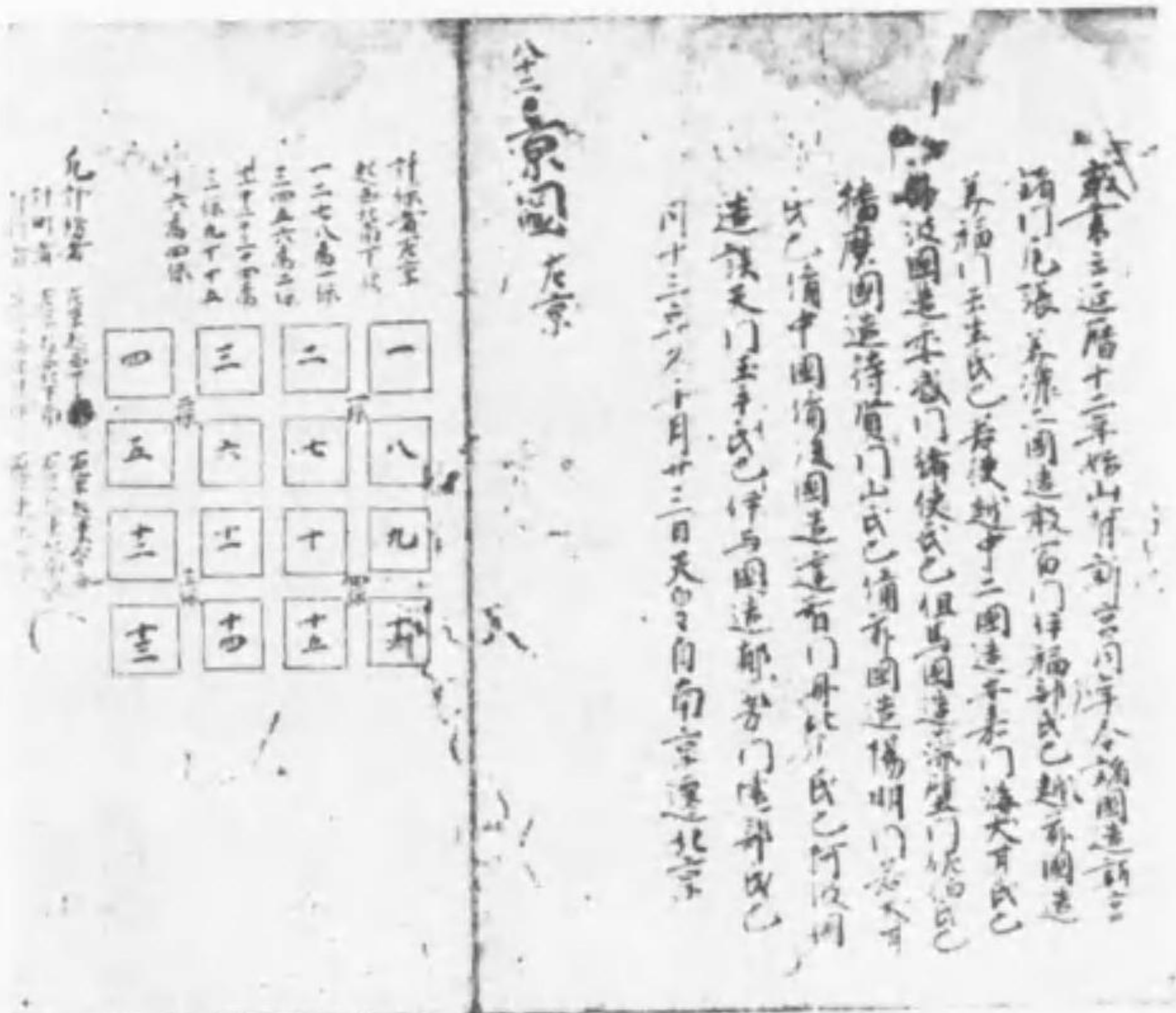
下卷末 觸穢二十 錢文廿一 衣服寸法廿二 印員廿三 物充算法廿四 薰物方廿五 寶貨廿六 五色廿七

飲食廿八 三十六禽廿九 六畜三十 三牲三十一 五蟲卅二 方角卅三 八卦卅四 屬星卅五 生年吉凶

卅六 五行器卅七 諸事吉凶日卅八 養生卅九

史料編纂所の所藏古寫本一卷は、首尾缺逸して、左の部目あり。

八十八省指圖 八十一宮城指圖 八十二京圖 八十三所々事 八十四京程 八十五方角禁忌 八十六土忌法 八十七八卦忌 八十八金神七殺法事 八十九厄年 九十緣佛 九十一本命屬星 九十二命木



(藏所所纂編料史) 抄 芥 拾

聊か詳略異同はあれど、中巻下の中、宮城十九以下、下巻末の中、方角以下と同じきものなり。

この書上巻の巻首には、略要抄とし、中下二巻は、拾芥抄と記し、中巻目錄には、「或略要抄」とあり。

前田本には、上中下とも、巻首に拾芥略要抄としたり。蓋し本名は拾芥略要抄にして、拾芥抄といひ、略要抄といへるは、その略抄なるを知るべし。

この書の著者は、日本書籍考、及び群書一覽に、東山實熙といへり。實熙は、洞院公定の子なり。然れども、

上巻奥書に、寫本云、彼本者、洞院相國被抄之、仍臬守僧正留寫之、當寺山座主相傳、令深祕被納箱底



云々、

と見え、三條西公條の

奥書にも、此抄、洞院中園相國公賢秘書也、紹巴法師志學久、依其志切與之令寫之、卒馳筆終功、可謂勉者乎、

天文廿三年臘下澣

稱名野 納(花押)

とあり。洞院相國公賢は、公定の祖父にして、呆守僧正は公賢の子なり。公賢の「秘書也」といひ、「被抄之」とあるによれば、實熙の著とする説の誤なるは明なり。蓋し明應元年甘露寺親長奥書に、「以洞院家東山左府實熙本公筆蹟相文」とあるを誤りて、實熙の著と推定したるものならんか。然らば、或は「秘書」といひ、或は「被抄」と記したるによりて、これを公賢の著とすべきか。岡田正之博士の拾芥抄考には、公賢の著として、實熙の増補したるものと推斷せり。されど、公賢は、延文五年、七十歳にて薨じ、この書籍目録の奥書の永仁二年の頃は、未だ四歳なれば、あはず。なほこの書の中には、永仁二年以後に關するもの頗る多し。そは上卷末本朝世系年々部には、「七正親町廿九百八今上」ありて、今上は後陽成天皇の御事なり。和歌家部勅撰集をば、後花園天皇の御代の、續古今和歌集撰進まで記して、その中に、文安元年の事あり。下卷本服紀部の中には、貞和四年の問答あり。曆應四年の事見えたる卜部兼豊の請文あり。同卷末觸穢部の中には、曆應四年中原明成の文あり。康永元年の事を記したる註あり。下卷に見えたる曆應、貞和等

は、公賢五十歳より、六十歳までの程なれど、上卷に見えたる文安元年は、公賢の薨去の後八十五年にあたり、後陽成天皇の御代は、實熙の薨せしより、百三十五年の後なれば、公賢の撰とすとも、實熙の追記とすとも合はず。但し御歴代の御世系等は、この書の外にも、後人が順次追記したる例あり。六條天皇の御代の頃の撰と推定せらるる二中歴の年代歴に、文保、元弘、文和、永享を記して、當今、或は今上と註し、また後鳥羽天皇の御代の頃、藤原資隆の著はしたる籠中抄にも、それより以後の事見えたり。その外、歴代皇紀、皇年代略記以下の諸書にも、その例尠からず。以て本書の中にも、後人の追記ありたる事を類推するを得べし。なほ上卷末唐家世立部の中大明の下に「已下私加中至載堅帝、凡十二主也、此帝隆慶元年、當本朝永祿十年也」と記し、同卷末樂器部に「私註首書云、横笛一管、吳竹竹秀代造」云々とあるによりて、その後陽成天皇までを記し、續古今和歌集の撰進、及び文安元年の事の私加、または私註にして、原書のまにあらざりし事は推定するに足れり。殊に前掲の下卷本服紀部の中なる貞和四年等も、前田本には、或は首書となし、或はなきものもあれば、本書の中、永仁以後に關するものは、後の私加、私註、或は首書なりしが、混れて本文となりしものなるべし。殊に史料編纂所の所藏古寫本の殘闕は、他の本と甚しく異なるところあるによりて考ふるに、著者の増訂したるものもあるべく、後人が、漸次追加増補して、傳本の如きものとなりたるものならんか。されば上卷奥書に、「洞院相國被抄之」とあるは、公賢が、この書を著はしたる意にはあらず、抄録したるよしなるべし。



この書のものに見えたるは、文明十二年三月、中御門宣胤所藏の本を中院に貸したる事、宣胤卿記に見え、大永四年四月、三條西實隆、この書三冊を經帥に遣はして、綴らせたる事、實隆公記に記し、言繼卿記にも、この書の事散見せり。

この書の古寫本は、史料編纂所々藏の古寫殘闕一卷、及び侯爵前田利爲氏所藏の古寫本あり。史料編纂所本は、鎌倉時代末期の詩歌懷紙の裏面に記したるものなれば、最も古きものなるべし。刊本には、慶長の古活字、慶安、明暦、寛文等の刻本、及び故實叢書に收めたるものあり。

中山三條口傳抄

中山三條兩家の故實に關する事どもを記したるものなり。また中山三條口傳としたるもあり、三中口傳と題したるもあり。卷數五卷にして、これを甲乙に分ちて八卷としたり。その篇目左の如し。

- 卷一 甲乗車儀事 高野御幸事 出行事 牛車輦車人參内事 禁中故實事 立車事 乙禮儀事  
客人來臨事 使者禮事 上下對面儀事
- 卷二 甲貴賤響應事 乙節供事 酒肴間事 湯漬蓼菰粥事 陪膳役送事 打敷間事 懸盤以下莊  
殿彩色事 菓子間事 贈物間事
- 卷三 鋪設裝束事 庭上儀 稱屋名事

卷四 甲公事間事 諸役人事 裝束事 布施事 短冊事 被物事 乙諸祿法事 纏頭間事 七寶塔事 七寶異說事 可聞三佛名事 鎮間事 奉幣事 消息事 吉書間事 諸寺往來持參事 日時勸文事 祝問事 封問事 百首和歌事 定文事 諸詞事 中陰間事

卷五 公家御祈事 東寺灌頂 神泉苑御讀經事 公家御祈結願寺 法會儀事 氏長者於法成寺行御誦經儀事 堂達取御誦經文事 立列事 拜事 管絃事 雜談事

各條に或は三と註し、或は中と記したり。三は三條家にして、中は中山家なり。この書は、いかなる人の著したるものか明ならず。但し一本には、三條の傍に、「三條大相國公房公と註し、中山の傍に、「中山大臣忠親公、公房公外舅也」と註したり。この傍註を義知の案と記したるものあり。義知は壺井義知なり。卷三に、「兵部卿三位基親」と見えて、基親の三位に叙せられたるは、建久三年なり。また卷二に、「故入道左府」として、實房と傍註したるところあり。實房は公房の父にて、建久七年出家し、嘉祿元年薨じたり。また同卷に「内府説」として、忠親公と傍註したれば、「先公之時」と記したるは、實房なるべし。公房は、承久三年太政大臣を辭して、嘉禎元年出家し、建長元年、七十一にて薨じたれば、嘉祿以後、亡父實房と、外舅忠親の口傳を記したるものなるべし。

この書には、大永五年一條冬良の奥書あり。丹鶴叢書、續群書類從に收めたり。



### 一一 和歌

岩崎文庫本、内閣一本、神宮文庫一本、神智文庫一本、徳富本には、この篇目、及び次の「勅撰以下別有目録」以下の文なし。また神宮文庫一本、京都帝國大學本、彰考館一本、前田一本、池田本等には、勅撰以下」の文を、勅撰、家集、百首、歌合、打聞、抄物等類或本無之」と記したり。

勅撰以下別有目録、勅撰家集等外、如抄物打聞之類、七十部有之、然而見懷中抄歟之間略之、

「勅撰以下別有目録」とは、和歌現在書目録などの類なるべし。抄物打聞は、和歌、歌學、歌論等、和歌に關するものなり。懷中抄は、いかなるものにか、今傳はらざれば詳ならず。但し河海抄若菜上に引きたる懷中抄は、聖德太子の事を記したるものにて、和歌に關するものにあらず。同名異書なり。

### 一二 和漢

#### 和漢朗詠 二卷 公任卿撰

和漢詩文の佳句を撰録して、四季、雜の五部に別ち、題目を設けて、これに編入し、各和歌をそへたるものなり。春の部は、立春より藤に至る十八、夏の部は、首夏より扇に至る十一、秋の部は、立秋より九月盡に至る二十、冬の部は、初冬より佛名に至る九、雜の部は、風より白に至る四十六あり。

作者は、本朝にては、醍醐、村上の兩代、惟喬、兼明、具平の三親王、及び菅原道真より、清原滋藤に至る四十五人あり。支那にては、白居易より、李嘉祐に至る二十七人あり。和歌の作者は、村上、花山の兩朝、齋宮女御、聖德太子、及び志貴、飛鳥の二皇子、厚見、安貴二王の外、伊尹より、白女に至る五十三人あり。この書の撰者藤原公任なる事は、江談抄、釋信阿の朗詠註、及び和歌現在書目録、八雲御抄等に見え、十訓抄には、公任卿、この殿通を聲にとりて、始めてむこ入りされける時、朗詠上下の卷をえらび







朗詠要集

- 和漢朗詠集國字抄
- 和漢朗詠集和談抄
- 和漢朗詠集考證
- 和漢朗詠集新釋

二	未詳
八	高井伴寬
二	未詳
一	柿村重松
一	江見清風
一	金子元臣

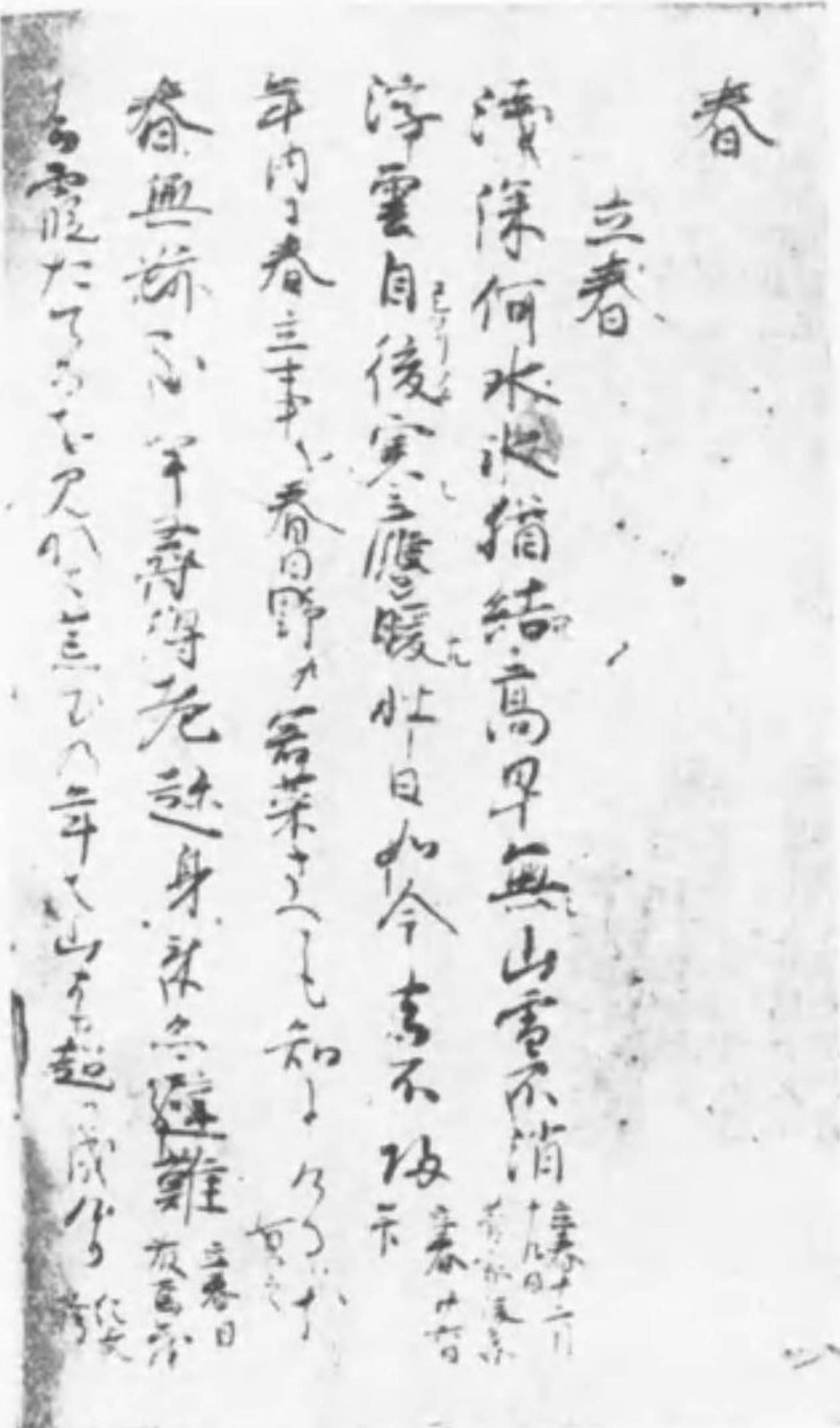
新撰朗詠 二卷 基俊撰

和漢朗詠について撰びたるものなり。部目も、和漢朗詠に同じく、春、夏、秋、冬、雜の五部に分てり。その題目を設けて、各和歌をそへたるさまも同じ。春の部は、立春より藤に至る十九、夏の部は、更衣より蟬に至る十一、秋の部は、立秋より掃衣に至る二十一、冬の部は、初冬より佛名に至る九、雜の部は、風より白に至る四十七あり。

詩文の作者は、嵯峨、醍醐、村上、一條、朱雀、三條の六朝、兼明、具平、輔仁の三親王、及び菅原道真以下、笠雅量に至る八十二人、同支那の作者は、白居易より、陳皇后に至る三十二人あり。和歌の作者は、仁和、延喜、圓融、花山の四代、二條后、具平親王、及び菅原道真以下、清正女に至る六十六人あり。

春

立春



新撰朗詠集 (保阪潤氏所藏)

この書の著者の藤原基俊なる事は、和歌現在書目録に、「新撰朗詠上下基俊」と記し、八雲抄、尊卑分脈等にも見え、

今鏡三笠の松忠通の傳に、基俊の君にも、からやまとのおかしきことの葉どもえらひつかはさせ給ひける。

とありて、攝政忠通の依囑により

て、撰集したるよし記せり。

基俊は、右大臣藤原俊家の子にて、從五位上、左衛門佐となり、康治元年歿す、年八十八。尊卑分脈には、「詩仙一流元祖」と記したり。

この書の古寫本は、昭和十年、重要美術品に指定せられたる保阪潤氏所藏一帖、及び同十一年、國寶に指定せられたる小川睦之助氏所藏下卷一卷あり。刊本は、寛永八年の刻本あり。群書類從に收めたり。



拾遺朗詠 二卷

其後の新撰朗詠について撰びたるものなるべし。世に傳本なく、著者も詳ならず。

和漢拾遺朗詠 二卷

これも世に傳はらず。古書に引きたるものもなく、著者も詳ならず。

和漢兼作集 二十卷

京都帝國大學本、彰考館本等二十二卷としたり。

平安朝の中期より、鎌倉期の中期比までに於いて、和歌を詠じ、兼ねて詩をも作りたる人々の詩歌を集めたるものなり。そのさま朗詠に同じけれど、この書は、朗詠の題を設けて、編集したるに反し、原作のままの題にて採録せり。二十卷の中、今傳はりたるは、十卷にて、部目左の如し。

- 卷一 春上 詩七十一首 歌六十六首
- 卷二 春中 詩七十七首 歌五十三首
- 卷三 春下 詩六十九首 歌五十五首
- 卷四 夏上 詩四十六首 歌四十八首
- 卷五 夏下 詩二十七首 歌三十四首
- 卷六 秋上 詩三十五首 歌七十二首

卷七 秋中 詩八十四首 歌四十九首

卷八 秋下 詩八十九首 歌七十三首

卷九 冬上 詩三十八首 歌四十二首

卷十 冬下

卷十一以下は、蓋し戀、雜、神祇、佛敎、羈旅、賀等の類ならんか。その作者も、卷九までの中、約二百五十人にして、醍醐天皇以下の列聖、菅原道真以下の人々なり。この書は、大正十五年、珍書同好會にて、圖書寮藏本により謄寫版としたる際、これに附したる予の解説あれば、便宜によりて左に附載す。

この書は、平安朝の中期より、鎌倉時代の中期に至る詩歌を集めたるものにて、本朝書籍目録に和漢兼作集二卷と記したるものこれなり。今傳はりたるものは、春上中下、夏上中下、秋上中下、冬上中下の十卷なれど、冬下は僅に一葉のみにして、他は悉く缺けたれば、亡佚せるもの過半に及びたり。殊に十卷以下はその篇目さへ知るを得ざるは惜むべし。されど、この書の卷數は、勅撰の和歌集と同じきによれば、その篇目もまた、これにならひて、四季の外に、戀、雜、神祇、釋敎、哀傷、慶賀、羈旅等に別ちたるものか、或は詩歌を集録したるさま、和漢朗詠集、新撰朗詠集にひとしきを見れば、朗詠集の上卷を四季とし、下卷を雜とせるに擬して、上の十卷を四季とし、下の十卷を雜としたるものならんか。

和漢兼作集とは、一人にて、和歌をも、漢詩をも兼ね作りたる人のみの詩歌を撰集したる意なるべし。そは中殿御會部類に載せたる後山階内府記の、曆應二年六月廿七日仙洞御會始の文に、「今度和漢兼作之



仁、關白外皆不被許、兼作悉被相別也」とあるにて知るべし。卷頭に掲げたる菅原道真立春の詩に、「右一句聖廟御作也、二十五句」とあるは、道真の漢詩二十五句と、和歌十五首とを採録したるよしにて、その詩歌の數を示したるものなり。かくの如く、詩歌兼作の人のみを限定して、撰びたるものなれば、著名なる歌仙詩聖にして、撰に漏れたるもの頗る多きは、兼作の人少きが故か。また歌のみありて、詩の逸したるものもあるべく、詩のみ作りて、歌の聞えざりしもあるべし。殊に平安朝以來、女流の歌人には、名高きもの多きにか、はらず、この書に、載せたるものきはめて稀に、卷十までの中に見えたるは、唯今出川院近衛の一人のみ。頓阿法師の水蛙眼目に、「今出川院近衛局、中詩なども作りて、兼作集に入りて、一生不犯の禪尼なり、略といへるは、この女房の漢詩を賦せるがめづらしく、且つこの書に入れられたるを、世の譽と思ひしなるべし。

この書に収録したる詩歌の古書に見えたるは、鳩嶺集に、神徳古今同、土御門内大臣、胎臨如舊廟庭月、吹擧是新社樹風、とありて、兼作集と朱書したるものあり。また夫木和歌抄十四菊の條に、「御集兼作、後堀河院、」と見え、同書十四寺の部に、「題不知、兼作、式部大夫定業、」とあり。後堀河天皇の御製は、本書秋の部下にあれど、神祇、釋教の詩歌は缺けたり。

この書は、本朝書籍目錄、水蛙眼目、鳩嶺集、夫木和歌抄以外には、書名を記したるものなければ、いかなる人の撰びたるものか、しるべくもあらず。但し作者の中に、右衛門督藤原實冬、權大納言藤原經任、中納言藤原良教、權中納言源具房など記したるところあり。實冬は、建治三年正月廿七日、權中納言にて右衛門督を兼ね、弘安七年正月兼官を罷め、經任は、建治三年正月廿九日、中納言に轉じ、弘安六年三月廿八日これを辭したり。良教は、建治元年十二月十二日中納言となり、弘安二年十二月十二日、權大納言に進みたること、公卿補任に見えたり。この四人の官位によれば、この書のなりしは、後宇多天皇の御代にて、建治三年より、弘安二年までの間のものなるが如し。また院御製として、春部上に、御製二首を掲げ、夏部上に御詩一句を載せ、新院御製として、秋部上下に、御歌各一首、春部下、及び秋部上に、御詩各一句を載せたり。この中春部上の

も、千鳥けにこそきなけさ、竹の大宮人に初音またれて

とある院御製は、續古今和歌集によれば、龜山天皇の御製なり。新院御製と記したるは、詩歌共に但書に參考すべきものなし。抑院は、太上天皇の泛稱なれど、兩院の御製ある時は、必ず、一を院御製とし、一を新院御製と記して、これを混同したる事あらず。即ち金葉和歌集は、白河法皇を院とし、鳥羽上皇を新院としたる例にて、後にも新後撰、玉葉の兩勅撰集に、伏見上皇を院とし、後伏見上皇を新院としたる類、續千載、續後拾遺の兩集も同じ。故にこの書の新院は、後宇多上皇にまします事疑ひなかるべく、これによれば、伏見天皇の御代のものなるが如し。然れども、作者の官位にては、後宇多天皇の御代にな



りし事明なれば、いづれによりて定めん事も難ければ、或は後宇多天皇の弘安中になりしが、伏見天皇の御代に至り、後宇多天皇の御製のみを補入したるものにもあらんか。勅撰歌集にすら、奏覽の後の作歌を補入したる例あれば、かく推定するの外なかるべし。されど、これは、唯現存の十卷のみによりて、推考したるのみ。卷十一以下、悉く完備したる上にて、更に精査攷究せば、愚案の謬りたるを訂正する事あらん。

## 一三 管 絃

### 梨園舊風 一卷

梨園とは、唐書禮樂志に、「明皇既知音樂、又酷愛法曲、選坐部伎子弟三百、教于梨園、」とありて、歌舞を教習する所なりしかば、やがて、舞人樂人をも、梨園といひしなり。されば、この書は、我邦古風の歌舞の事ども記したるものなるべけれども、世に傳はらざれば、詳ならず。

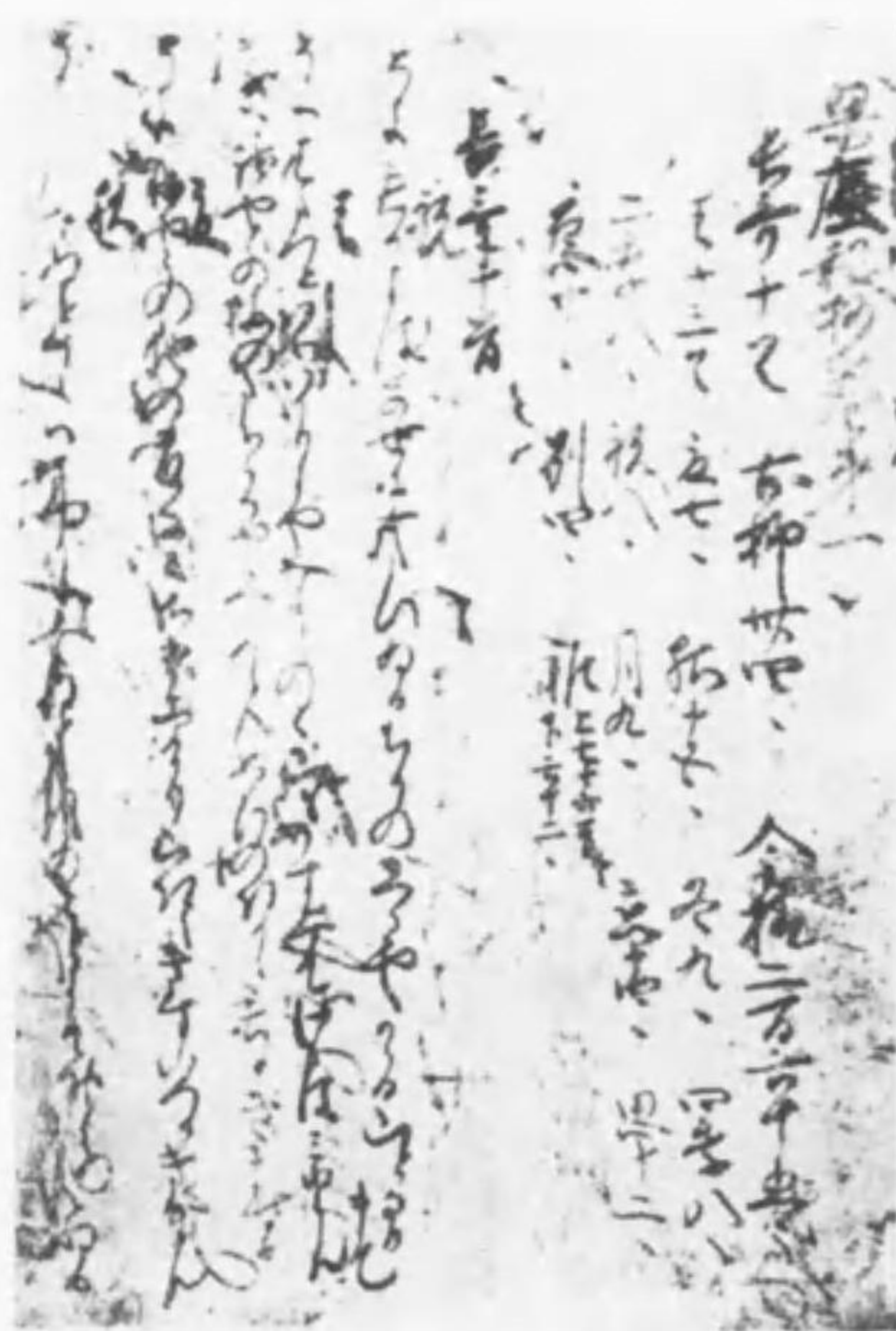
### 東遊笛譜 一卷 奉勅撰

岩崎文庫本、内閣一本、神宮文庫本、神智文庫一本等この書を載せざるもの尠からず。後の追記ならんか。

東遊は、神事に奏する歌舞なり。この笛の譜は「奉勅撰」とあれど、いつの御代、いかなる人の撰びたるものか、今は世に傳はらざれば、詳ならず。



梁塵秘抄 二十卷 後白河院勅撰



（藏所氏護路小枝節子） 一卷抄秘塵梁

神樂、催馬樂、風俗、今様、早歌、田歌等の事をか、せ給ひしものなり。今世に傳はりたるものは、卷一長歌、古柳、今様三百九首の中二十二首と、卷二四句神歌、二句神歌の外、梁塵秘抄口傳集卷一、殘缺、卷十の二卷あり。その他、梁塵秘抄口傳集卷十一以下、卷十四まであり。古寫本は、伏見宮御所藏榮仁親王御筆口傳集卷十、及び綾小路子爵所藏卷一、及び口傳集の斷簡あり。卷一及び卷二は、佐々木信綱博士の大正元年に校刊し、同十二年増訂したるもの、昭和七年に改訂したる刊本あり。また國歌大系に收めたり。梁塵秘抄口傳集卷十は、群書類從に收めたるものあり。また梁塵秘抄一二、及び同口傳集十四までは、岩波文庫に收めて、昭和八年刊行せり。

この書に就いては、刊本、及び國史國文の研究にのせたる拙考、及び、皇室御撰之研究にも記し、詳な

る事は、改訂刊本に載せたり。なほ岩波講座日本文學、新潮社文學講座、改造社日本文學講座等にも、諸家の考説を載せたり。

龍吟抄

龍吟は笛の事にて、この書は、横笛についての事どもを、筆録したるものなり。笛を龍吟といふ故は、續教訓抄に、「或云、笛をば龍吟といふ、宮、商、角、徵、羽の五奇、みな龍笛の調にわきまへたり、」と見え、たれど、蓋し文選馬融長笛賦に、「近世双笛從光起、羌人、伐竹未及已、龍鳴水中不見已、截竹吹之聲相似、」といへるによりて、笛を龍笛といひ、やがて龍鳴とも、龍吟ともいへるなるべし。體源抄には、龍吟集としてこれを引きたり。群書類從に收めたる上下二卷の龍鳴抄はこれなり。

上卷は呂にて、一越調曲の皇帝破陣樂より、安摩に至る二十八樂、雙調曲の春庭樂、柳花苑、大食調曲の散手破陣樂より、長慶子に至る十樂、乞食調曲の秦王破陣樂より、林歌子に至る四十樂、下卷は律にて、平調曲の三臺鹽より、扶南に至る十五樂、黃鐘調曲の赤白桃李花より、赤白蓮花樂に至る十五樂、盤涉調曲の蘇合香より、劍氣禪脫の十三樂に至れり。

この書の著者は、大神基政にて、卷首に「大神基政撰」と記し、

三五要略に、基政抄云、雙龍吟抄、春楊柳早物也、甘洲坏三様に吹、人之夜半樂五常樂破様に吹物也云



と見えたり。基政は大神惟季の子にて、雅樂允、樂所勾當となり、保延四年、六十歳にて歿せり。上下二卷とも、末尾に、「長承二年五月日、散位大神在判」とあるによれば、この書は、没年より、六年前に著したるものなり。なほ

奥書に、本云、此抄、安元比、以前齋院之本、令信定書寫者也、

于時嘉祿二年十月六日書寫了、傳聞、此抄有二本云々、大神基政女子二人之料抄之、聊有異歟、但不知何本可尋之、此本度々披見之、不審等少々別紙勘付、即付屬播磨局畢、

于時嘉祿三年六月六日

散位 在判

とあり。前齋院は、後白河天皇の皇女式子内親王の御事なり。これによれば、この書は二本ありしにて、一を龍吟抄とし、一を龍鳴抄としたるものならんか。但し仁智要録、三五要録に引きたる新撰龍吟抄は、別のものなる事は、文机談に見えたり。

三五要略 妙音院太政大臣撰

琵琶の譜なり。琵琶を三五といへるは、風俗通に、「琵琶長三尺五寸、法天地人與五行也」とありて、一は三尺五寸なるにより、一は三才と五行とによりて名づけたるものなり。四卷ありし事は、文机談に見

えたり。

この書は、今傳はりたるは缺卷となりて、伏見宮御所藏に卷第四の一卷あり。卷首に、「妙音院琵琶師太政大臣從一位藤原朝臣抄」と記して、盤涉調、琵琶平調の蘇合香より、千秋樂に至れり。この書の事は、文机談に、「亦要略は四卷なれば、これを四絃にあつ、この趣皆録の第一の調子品の上卷に見えたり」と記せり。

著者妙音院太政大臣は、藤原師長にて、その事歴は白馬節會抄の條（一七八頁）にのせたり。

伏見宮御所藏



三五要略

三五要録 十二卷 同撰



琵琶の譜を書きたるものなり。

文机談に、御譜を撰定せらる、比巴をば三五と名づけて、三尺五寸のうつはものなるが故に、始めてこの號ありとかや。中略要録は十二卷、これを十二月、十二時、十二律にあつ、

と見えて、各卷の始に、「太政大臣從一位藤原朝臣師長撰」と記したり。その篇目左の如し。

- 第一 案譜法調子品上下
- 第二 催馬樂上律歌琵琶黄鐘調
- 第三 催馬樂下呂歌琵琶返風香調
- 第四 壹越調曲上琵琶双調沙陀調同音
- 第五 壹越調曲下琵琶双調 沙陀調曲
- 第六 平調琵琶黄鐘調
- 第七 大食調琵琶返黄鐘調 乞食調曲 性調曲琵琶黄鐘調
- 第八 双調曲琵琶返風香調 渡物壹越調曲 沙陀調曲
- 第九 黄鐘調曲琵琶風香調 水調曲琵琶返風香調
- 第十 盤涉調曲上琵琶風香調
- 第十一 盤涉調曲下琵琶平調、狛笛壹越調

第十二 高麗曲比巴黄鐘調

附録には、河曲子、河水樂、飲酒樂の譜、朗詠、付物、韓神附物、古鳥蘇、取音様等あり。南宮譜、長秋卿譜、新撰龍吟抄、桂譜等を参照し、處々この譜を以て、異同を註したるところあり。但し中に、著者師長以後の年紀にかゝるところあるは、後人の追記したるものなるべし。

卷一の卷尾に、此卷は、女房などのために、あながちにいるべきものにはあらねども、すべて三五要録の一の卷にてあれば、やう／＼にしてかきて、はりまとのにまゐらす、ありやうまたみな申さかせまゐらせつ、よく／＼心をしづめてしられべし、

建保六年八月一日

前木工權頭藤原判

と記せり。この書の事は、

玉葉に、建久六年正月十六日壬寅、仁和寺宮途使僧事之間、令申入事等有勅許、悦畏申之由所被示也、其上被借三五要録平調卷、即付使借與畢、

と見えたり。後伏見天皇御記延慶二年十月の條にも、「妙音院入道、催馬樂ハ、中御門内大臣宗能公弟子也、仍三五要録にも、彼説として載之、」と記し給へり。

この書の古寫本は、伏見宮御所藏第二調子品第三、第四催馬樂第五、第六壹越調曲第七、第八大食調第九、第十、第十一盤鐘第十二高麗の十一卷あり。各卷の表紙に、後崇光院の宸筆にて、曲調を記し給へり。また卷末







傳事等

にて、樂曲の始には、和漢の書を引きて、その起原等を記したり。その書中に参考したるものは、南宮横笛譜、長秋卿笛譜、明暹横笛譜、類聚箏譜、綿譜、龍吟抄、絲竹譜、院禪譜、師季譜等にて、卷一には、裏書三所あり。

仁平三年二月十一日奉受了、其後久壽二年二月卅日更奉習之、

仁平三年四月十四日奉受了、仰曰、彈五十絃度數無定、多少隨宜耳、他皆倣之、

仁平三年 卅日於宇治小河伊行宿所、奉受了、

と見えたり。蓋し傳受を受けたる事を記したるものなり。なほこの書の事は、絲竹口傳に、「妙音院殿譜には、仁智の譜とかけり、」と記し、體源抄にも見えたり。

仁智要略

これも箏の譜なり、卷數明ならず。體源抄に載せたるこの書籍目錄に、「箏譜同撰」とあるによれば、仁智要略と同じく、妙音院師長の著なり。但し要略に對して、略記したるもの、如しと雖ども、その内容によれば、別のものなり。

この書は、世に傳はりたるもの稀にして、古寫本には、伏見宮御所藏卷二の一卷あり。

奥書に、永仁四年卯月七日、此正本季通朝臣自筆也讓權大納言實泰了、仍□之加奥書、存亡管絃名箏人、彼朝臣

隨分條々、但注漏人濟々焉、

と見えたり。

絲管抄 十卷 北院御室御抄

箏、琵琶、横笛等、管絃に關する事どもを記されたるものなり。體源抄には、絲管要抄とも、絲管要錄抄とも記せり。この書、今は散逸して傳はらず。この書の事は皇室御撰之研究にもせたり。

北院御室は、後白河天皇の皇子守覺法親王の御事なり。仁和寺に入り給ひ、建仁二年八月、御年五十三にて薨じ給へり。御著書多し。

殘夜抄 孝道抄

管絃についての事どもを記したる書なり。殘夜とは、

卷首に、僅にその器についたる程の事だにも、すたれゆく末の世、心うく悲し、この故に、わづかにちいさき竹のつゝにて、見とをしをしたる程だにもなき口傳の外、ごに臨みて、覺束なかりぬべきことを、夜を殘したる老のねぶりのうちに、思ひ出でらる、事どもをしるして、子を思ふ道の餘り、



かたはらいたながら、わな／＼／＼つふしつ、とあるによれり。また書名の下に、「或云迷路抄」ともいへるよし記せり。一卷にて、群書類從に收めたり。その内容に就いては、

まづうへは物に付たる曲は、さる事にて、音楽にとり、品々に臨みておもはるゝ事あるべし、一は御遊、二は舞樂、三は式講、四は十種講、五は人に物を教ふる事、六は人に習ふ事、七は調子の移りかはりめ、八は樂のあひだの事、九は音のこと、十は物を秘すべきやう、十一は物のたがひめの事、十二は打物の事、十三は樂器の事、

とありて、各項目をわかつて、細密に説明せり。著者の藤原孝道なる事は、

體源抄に、殘夜抄、琵琶博士孝道入道造之、殘夜云々、

と見えたり。孝道は、木工頭藤原孝定の子にて、尊卑分脈に、「從四位下、尾張守、木工權頭、出家、智觀」とあり。嘉禎三年、七十三にて卒去せり。

### 類聚樂錄

管絃についての事どもを類聚したるものなるべし。今世に傳はらざれば、著者も卷數も詳ならず。

### 類聚箏譜

箏曲の譜を類聚したるものなるべし。仁智要錄皇帝破陣樂の頭書に、「類聚箏譜者、後宇治殿御撰也」と見え、體源抄に「類聚箏譜知足院」とあり。秦箏相承血脈關白忠實の下に、「號知足院、或後宇治、又富家」と見えたり。

この書も世に傳はりたるものなく、三五要錄附錄河曲子の註に、「河或作歌、類聚箏譜云、師說註之」と見えて、仁智要錄の處々に引載したるものあり。唯類聚譜としたるも、同書なるべし。

著者忠實の事は、乾抄の條(二八一頁)に記せり。秦箏相承次第には、著者を權大納言宗俊として、「又受五節命婦說、又習大宮右大臣、又院御說」と見えたり。大宮右大臣は、宗俊の父俊家にて、院は白河法皇の御事なるべし。

### 桂譜

内閣一本、圖書寮本(松岡舊藏)彰考館一本、前田本等、桂譜としたり。

世に傳はらねば、如何なるものか詳ならず。著者も明ならねど、琵琶の譜なるが如し。

體源抄十一に、桂譜とハ、桂少輔事、經信大納言孫也、



とありて、琵琶血脈に、「兵部少輔信綱、治部卿基綱息、號桂少輔、」と見えたるによれば、信綱のかきたるものなるが如し。但し信綱の祖父經信も、琵琶の名手として、世に聞え、尊卑分脈に、「号桂大納言」と記し、自筆の譜あるよし、胡琴教録上に見えたれば、桂譜は、信綱にはあらずして、經信の譜ならんか。伏見宮家御所藏に、經信自筆の琵琶譜あり。紙背に、九條兼實の署名ありて、應保三年、兼實が、父忠通より受けたるよしを記せり。されど經信の奥書には、「件手並樂等、所受習故兵部卿資通卿也、」とありて、資通より傳受したるまゝの寫なれば、桂譜は別のものならんか。

三五中録 十二卷 孝時撰

琵琶の譜を書きたるものなり。寫本にて、世に傳はれり。その篇目左の如し。

- 第一案譜法 第二催馬樂上 第三同下 第四壹越調曲上 第五同下 第六平調曲 第七大食調曲
- 第八双調曲 第九黃鐘調曲 第十盤涉調曲上 第十一同下 第十二高麗曲

著者の孝時なる事は、

文机談に、抑中録は、孝時が所撰也、西園寺入道御時、本譜を諸人にゆるす事御せいしありて、御いましめの御教書を給はる、仍年來の弟子にこれをあたへんために、常に用る所の一説をとりて、中録となつく、而を、後日に人これをなんするによりて、なほ要録とす、但中録もなにかはくるしく侍

らん、昔も龍吟抄あり、又新撰龍吟あり、これをもて是を思ふに、新撰要録とも号つべし、例なきにあらずや、

と見えたり。孝時は、木工權頭藤原孝道の子なり。尊卑分脈に、「正五下、右馬助、出家法深、」とありて、

文永三年歿せり。

この書の古寫本は、伏見宮御所藏七卷あり。鎌倉時代末期

三のものにて、

第一奥書に、嘉元三年七月日、爲與孝重、令書寫之訖、空性

(花押)

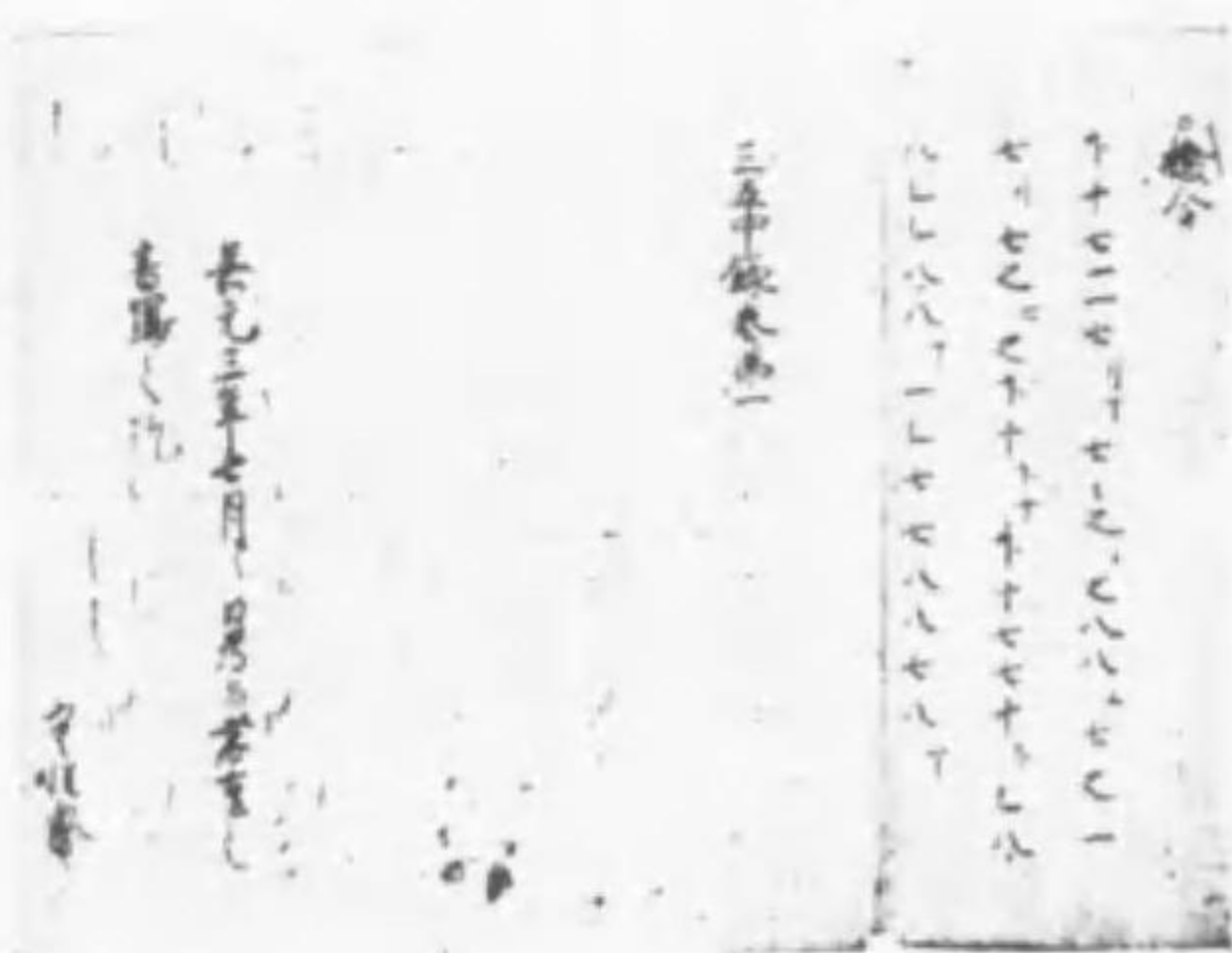
と見え、第六には、元徳三年の奥書あり。

第七奥書に、此卷内曲悉奉授壹岐左衛門尉宗成訖、

正應四年正月廿一日 木工權頭孝秀(花押)

第十一奥書に、此者元徳年中也、余練習、以今出河前右大

伏見宮御所藏



臣所持後西園寺入道譜書寫之、

と見えたり。今出河前右大臣は兼季にて、後西園寺入道太政大臣は兼季の父實兼なり。この外、同宮御所藏に、第七盤涉調下一卷あり。邦永親王の書寫し給ひしもの五冊あり。



御奥書に、家藏之三五中録、全部當時人蠶匱蠹毀多、而無由歎、遂不耻拙筆、親新遂摹功、且加校合而已

正徳乙未歴初秋下澣

邦永(御花押)

と記し給へり。

なほ同宮御所藏には、これを抄略したる三五中略と題したるもの一卷あり。第四五六の抄録にて、草本なり。

### 宜陽殿竹譜 太田丸撰

今傳はらざれば明ならねど、懷竹抄に、「宜陽殿竹譜ト云ハ、太田丸譜」と見え、

文机談に、この御門の御なかれをば、一品式部卿貞保親王に傳へ給はらせ給ふ、中此御師太田丸が、

笛譜をば、嵯峨天皇めして、宜陽殿のぬりこめに置かせおはします、朝家のおもき御寶なれば、宜陽殿の竹の譜とて、證にひき侍るはこれなり、但炎上の時、とりいたさずして焼にけり、

とありて、體源抄五にも見えたり。太田丸は、和邇部氏なるよし、同書に見えたり。その傳記は詳ならず。

### 南竹譜 貞保親王撰

横笛の譜にて、懷中抄にも、「南竹譜ト云ハ、貞保親王譜」とあり。南竹は南宮竹譜を略したるものなり。續教訓抄には、南宮横笛譜と記せり。南宮は、貞保親王の御邸第なり。

貞保親王は、清和天皇の皇子にまし、延長二年御年五十五にて薨じ給へり。親王衆藝に秀で給ひ、殊に横笛に長じ給ひし事、文机談、續教訓抄に見えたり。

この書も、世に傳本なく、仁智要録、三五要録以下の諸書に引きたるものあり。この書の事は皇室御撰之研究にものせたり。

### 長竹譜 博雅卿撰

横笛の譜にて、懷竹抄に、「長竹譜ト云ハ、博雅三位譜」とあり。仁智要録、續教訓抄、河海抄、體源抄などには、長秋卿笛譜とも記し、また長秋卿竹譜ともいへり。蓋し著者博雅が、中宮大夫たれば、中宮の唐名長秋によりたるものなり。長秋譜は、長秋卿竹譜の略名なり、

體源抄五に、長秋卿竹譜、中宮大夫唐名なり。

又號長秋譜、博雅三位御譜也、御譜裏書を見るに、貞保親王三卷譜、同臨調子譜、清瀬宮繼、大戸清上、



和邇部大田丸、勝道成常也、乙莫ノ譜也、又外從五位下良峯朝臣遠平、勝道成師、平秀茂、並大石富門等譜說也、是奉勅撰也、

と見え、

三五要録に、康保年中、左近權中將源博雅朝臣、奉勅撰進横笛譜云々、

文机談に、皇太后宮權大夫源博雅卿、これも圖書頭源脩にならひ給ふ、西宮殿には、御あひ弟子とぞ申すべき、この君は、兵部卿克明親王の長子なり、御笛もいみじき御上手なり、村上の天皇の御宇、康保の頃、勅によりて、横笛の譜十三卷をえらび上り給ふ、いま用ひる所の長秋といふはこれなり、南宮は十二卷、長秋卿は十三局、これには、角調のくは、れるによりてなり、

と見えて、村上天皇の勅を奉じて、撰進したるものなり。

著者博雅は、兵部卿克明親王の御子なり。從三位、皇后宮權大夫に至り、天元三年、六十三にて薨去せり。尊卑分脈に、「琵琶名匠」と記し、「高名管絃人」と見えたり。

綿譜 頼吉撰

横笛の譜にて、懷竹抄に、「綿譜ト云ハ王監物頼吉譜」と見えたり。綿譜とは、いかなる故に名づけたるものにか。

この書の事は、

續教訓抄に、王監物頼吉ハ、オホツカナキ樂ヲハ、樂屋ニテモ、譜ヲヒロケテ吹ケルナリ、道ノ長者ナル事ナレハ、ミクルシクモ侍ラス、又難スル人モナシ、綿譜ト云フハ、樂屋ニテヒラキ見ケル譜トカヤ、

と見えたり。されど、これも今は傳はらず。仁智要録、續教訓抄、體源抄などに引きたるものあるのみ。

頼吉は、樂所預小監物玉手信近に就いて横笛を學び、堀河天皇の御師となれり。

懷中譜 惟季撰

今傳はらねば詳ならず。懷竹抄に、「懷竹譜ト云ハ、大神判官惟季譜、」と記したれば、また懷竹譜とも稱したるものならんか。懷竹譜は、横笛の譜なれば、その他、箏、和琴、琵琶等の譜をも併せて、懷中譜と稱せしにや。別に箏、和琴、琵琶等の譜はなかりしにや。

著者惟季は、大神氏、戸部正近の弟子となりて笛を習ひ、右近將監に任せられ、寛治八年、六十八にて卒去せり。

風俗譜 一卷



圖書寮本、(荷田在滿舊藏)内閣一本、神宮文庫本は一帖とし、群書類従本は二巻としたり。

風俗歌の譜なり。風俗歌は、群書類従に收められたれど、この風俗譜は、今傳はれりや否や明ならず。

催馬樂譜 二帖

群書類従本二巻としたり。

催馬樂歌の譜なり。この譜の事は、

建久本催馬樂略譜下巻の終に、或抄云、延喜二十年、依勅定左近中將藤原忠房朝臣作催馬樂譜云々、

又一條左大臣殿令造之由、見治國抄、孝道抄

郭曲相承次第左大臣雅信の下に、催馬樂譜、此大臣作之、或抄云、延喜二十年、右近少將藤原忠房依

勅定作之云々、然而多分說雅信公所作也云々、

この外、袖中抄には、一條左大臣雅信の作とし、體源抄には、藤原忠房の作なるよし記せり。この譜は、藤原忠房、源雅信、いづれのものか、碩鼠漫筆には、雅信の撰びたるは、天祿の頃なりしものにて、今傳はりたるは、やがてこの新譜なるよしいへり。

催馬樂譜の古寫本は、帝室博物館所藏天治本催馬樂抄を最も古しとす。題簽に「催馬樂譜、堀河右大臣流、藤大納言□寫秘藏本也、不及他見、」と見え、奥書に、「天治二年春三月、付家説移點了、」下略と見えて、

終に「堀河右大臣殿、按察大納言、藤大納言、皆此人々次第所傳也、」と記せり。堀河右大臣は、道長の子頼宗、大宮右大臣は、その子俊家、按察大納言は、その子宗俊、藤大納言は、その子宗忠にて、天治二年、藤

律

我駒

伴天	安加	已	没也	久
由	支	已	世	
万川	知	也	ま	安波
礼	万川	知	也	
未	波礼	ま川	知也	

(藏所氏映直島鍋爵侯) 譜樂馬催

大納言となれり。この四代は催馬樂師傳相承にものせて、この譜を相承せしなり。なほ宗忠の中右記保安元年十一月十三日の條に、「催馬樂譜、有故宰相中將家、有無未尋得、」と見えたり。故宰相中將は、俊家の孫にて、宗通の子なり。同じく堀河右大臣の流なれば、天治本と關係あるに似たり。天治本には古典保存會の複製あり。この

外侯爵鍋島直映氏所藏古寫本一冊あり、昭和八年、國寶に指定せられたり。

神樂譜 二卷

圖書寮本、(荷田在滿舊藏)内閣一本、三條西本等は、二帖としたり。

神樂歌の譜なり。この譜の事は、

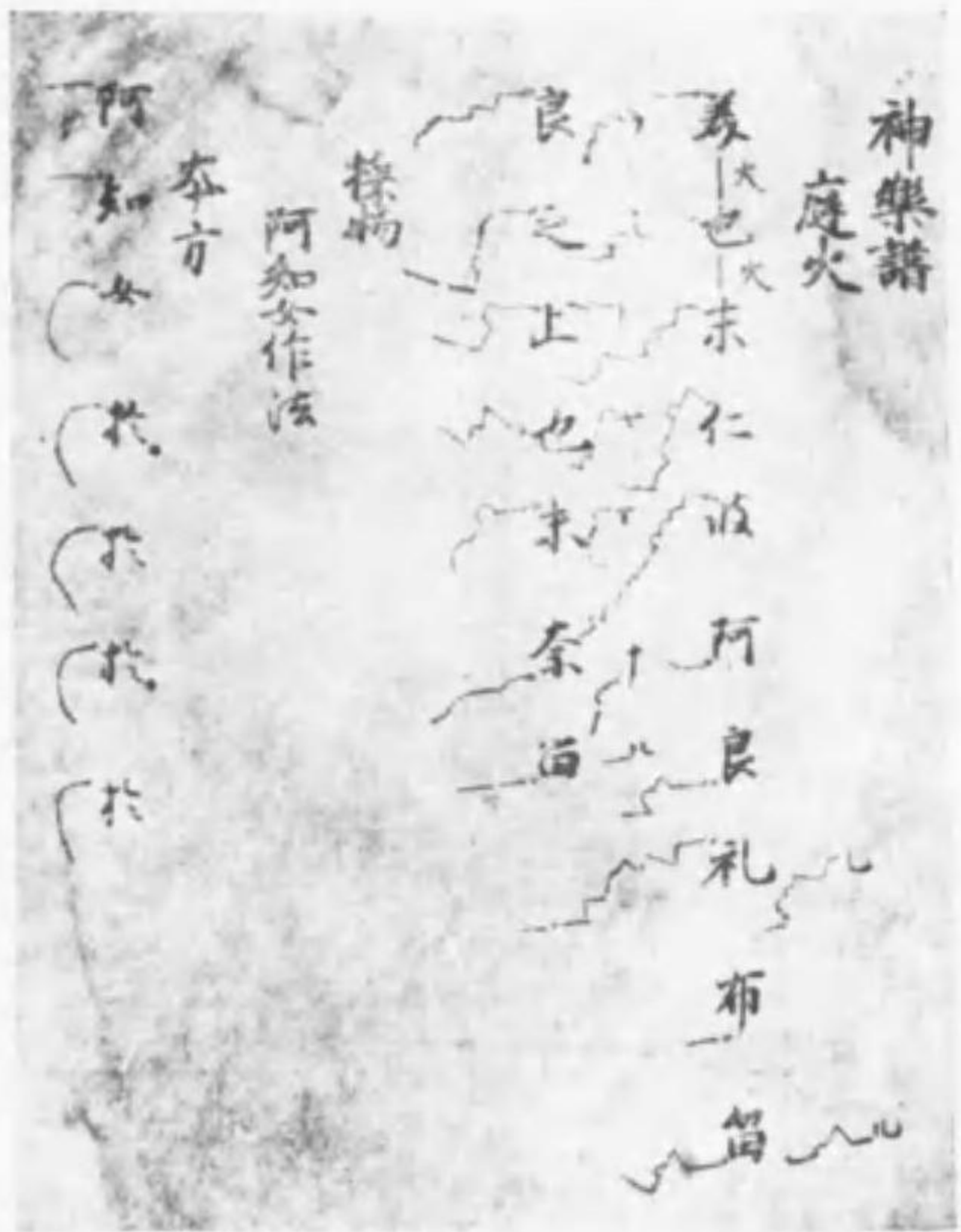
中右記に、天仁元年十一月廿三日、世稱清署堂御神樂、是豊樂院後房名也中略舊神樂譜云、昔貞觀御時、



神宴之日、被撰定神樂歌者、若是此神樂之事歟、彼時、磯等前ト云歌、依有禁忌不被歌云々、首書に、

神樂譜

庭火



神樂譜 (藏所氏爲利田前侍侯)

或人談云、朱雀院御時、貞信公攝政之間、此御神樂又被始、其後不絶、

とあり。碩鼠漫筆には、貞觀御時に撰定せられたりといへるは、はやく亡びて、政事要略卷二十八に、神樂譜云とありて、その一節を引きたるのみ。今の世に傳はりたるは、一條雅信が、催馬樂と共に、撰びたるものなるよしいへり。されど、この目錄にのせたるは、舊本なりや、新本なりや明ならず。

神樂譜の古寫本は、前田侯爵家所藏にて、正嘉元年の久行、文永元年の久氏、文保三年の忠榮の奥書を載せて、末に

文和四年正月□□令書寫訖、於本者、悉每□□書之、予私博士相□□所々書了、舊冬所借請忠春也、

敦有(花押)

と見えたり。

一三 醫書

大同類聚方 百卷 安倍眞貞、出雲廣貞等奉勅撰

本邦古醫方の傳はりたるものをあつめて、分類したるものなり。

日本後紀に、大同三年五月甲申、先是詔衛門佐從五位下兼左大舍人助相模介安倍朝臣眞直、外從五位下侍醫兼典藥助但馬權椽出雲連廣貞等、撰大同類聚方、其功既畢、乃於朝堂拜表曰、臣聞、長桑妙術、必須湯艾之治、太一秘結、猶資鍼石之療、莫不藥力迪助、拯殘魂於陸厄、醫方所鍾、續遺命於斷□、雖一貫、典墳澄心願、猶復降懷醫家、汎觀攝生、乃詔右大臣、宣令侍醫出雲連廣貞等、依所出藥、撰集其方、臣等奉宣、修□□在尋詳、愚情所及靡敢漏、□□成一百卷、名曰大同類聚方、宜校始訖、謹以奉進、但凡厥經業不詳習、年代懸遠、註記絲錯、臣等才謝稽古、學拙知新、輒呈管窺、常夥紕謬、不足以對揚天旨、酬答聖恩、悚慙之□、陸氷谷、謹拜表以聞、帝善之、

とあるにて、そのさまを推知すべし。



著者を阿部眞貞としたれど、日本後紀によれば、阿倍眞直の誤なり。出雲廣貞は、攝津の人なり。後宿禰の姓を賜ひ、中外記、内藥正、典藥助等に任せられたり。

この書は、はやく逸して今は傳はらず。但し世に大同類聚方と名づけたるもの數種あり。一は天明の頃刊行したるものにて、丹波良康の鈔録したるものなり。纔に十三方を收めたり。その他、世に傳はりたるものにも數本あれど、いづれも、後人の僞作したるものなり。そは佐藤方定の奇魂にくはしくその由を辨せり。即ちその體裁の定まらざる、その文體詔辭の如くにして、序文、及び同時にたりし古語拾遺など、ひとしからず。毎卷最も短くして、二枚三枚づゝなり。殊に文字假字の誤謬著しく、當時のさまにあらず。卷首に、「從五位下典藥頭阿部眞貞、侍從從六位上出雲宿禰廣貞等奉勅同撰、」とあれど、官位姓名に、後紀の序文とあはざるところあり。また古林見宜の醫寮歌配劑に引きたる類聚方の文は、正文なるべきものをのせず。加賀國は、弘仁十四年一國となりしを、書中加賀國と記したるところあり。茶も嵯峨天皇の御代に至りてきこえたるに、書中茶の如しといへる所あり。且當時風病といひしは、後世の風とは異なるを、同じきもの、如く記せるなど、八條の疑をあげて、これを辨せり。なほ權田直助の大同類聚方再考、及び本邦醫家古籍考、大日本醫學史等にもその考説をのせたり。

### 撰攝養要決 二十卷 物部廣泉撰

諸本廣貞に作る、廣泉は彰考館本による。

養生の法どもかきたるものなるべし。今世に傳はらず。この書のなりし事、及び著者物部廣泉の傳記は、

三代實錄に、貞觀二年十月三日、己卯、正五位下行内藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉卒、廣泉者左京人也、本伊豫國風早郡、姓物部首、後隸京兆、賜姓朝臣、廣泉少學醫術、多見方書、天長四年、爲醫博士兼内藥允、遷爲侍醫、後累遷伊豫讚岐椽、侍醫如故、六年春授外從五位下、爲内藥正、侍醫如故、十四年授從五位下兼伊豫椽、仁壽四年授從五位上、爲肥前介、内藥正侍醫如故、天安二年、兼參河權介、貞觀元年冬授正五位下、轉參河權守、内藥正侍醫如故、廣泉、藥石之道、當時獨步、齡至老境、鬚眉皓白、皮膚光澤、體氣猶強、卒時年七十六、撰撰攝養要決廿卷、行於世矣、

と見えたり。これを撰攝養要決としたるは、伴信友の説の如く、この三代實錄の文を讀み誤りたるものなるべし。但し日本見在書目録に、撰攝養要決二十二卷とあれば、支那撰述の書を、抄撰したるものか。見在書目録には、この外、本朝の書二三混入したるものあれば、これもまぎれたるものなるべし。

### 金蘭方 五十卷 菅原峯嗣奉勅、與諸名醫撰

この書、今傳はらねば、そのさま詳ならず。



著者峯嗣の経歴、及びこの書を書いたる事は、

三代實録に、貞觀十二年三月三十日壬午、散位從五位上菅原朝臣峯嗣卒、峯嗣者左京人也、父出雲朝臣廣貞、長於醫師、官爲正五位下信濃權守、淳和太上天皇龍潛之日、令峯嗣侍奉宮藩邸、峯嗣自申請、欲繼家業、仍補醫得業生、自此而始、峯嗣奉試及第、弘仁十三年、除左兵衛醫師、十四年遷醫博士、天長四年兼内藥佑、七年兼侍醫、八年兼攝津大目、是年讓醫博士於物部廣泉、十年爲春宮坊主膳正、内藥佑、侍醫、攝津大目並如故、承和二年授從五位下、淳和太上天皇、思在藩之舊、以峯嗣爲侍者、寵遇優渥、頗超傍人、四年爲尾張權介、六年遷爲美濃權介、不之官、嘉祥二年爲越後介、峯嗣侍淳和院、奉太后御藥湯方之事、由是遷播磨介、以近都、亦優其身也、仁壽元年加從五位上、天安二年、爲典藥頭、貞觀五年、自謝老出爲攝津權守、退居豊島郡山莊、灌藥養性、不交流俗、十年改出雲姓爲菅原、以土師出雲同祖也、卒時年七十八、峯嗣不墜家名、處治必効、嘗奉勅、與諸名醫、共撰定金蘭方、又針艾之所加、多方法之外、後進之備、至今稱妙焉、

と見えたり。但し今校正金蘭方として、文政九年刊行したるもの二十三卷、合綴五冊あり。紀伊の藩醫大江廣彦の校定せしところなり。著者峯嗣の書きたる貞觀十年九月一日の自序あり。中に「奉勅從五位上東宮主膳正兼攝津大目菅原峯嗣、從五位下醫博士兼侍醫物部期臣廣泉、從五位下典藥頭當麻真人鴨繼、從五位下典藥正大神庸主等、同撰而上朝、」とあり。されどこれも世に流布せる大同類聚方と同じく、後

人の僞作したるものにして、佐藤定方の奇魂二に、そのよしをくはしく辨せり。即ち三代實録によれば、峯嗣は、貞觀十年の頃は、山莊に退居して、在官ならざりしを、官名をあげたるは、正史にあはず。次に廣泉は、貞觀二年二月三日卒したれば、その撰に先だつ事八年なり。また大神庸主も、同二年に卒したれば、年代あはず。當麻鴨繼の位階、三代實録とたがひ、序文に、「自襲封」といひ、「在勅命、」とある當時の典禮制度にあはず。卷數五十卷とあるに、強ちに合せんとて、一卷を二枚三枚の短篇とし、且つ第一の如きは、延喜式を抜き書きしたるあとの著しき事など、これを六條に別ちて詳論せり。げにや序文のさまなどは、當時のものならぬ事は、一見して知るを得べければ、後の世の人のしわざなるが如し。

### 掌中方 一卷 輔仁撰

いかなるものにか、これも世に傳はらざれば、詳ならず。掌中方は、掌中要方の略なる事、及び輔仁か、この書を書いたる事は、

日本紀略に、延喜十八年九月十七日、右衛門醫師深根輔仁撰掌中要方、と見えたり。著者深根輔仁は、本姓峰田薬師にて、和薬使主と同祖なり。輔仁は、内薬正針博士宗繼の孫にて、侍醫権醫博士たり。



## 醫心方 三十卷 丹波雅忠撰、或康賴撰

醫療、本草、藥性、明堂、孔穴、養生、服名、食餌等を記載したるものなり。

著者を雅忠とし、或は康賴としたれど、康賴の著なりし事は、

丹波氏系圖康賴の下に、永觀二十一廿八、以醫心方三十卷、撰進公家、

一代要記に、天元五年壬申針博士丹波宿禰康賴撰醫心方三十卷、

と見え、徳富猪一郎氏所藏卷二十二の卷首に、「□五位下行鉞博士丹波介丹波宿禰康賴撰」とあるにて明なり。撰者は、天元五年にして、永觀二年、これを奏覽したりしなり。康賴は、丹波矢田郡の人、丹波宿禰の姓を賜はり、針博士、左衛門佐、從五位上となり、長徳元年、八十四歳にて卒去せり。この書を雅忠の著としたるは、地下家傳の小森家傳に、「雅忠、年月撰醫心方拾遺二十卷、述家法云々」と見えて、醫心方拾遺を著はしたるによりて、誤り傳へられたるものなり。雅忠は、康賴の曾孫にて、典藥頭、施藥院使となりて、名醫たりし事、中右記その他の書に見えたり。

この書の事は、通憲入道藏書目錄に、「一合、第二百二十二櫃、醫心方九帙、自一<sup>五九</sup>と見え、

玉葉に、嘉應二年三月二日癸丑、憲基持來醫心方廿八卷、先日爲加□所下給也、

と記し、香字抄に引きたるものあり。玉葉に二十八卷といへるは、缺卷なるにか、或は合綴したるもの

にか。今は三十卷傳はりて、安政年間これを刊行せり。

卷八の裏書に、天養二年二月、以宇治入道大相國本移點、少内記藤原中光、比較助教清原定安

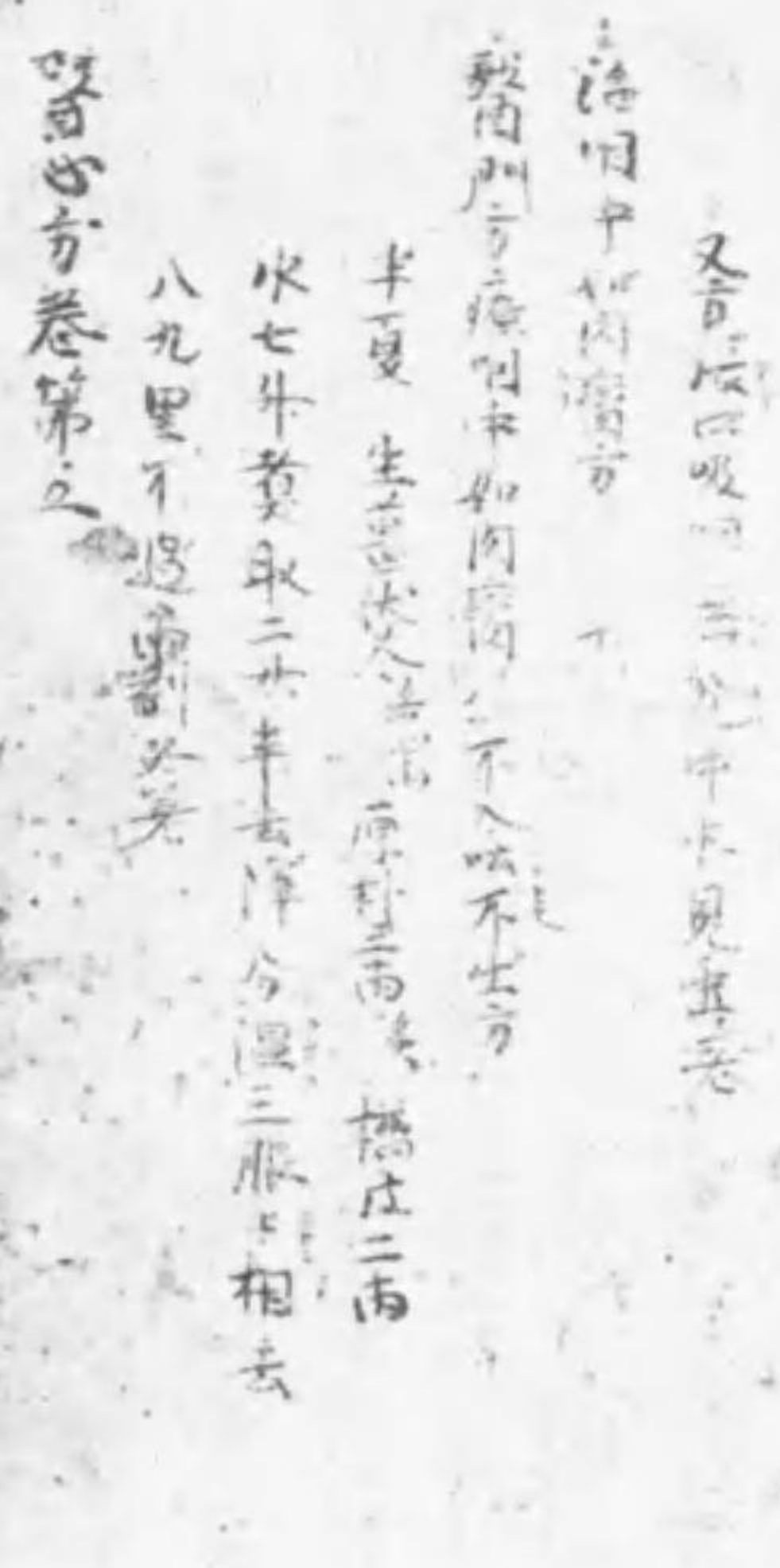
移點比校之間、所見及之不審、直講中原師長、傳送丹波知康、重成等、相共合醫家本畢、文殿所加之勸物、師長以墨書之、以朱點、

とあり。刊本に附したる安政元年十二月、多紀元堅、及び元昕の序文に、その來歴を記したり。即ち

醫心方三十卷、每卷首、題從五位下行鉞博士兼丹波介丹波宿禰康賴撰、謹案、臣等遠祖康賴撰進此書、實爲醍醐帝永觀二年十一月廿八日、家牒所記、與本書延慶舊抄冊子本後合可徵也、後在正親町帝時、嘗出以賜典藥頭半井氏云、豈即遠祖所進之本歟、抑別有抄本也、意者祕府所藏、人間莫得而窺焉、加之保平以還兵燹相踵、是書在若存若亡之間者、蓋數百有餘年矣、寬政初載、先大君文恭公方表章遺文、命臣等曾祖臣元憲、以仁和王府所藏抄本謄寫、儲之醫學、當時稱爲希觀、顧其爲書殘脫居半、學者仍憾不得窺其全豹焉、恭惟、今大君仁治寶宇、孝存繼述、最深軫念醫藥、訪知今典藥頭半井氏有斯書全帙、乃命執政傳旨其家、俾送致之醫學、臣等得緝閱之、既而又命臣等、便遵依原本摸刻、以布之海內、臣等不堪感躍、謹審檢細勘之、其書裝爲卷子、嚴存隋唐舊帙體式、爲卷九卅、與仁和寺書目所載合、其間字樣非一、紙質亦殊有結體奇古、與金石遺文相印契者、有筆畫遒勁、真逼晉唐法書者、有如樸質无文、而古香可挹者、蓋非其親筆、則其子弟爲之、據第八卷天養二年記、殆從當日前後稿、及各家傳



錄本、排纂綴輯、以成一部完帙、間有係後人補鈔者、亦不失為數百年物、每卷各為一類下分子目、其所引證、上根據之農黃扁張之經、下貫穿之唐以上各家之著、其所論則起治病大體、訖食物每門、上載證候、下列其方遇、有註明者、附以案語、其第二卷論鍼灸、則更有序、以開其端、豈身為鍼博士、最所深



醫心方 (仁和寺藏)

道者、其唯王氏之書、足以當之、而是書則直駕而上、豈不更偉乎、況其所徵引、逸書遺典、史家未及載者數十部、皆得依是書以觀其概略、又況古書存於今日者、一歷宋人校改、往々失當日本色、得據此書以糾正其僞謬、亦復不一而足、他欄外及行間所注、字書、玉篇、切韻、唐韻之類、雖所採不多、而亦足以窺唐以上訓詁音韻之微、則是書在天壤、九以補稗後學、有匪細故者、不僅為醫家鴻寶也、○下略

と見えたり。

古寫本は、徳富猪一部氏所藏二十二の一巻、及び仁和寺所藏の巻一、巻五、巻七、巻九、巻十の六巻あり。徳富本は、院政時代の寫なるべく、仁和寺本は、平安朝末期のものならん。いづれも、昭和八年、國寶に指定せられ、仁和寺本は、萩野伸三郎氏の複製したるものあり。

倭名本草 大醫博士深輔仁奉勅撰

本草の和名を記したるものなり。和名類聚抄には、新抄和名本草と見え、通憲入道藏書目錄、香字抄、香藥抄等には、本草和名と記せり。寛政中の刊本あり。續群書類從には、輔仁本草として、これを收め、中に、本草和名と記して、上下に別てり。上卷は第三卷より、第十三卷に至り、下卷は第十四卷より、第二十卷に至れり。始に「大醫博士深江輔仁奉勅新撰」と記し、次に「合一千二十五種、本草内藥八百五十種、諸家食經一百五種、本草外藥七十種、世用四種、疑疑三十三種、拾遺二十五種、新撰食經八種、」とありて、次に諸家食經、諸家音義等、三十六部の書名を掲げ、「以前諸書中、藥別名皆抄出、列于條下」と記したり。本草の下には、各一名を載せて出典を註し、和名及び産出の國名を掲げたり。第一卷、第二卷は缺けたるにや、第三卷以下あり。即ち

- 三卷 玉石上廿一種
- 四卷 同中三十種
- 五卷 同下三十種
- 六卷 草上四十一種
- 七卷 同三十八種
- 八卷 同中三十七種
- 九卷 同三十九種
- 十卷 同下三十五種
- 十一卷 同六十七種
- 十二卷 本上三十七種
- 十三卷 同



卷同中二十八種 十四卷同下四十五種 十五卷獸禽六十九種、本草五十六、食經十三、十六卷虫、魚類百十三種、  
 本草七十二、食經四十一 十七卷藥四十五種、本草二十五、食經二十、 十八卷藥六十二種、本草三十八、食經二十四、  
 十九卷米穀四十五種、本草二十八、食經七、 二十卷有名無用百九十三種  
 なほこの書については、刊本の末尾に附したる多紀元簡の提要に、

謹案、本草和名、原本不題作者氏名、開卷首頁、唯記新撰二字、考源能州和名類聚鈔序曰、大醫博士深江輔仁、奉勅撰集新抄和名本草、仁和寺書目曰、倭名本草、大醫博士深輔仁奉勅撰、藤少納言書目曰、本草和名一帖、而類聚抄所引用書中、有新抄本草、新撰本草、和名本草、又有單稱本草者、其所載和名皆與是書合、則有數名、其實一書、俱指是書、言其間有小異同者、乃流傳之轉訛、不足苛論也、丹波丹州醫心方第一卷、載諸藥和名、亦全與是書符、又證類本草序例記蘇敬唐本草卷目次第云、序爲一卷、例爲一卷、玉石三品爲二卷、草三品爲六卷、木三品爲三卷、禽獸爲一卷、蟲魚爲一卷、菓爲二卷、菜爲一卷、有名未用爲一卷、合二十卷、其十八卷中、藥合八百五十種、今是書始於第三卷玉石、終於第二十卷、有名未用、則又與唐本草符、蓋當時遵延曆中之議、專行唐新修本草也、事出朝野群載、此書所援引、悉隋唐以前書、而本草雜要決、本草稽疑龍門、百八鑿真方之類、鑿真唐曾投化我邦、能以鼻辨藥見續日本紀、皆歷代經籍藝文志不收者、國字結體、隨世而變、亦足以證年代遠邇、今是書所使用、與類聚鈔及醫心方略同、而異近世所傳康賴本草迥別、由斯觀之、在丹州能州之前可知也、其爲輔仁之書、斷乎無疑、○下略

と記せり。

難經開委 一卷 廣貞撰

いかなるものか明ならず。日本見在書日錄醫方家に、「黃帝八十一難經九、楊玄操撰」とあるものに就いて、記したるものなるべく、醫家千字文註に、八十難經の註として、處々にのせたるもの、類ならんか。廣貞は、出雲廣貞にして、その事は、大同類聚抄の條に記せり。

集注大素 三十卷 小野藏根撰

日本見在書日錄に「内經大素三十揚上撰」とあり。その註釋を集成したるものなるべけれど、今傳はらざれば詳ならず。著者小野藏根は、諸野の孫にて、典藥頭たり。

養生抄 七卷 輔仁撰

今傳はりたるものなく、河海抄若菜上、及び夕霧の卷に、床の高さ三尺、鬼氣の及ばざる也見養生抄とあるものは、この書の事なるべし。



養生秘抄 一卷

これも今傳はらず。

儼避羅鈔十七に、養生必要抄延喜二十一年八月廿二日  
權醫博士深根輔仁撰云々

とありて、養生要集を引きたり。蓋しこの書の事なるべし。

一五 陰 陽

六甲 六帖 滋岳川人撰

今傳はらねば、詳ならねど、六甲によりて、吉凶を占ふものなるべし。六甲は、序例抄に、「甲子、甲戌、甲申、甲午、甲辰、甲寅也、日々にマハル也」とありて、干支の六甲をいへり。日本見在書目錄曆數家に、「六甲一」、五行家に、「六甲左右上符一、々々圖一」、などをのせたれば、これによりて撰びたるものなるべし。この書の事は、

新撰六句集に、斯依滋岳川人、貞觀十三年奉勅、六甲撰進之、と見えたり。

著者滋岳川人は、文徳、清和の兩朝に仕へ、廣く陰陽學に達し、宿曜遁甲の術に長じたる事、類聚國史、今昔物語等に見えたり。



世要動靜經 三卷 同撰

岩崎文庫本以下、の諸本世要の二字なし。

今傳はらねば、いかなるものとも知り難し。この書の事は、

三代實錄に、貞觀十六年五月廿七日甲寅、從五位上行陰陽頭兼陰陽博士安藝權介滋岳朝臣川人卒云々、川人作世要動靜經三卷、指掌宿曜經一卷、滋川新術遁甲書二卷、金匱新經三卷、

とあり。

指掌宿曜經 一卷 同撰

宿曜は、九曜二十八宿によりて、吉凶を觀測する法なり。この書は、日本見在書籍目錄五行家にのせたる新撰宿曜經を解説したるものなるべし。この書の事は、上の三代實錄世要動靜經の條所載に見えたり。

新術遁甲書 二卷 同撰

遁甲は、式占の一にして式盤を用ひて、吉凶を占ふものなり。日本見在書籍目錄五行家に見えたる、「遁甲六、一一、袁宏等撰、一信都等撰」等によりて、撰びたるものなるべし、この書の事も、前掲の三代實錄に見えて、滋川の二字を冠したり。

金匱新經 三卷 同撰

金匱は、黃帝金匱にして、續日本紀天平寶字元年十一月の勅に、「陰陽生者、周易、新撰陰陽書、黃帝金匱、五行大義中略並應任用」と見えたり。日本見在書籍目錄五行家に、「黃帝註金匱經十、々々金匱疏四陳氏撰」とあれば、これによりて、撰びたるものなるべし。この書の事も、前掲の三代實錄に見えたり。

樞機經 陰陽寮從八位下曆志悲連猪養撰

今傳はらざれば詳ならず。日本見在書籍目錄五行家に、「六壬式樞機經二卷」と見えたるものと同じく、式占の一種なるべし。著者の事歴詳ならず。曆志悲連といふ姓氏も聞えざれば、新撰姓氏錄に載せたる志悲連、中臣志斐連、阿部志斐連などの誤にてもあらんか。

宅肝經 一卷 滋岳川人撰

卜占に關するものなるべけれど、今世に傳はりたるものあるを聞かざれば、詳ならず。

占事略決 同 晴明朝臣撰







曆林 十卷 賀家抄

曆道の書なり。これも今傳はらず。賀家は賀茂家にて、保憲の著したるものなり。この書の事は、權記に、寛弘六年五月一日乙卯、今朝沐浴、或人云、五月沐髮、七月一日忌俗云、仍見曆林、五月一日沐髮良、此日沐人々明日長命富貴、

と見え、兵範記に、仁安三年六月廿二日、陣定文にも、「本朝保憲曆林、嫌而不採、」とあり。なほ、

吾妻鏡に、寛元二年九月十九日壬午、大殿明春御上洛事、爲但馬前司定員奉行、有御沙汰等、日次事、二月一日可有御進發之由、被思召之處、爲四不出日之旨、依有其說、可憚否、被召問維範、晴賢等朝臣、各定申云、四不出日勿論也、但賀家不憚之歟、保憲曆林擇入丙寅、丙午、不可有禁忌、二月九日吉日也、以件日可爲御入洛期歟、

など見えたり。著者保憲の後裔在方の撰びたる曆林問答序に、「天徳之末、吾祖司曆博士賀茂保憲、博考大成、而所獻之曆天數不違所傳、莫不規模、」といへるは、この書の事なるべし。

著者保憲は、丹波介忠行の子なり。方術の蘊奥を受け、村上天皇以下四朝に仕へ、從四位上、天文博士、陰陽頭主計頭となり、貞元二年卒す。

雜書 一卷 家榮朝臣撰

群書類従本、及びその他二三本は、新書としたり。

陰陽に關するものなれど、今傳はらざれば、詳ならず。家榮この書を白河法皇に奏覽したる事は、玉葉文治三年十一月一日の條に、余問宣憲等云、家榮者末代之名士也、而所撰之雜書、奏聞白河院、天下之所用也、而載諸禁忌之内、全不載丑日、と見えたり。

著者家榮は、陰陽助賀茂道榮の子にて、賀茂氏系圖に「縫殿頭、曆博士、陰陽頭、主計頭、正四位下、」とありて、保延二年、七十一にて卒去せり。中右記に、「曆道之□人也、陰陽道之長者也、」と記したり。



# 一六 人々傳

寛文の刊本以下八本は、人之傳に作り、神智文庫一本は人傳に作り、群書類従本は傳記に作る。

## 聖德太子傳 二卷

聖德太子の御事蹟を記したるものなり。今世に傳はりたる聖德太子の傳は、數部あり。群書類従に收めたるものに、上宮聖德法王帝説、太子傳補闕記の二書あり。續群書類従に收めたるものに、上宮皇太子菩薩傳、及び聖德太子傳曆二卷あり。大日本佛教全書には、四書の外に、太子傳古今目錄抄一卷、聖德太子傳私記二卷、顯真得業口決抄一卷、聖德太子平氏傳勘文六卷、上宮太子拾遺記七卷、聖德太子傳二卷の六部を收めたり。その他の古寫本には、日光輪王寺所藏の聖德太子傳記、醍醐三寶院所藏のもの等あり。また古書に、聖德太子傳としてのせたるものには、太子傳補闕記に、四天王寺聖德王傳の名をあげ、本朝月令、政事要略、東大寺要錄、年中行事秘抄、師光年中行事、香字抄等に引きたるものあり。いづれも卷數明ならねど、本朝月令、政事要略、東大寺要錄、年中行事秘抄等に引きたるものは、聖德太子傳曆と同文なり。

り。殊に聖德太子傳曆も二卷なれば、この聖德太子傳は、蓋し聖德太子傳曆の事なるべし。左大臣賴長の日記久安四年九月十七日の條に、「見聖德太子傳下卷了」と記したるも、二卷のものなれば、同じきものならん。



伏見宮御所藏

皇室御撰之研究にも載せたり。

聖德太子傳

### 聖德太子傳

太子傳曆の文は、本朝月令に引載し、寛永の刊本には、始に平氏撰とあり。平氏撰は、永觀二年の三寶繪に見えたれば、冷泉天皇より以前のものなり。何人の撰びたるものにか詳ならず。平氏撰といへるによりて、平氏の曩祖なる葛原親王の御撰としたり。桓武天皇の宸作といへる説あり。平兼輔を著者としたる説あり。古寫本は、伏見宮御所藏二卷あり。卷末に、沙門賢仁の永久元年の奥書、及び貞應二年五月七日書寫の奥書を記したり。同書の事は、藤原猶雪氏の復原聖德太子傳に見え、



田村傳 師能書

坂上田村麻呂の傳記なり。師能書とあるは、いかなる意にか、師能の書寫したるよしなるべし。師能は如何なる人か、源師房の孫に、左中辨師能あり。群書類從に收めたるものは、嵯峨天皇の御撰としたる説あれど、天皇宸製の論贊によりて、あやまりたるものなり。そのよしは、皇室御撰之研究に記したり。

儒傳 三卷

儒家の史傳なるべし。今は散逸して傳はらず。

政事要略十一月中務省奏御奏事の條に、儒傳云、以小治田朝十二年歲次甲子正月戊申朔、始用曆日、

年中行事秘抄にもあり。

と見えたるのみ。これによれば、儒家の傳記のみならず。儒家の歴史をも記したるもの如し。

藤氏傳記 一結

藤原氏の人々の傳記なり。一結とあれば、幾種類の傳記を集録したるものなるべし。

權記に、長保四年二月十四日、午時許、詣閑院、返奉近曾内府所借給藤氏記並家傳上下卷、

とあり。内府は、藤原公季にて、閑院はその第なり。藤氏記は、今傳はらざれど、家傳は、群書類從に收めたる上卷の鎌足、下卷の武智麻呂傳なり。東大寺要録及び大中臣氏系圖に、「藤氏家傳云、世掌天地之祭、相和人神之間、仍命其氏、曰大中臣、」とあるは、鎌足傳と同文なり。卷尾に、「貞惠、史、別有傳」とありて、伏見宮御所藏の大織冠傳上卷の末に、貞惠傳を附載し、群書類從本には、武智麻呂傳を下卷に收めたるによれば、卷上に、鎌足、及び貞惠を載せ、下卷に、不比等、及び武智麻呂等を掲げたるものなるが如し。然るに、今は鎌足、貞惠、武智麻呂等のみにて、不比等の傳以下は、缺逸して傳はらず。なほ扶桑略記和銅六年十二月の條に、大織冠傳とし、末に「已上家傳」と記してのせたるものは、武智麻呂傳と同文なるによれば、家傳をも大織冠傳とも稱したるにや。また下卷には、不比等、或は不比等、武智麻呂の外に、房前、宇合などの傳をも收めたるものならんか。或はこの藤氏傳記一結の中には、家傳の外に、次なる昭宣公、清慎公、敏行朝臣、百川、藤六、忠仁公等の傳もありしものか。

攝關 二卷

攝政關白たりし人々の事歴なり。今傳はりたるもの三卷あり。上卷は、忠仁公良より、東山殿道に至り、中卷は洞院殿實より福照院殿滿基に至り、下卷は、後三緣院殿滿教より、安祥院殿吉忠に至れり。

上卷奥書に、御本云、右攝關御傳抄三帖者、依古筆秘藏之者也、



天正九年二月 日

關白從一位判

とあり。もとは上卷のみなりしを、漸次追加したるものなるべし。近衛政家が、攝關傳書寫のため、二條前關白持通、一條禪閣兼良所藏の本を借りたる事、後法興院記に見えたるは、いかなる本にか。

大臣 一卷

大臣に任せられたる人々の傳を記したるものなるべし。今傳はらず。

大將 一卷

左右大將に任せられたる人々の傳記なるべし。これも今傳はらず。

本朝神仙傳 一卷 江匡房撰

神仙の術を得たる人、終焉の有様の神仙に似たるもの、傳を書きたるものなり。卷首に、匡房の撰なるよし見え、諡號雜記、及び河海抄にも、大江匡房の撰なるよし見えたり。

この書は、世に傳はりたるもの二種あり。一は野村男爵家所藏の古寫本にして、一は前田侯爵家所藏の古寫本なり。野村本は、表紙に、賢寶とありて、延文頃のものなり。所載の目錄左の如し。

- 倭武命 上宮太子 武内宿禰 浦島子 役行者 徳一大徳 泰澄大徳 久米仙
- 都藍尼 善仲 善算 窺陰法師 行叡居士 教待和尚 報恩大師 弘法大師 慈
- 覺大師 陽勝仙人 同弟子仙 河原院大臣侍 藤太君 源太君 賣白箸翁 都良香
- 阿波國樹下僧 美濃國河邊人 出雲國石窟仙 大峯僧 同山仙 竿打仙 伊豫國
- 長生翁 中算上人童 橘正通 東寺僧 比良山僧 愛宕護僧 沙門日藏

本文に錯簡あり、節略したるところありて、完備せず。また前田侯爵家所藏古寫本には、卷首に、「江匡房撰」とありて、役行者、泰澄、都藍尼、教待和尚、弘法大師、東寺僧仕某、日藏、慈覺大師の八人あり。蓋し野村本を抄略したるものなり。そは、

奥書に、應安元年六月廿七日、以遍智院二品親王御本書寫、僧正弘賢持參之本也、餘傳記略之抄出之、  
權律師深譽

右本朝神仙傳拔萃一卷、以醍醐水本報恩院本寫之

とあるにても明なり。遍智院二品親王は、後二條天皇の皇子仁和寺聖尊親王にましく、その御本によりて、深譽の抄略したるものなり。史籍集覽に收めたるもの是なり。この書の中、釋日本紀に引きたるものには、浦島子あり、河海抄に見えたるものには、上宮太子あり。

著者匡房の事は、江次第の條(一五五頁)に記せり。



大織冠 一卷

鎌足の傳なり。前掲の藤氏傳記一結中に、家傳上下二卷あるよしを記せり。それとは別のものか。扶

桑略記に、大織冠傳としてのせたるは、その下に「已上家傳」としたれば、同じきものなり。

伏見宮御所藏  
内大臣藤原兼房字仲時大保國高市郡人也其先出自天兒屋根命世守天地之余相和人神之間仍命其氏曰大中臣美氣祐卿之長子也母曰大伴夫人太臣以豐御炊天皇廿四

大織冠  
著者は、大師と記したり。大師は惠美押勝にて、鎌足の孫左大臣武智麻呂の子なり。始め仲麻呂といひ、大納言より紫微内相となり、天平寶字二年、大保に任せられ、勅して姓を惠美とし、押勝と改名し、同四年大師に轉じ、同八年誅せられたり。

并藏次甲戌生於藤原之弟初太  
臣在學而失聲聞於外有二月乃  
詔外祖母孫夫人曰汝兒懷任之月  
當令人異非凡之子必有神功夫人  
心異之將教無蒼不覺生大臣性

この書の古寫本は、伏見宮御所藏あり。大織冠傳上として一卷あり。卷末に、貞慧傳を附せり。刊本は、明

和五年の刻本あり。群書類從にも收めたり。

菅家 一卷

菅原道眞の傳記にて、群書類從に收めたるものと同じきものなるべし。始に、菅原氏の來由をのせて、

一右日本書紀、氏族志抄、新撰姓氏錄、菅原本系帳所載、と記し、次に道眞の傳をのせて、「右據菅家文章、後集、三代實錄、公卿補任、菅原本系帳、家記等記之、」とし、次に安樂寺學頭安修の奏狀、及び天曆九年の託宣、天德三年の神殿修造、一條天皇永延元年の聖廟祭祀の宣命、寛弘元年の行幸等を記し、終に「嘉承元年十二月十八日陳經」とあり。陳經は、道眞五世の孫にて、師長の子なり。

日本儒林 一卷

菅原大江の二家、及びその他儒を以て仕へたるもの、うち、著名なる人々の傳を記したるものなるべし。今傳はらざれば詳ならず。

昭宣公 一卷

昭宣公は藤原基經なり。基經の事は、文德實錄の條(六八頁)に記せり。この書も今傳はらず。公卿補任貞觀六年の條に一條、扶桑略記陽成天皇御讓位の條に載せたるもの一條あり。末に、「已上傳文紀納言作、」と註せり。紀納言は中納言紀長谷雄なり。長谷雄の事は、續紀家集の條(三九九頁)にのせたり。



### 淳和第二親王 二卷

淳和天皇第二皇子は、恒貞親王の御事なり。恒貞親王の傳は、下にも、「恒貞親王一卷」とあれば、一巻の本と、二巻のものと二種ありしものによ。或は第二は誤にて、恒貞親王の外なる恒世、恒統、基貞、良貞等諸親王の中なる御傳を記したるものか、詳ならず。

### 菅家二代 一巻 清公、是善

菅原、清公、是善の二代なるべく、これも今傳はらず。清公の傳は、桂林遺芳抄に、「西曹始祖清一卿御傳」として、一節を引載したれど、是善の傳は考ふべきものあらず。但し扶桑略記元慶四年八月卅日の條に載せたる是善の傳は、その典據を示さざれど、三代實錄にも見えざれば、この傳を抄略して、記したるものならんか。清公の事は、新定酒式の條(三〇一頁)に、是善の事は、文德實錄の條(六八頁)に載せたり。

### 吉備大臣 一巻

左大臣吉備眞備の傳なり。眞備の事は、私教類聚の條(四四一頁)にのせたり。これも今傳はらず。たゞ年中行事抄二月釋奠の條に、吉備大臣傳云、先是大學釋奠、其儀未備、大臣依稽禮典、器物始修、禮容

可觀、

とあるのみにて、著者も詳ならず。

### 清愼公 一巻

清愼公は、小野宮實賴の諡號なり。實賴の事は、新國史の條(八四頁)に載せたり。これも今傳はらず。

### 和氣清麻呂 一巻

和氣清麻呂の傳は、群書類從に收めたるもの一巻あり。日本後紀卷八に、「延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨」とありて、下にその傳をのせたるものと同文なり。類從本は、「贈正三位云々清麻呂薨」の薨の字を略したるのみにて、傳文中、その薨年月をのせず、後紀と同じく、「薨時贈正三位、年六十七」と記したるによれば、蓋し後紀の文をそのまま、抄録して、一巻としたるものなるべし。但しこの書籍目録に記したるは、別のものなりしにか。

### 善相公 一巻

三善氏にて、參議たりしは、清行のみにて、扶桑集、本朝文粹等に、清行を善相公と記したれば、こは三



善清行の傳記なれど、今傳はらず。清行の事は、十三條意見の條(二一五頁)に記せり。

### 良大納言 一卷

今傳はらねば、詳ならねど、良は良峯氏なるべく、良峯氏にて、大納言なりしは、安世のみなり。安世の事は日本後紀の條(五八頁)に載せたり。

### 統理平 一卷 三統理平

三統理平の傳記にて、今傳はらず。理平の事は、三代實錄の條(七三頁)にのせたり。

### 野相公 一卷

野相公は小野氏にて、參議たりし人なり。野相公集の條に記したるが如く、小野氏の中、參議にて終りたる人は、峯守、篁、好古の三人あれど、好古は、太宰大貳を兼ねて、野大貳と稱したれば、野相公は、峯守、篁の中なるべし。この書も今傳はらねば、いづれの傳にか明ならず。

### 音人 一卷

大江音人の傳記なり。音人の事は、文德實錄の條(六八頁)に記したり。

この書も、今傳はらねば明ならねど、扶桑略記陽成天皇元年十一月三日音人薨去の下に、その略傳をのせたり。出典を明記せざれど、三代實錄音人薨去の下に記したるものと、同じからねば、扶桑略記はこの傳によりたるものならんか。

### 道風 一卷

小野道風の傳なれど、これも今亡佚せり。道風は篁の孫なり、醍醐、朱雀、村上の三朝に歷仕し、能書を以て世に聞えたり。正四位下、内藏權頭に至り、康保三年卒す。年七十一。

### 橘贈納言 一卷

參議橘廣相の傳なり。廣相の事は、擬潛夫論の條(二一四頁)に載せたり。この傳、今は亡佚して、年中行事抄、正月踏歌の條に、廣相卿傳云、仁和五年、蒙勅造撰踏歌記一卷、件記仁壽以後四代中絶不行、今年尊承和舊風始行之、

公卿補任元慶八年廣相尻付に、家傳、聽昇殿、陪近習、禁内衆事無不幹理、と見えたるのみ。但し橘氏の中に納言を追贈せられたるは、この外、廣相の曩祖奈良麻呂あり。奈良



麻呂は、仁明天皇の御代、御生母檀林皇后の御父たるを以て、大納言を贈られ、後更に太政大臣追贈の恩典に浴したれば、贈橋納言にあらざる事明かなり。但しこの傳の橋贈大納言とあるを正しとせば、奈良麻呂の太政大臣追贈以前に書きたるものにて、橋大納言傳と名づけたるが、そのまゝとなりしものにてあらんか、且つ下の廣相公を廣相の傳とせば、こは奈良麻呂の傳とすべきに似たり。

太政大臣源朝臣 一卷 嵯峨皇子

嵯峨皇子とあれど、嵯峨天皇の皇子にて、太政大臣に任せられたるもの見えず。左大臣に任せられたるは、常、信、融の三人にて、その中正一位を贈られたるは、信、融の二人なり。太政大臣とあるは、左大臣の誤にて、この二人の中、いづれかの傳記ならん。但し融の傳記は、世に聞えざれど、信の傳は、

河海抄繪合の卷に、信大臣嵯峨第一源氏、號北邊大臣也傳云、好讀書、兼善草隸、又工圖畫、丹青之妙、太上天皇親自教習以吹笛鼓琴彈琵琶之技、思之所涉究其微旨云々、

とあり。また嵯峨皇子を以て誤として、源氏にて太政大臣たりし人を尋ぬるに、鎌倉時代までに、雅實、通光、基具、定實の四人あり。この中雅實は、源顯房の子にて、保安三年に任せられ、通光は通親の子にて、寛元四年任せられ、實治二年薨じ、基具、定實は、永仁以後に薨じたれば、こは雅實、通光の中に、久我家の祖なる雅實の傳記なるべし。

南大納言 一卷

二中歴名人歴の名臣に、「南大納言年名」と見え、公卿補任に、南淵年名を南年名としたれば、南淵年名の傳なる事明なり。この書も今世に傳はらず。年名の事は、文德實錄の條(六八頁)に載せたり。

紀家 一卷

紀長谷雄の傳なるべけれど、今傳はらず。

民部卿保則 一卷

藤原保則の傳にて、三善清行の撰びたるものなり。

卷尾に、余初爲起居郎、依元慶註記、見東征之謀略、爲備中介、聞故老風謠、詳西州之政績、粗述所知、成此實錄、但世稱公德美、老人之談不容口、然而轉語浮詞、不敢論著、恐有□飭之疑、損相公之美也、昔者司馬遷著晏子傳、遙美報鞭、蔡伯諧作郭泰碑、遂無慙德、故叙此景行貞立志、延喜七年季春一日、文章博士清行之、

と見えたり。



佛其行我月御通大納言之曰... 病痛痛痛之時不願倒唯向多方... 津池仲命... 特賞其公... 公... 東征之謀... 之... 老人... 共有... 狩之...

(藏所氏爲利田前爵侯) 傳 則 保

佐真雄の子なり。文徳天皇より、宇多天皇に至る五朝に仕へ、參議、從四位上に至り、民部卿を兼ねたり。寛平六年七十一にて、卒去せり。

大納言季房 一卷

神宮文庫一本、内閣一本、彰考館一本、その外大納言季房としたるものあり。

大納言季房は、いかなる人にか、尊卑分脈に、季房數人あれど、大納言たりしは一人も見えず。一本に秀房としたれど、秀房もまた、大納言たりし人なければ、誤寫なるべし。

敏行朝臣 一卷

敏行の傳もまた、今傳はらず。

古今和歌集目錄敏行傳に、家傳云、昌泰四年卒、同紀友則傳に、敏行傳云、紀納言之末葉也者、と見えたるものこの書なるべし。

百川 一卷

藤原百川の傳なり。これも今傳はらず。但し日本紀略光仁天皇の條に、「百川傳云、」として、稱徳天皇の崩御、及び光仁天皇踐祚の事どもを記したる文を引きたり。水鏡にも、同條を引きて、「この事は、百川の傳にぞこまかにかきたるとうけたまはる、」と記したり。同書に、井上皇后、及び他戸皇太子を廢せられし事、桓武天皇を皇太子に立てられし事等、百川の事蹟をくはしく擧げたるもまた、この傳記によりて記したるものなるべし。

故賢 一卷

これも、今傳はらざれば、詳ならず。

敏行朝臣 百川 故賢

この書は、金澤文庫所藏本により、水戸彰考館にて寫したるを、續群書類從に收め、存採叢書にも收めたれど、斷簡なりしを、栗田寛博士、前田侯爵藏本の中より、その殘篇を索め得て、これを補ひたり。されど、なほ逸亡したるところあれば、完本にあらず。保則是、中納言乙叡の孫にて、左兵衛



### 滋野貞主 一卷

參議滋野貞主の傳なり。貞主の事は、秘府略の條(三五〇頁)に載せたり。

この書も、今傳はらねば、明ならねど、日本後紀に載せたる和氣清麻呂傳は、和氣清麻呂傳を抄録したるが如く、續日本後紀仁壽二年二月の條に載せたるは、この傳を抄録したるものならんか。

### 小町 一卷

内閣二本、前田二本、圖書寮本、その他の二三の寫本小野に作り、神宮文庫一本、内閣一本、神智文庫二本等  
小野小町に作る。

小野小町の傳記なり。今傳はらず。群書類從に收めたる玉造小町子壯衰書は、韻文に記したるものなれど、その一種なるべし。

### 浦島子 一卷

群書類從に、浦島子傳一卷、續浦島子傳記一卷をのせたり。浦島子傳は、いつの頃書きたるものか、筆者も明ならず。續浦島子傳記には、卷首に、「承平二年壬辰四月廿二日甲戌、於勘解由曹局注之、坂上家

高明耳」と見え、

終に、所謂浦島子傳、古賢所撰也、其言不朽、宣傳於千古、其詞花麗、將及於萬代、而只紀五言絕句二首和歌、更無他艶、因之不堪至感、代浦島子、詠七言廿二韻、以三百八字成篇也、名曰續浦島子傳記、于時延喜二十年庚辰臘月朔日也○下略

と記して、長篇の詩一首、及び和歌、七言絶句各十四首をのせたり。續篇の延喜になりしによれば、正編の古きものなる事を知るべきなり。但しこの目録にいへる浦島子傳は、いづれをさしたるものか詳ならず。扶桑略記雄略天皇廿一年の條には、續浦島子傳云として掲げ、末尾に、「已上續傳略抄」と記したるは、正篇の文にして、河海抄、詞林采葉抄に、浦島傳として引きたるは續篇の文なり。

### 藤六 一卷

藤六は、權中納言藤原長良の孫にて、越前權守弘經の子、輔相なり。尊卑分脈に、「無官、號藤六、歌人」と見え、和歌作者部類にも、「六位藤六」とあり。蓋し藤六位の略稱ならん。

この書、今傳はらず。輔相の事も詳ならず。たゞ宇治拾遺物語に見えたるのみにて、和歌も拾遺和歌集、及び新拾遺和歌集に、各一首を收めたるのみ。



葛井親王 一卷

この書、今傳はらず。葛井親王は、桓武天皇第十二の皇子にましまし、嘉祥三年四月薨じ給へり。文德實錄に御略傳を載せたり。

武智麻呂 一卷

武智麻呂は、藤原氏南家の祖にて、不比等の子なり。この書は、藤氏家傳下に附したるものにて、群書類從に收めたり。

卷尾に、育子二人、其長子曰豊成、其弟曰仲滿、使學博士門下、屢奉絹帛、勞遣其師、由此二子皆有才學、名聞蓋衆、豊成仕至右大臣、爵入正二位、後坐變事知而不奏、降爲太宰員外帥、仲滿改名曰押勝、仕至大師、爵入從一位、爲帝羽翼、鎮撫天下、贊曰、積善之後、餘慶鬱郁、冠蓋相尋、翼贊輦轂、孫々子々、恒爲耳目、上安下泰、鬼神和睦、乃國乃家、爰勞爰戮、忠貞藉甚、其人如玉、

とあるによれば、押勝在世の時にかきたるものなるが如し。そは豊成の太宰員外帥たりしは、天平寶字元年にて、押勝の大師となりしは、同四年なれば、それ以後のものなるべく、同八年、豊成が優詔によりて、再び右大臣に任せられたる事を記さず。殊に贊の文には、押勝の隆盛をきはめたる時のさまに記し

たれば、天平寶字四年より、同八年までの間にかきたるものならん。

著者僧延慶は、いかなる人か、事蹟詳ならず。

續日本紀に、天平寶字二年八月辛丑、外從五位下僧延慶、以形異於俗、辭其爵位、詔許之、其位祿位田者、有勅不收、

とあるものと同じ人なるべし。以て押勝と時代を同じうしたるを證すべし。またこの書の傳來に就いては、

奥書に、建久七年丙辰卯月八日書寫之、法相宗末葉乘圓舜禎之本也、同比初點了、

大日本國和州泊瀬河畔、

と見えたり。

廣相公 一卷

善相公、野相公の例によれば、廣參議の義なるべけれど、廣を姓としたるは、光仁天皇の皇子廣根諸勝あれど、參議にあらず。或は橋廣相ならんかと思はるれど、他の傳記に、公の字をそへたるものなく、橋廣相には、橋贈納言傳あれば、これは別のものならん。



忠仁公 一卷

忠仁公は藤原良房なり。良房の事は、日本後紀の條(五八頁)に載せたり。この書も今傳はらず。

業平朝臣 一卷

在原業平の傳記なり。業平は阿保親王の御子にて、仁明より、陽成に至る四朝に事へ、藏人頭、右近衛中將に至り、元慶四年、五十六にて卒去せり。この書も、今傳はらず。

宗公方 一卷

群書類従本、及び二三の本には宗公房としたり。

宗は惟宗の一字にて、惟宗公方の傳なるべし。公方の事は、本朝月令の條(一一七頁)にのせたり。この書も、今傳はらず。

淡海公 一卷

藤原不比等の傳記なり。不比等の事は、律十卷の條(二一六頁)にのせたり。この書は、大織冠傳の卷

末に、「有二子貞惠史、俱別有傳、」とあるものなるべけれど、今傳はらず。二中歴法場歴維摩會堅義の次に、「淡海公傳云、」として、維摩會を設けたる文を引きたるものあるのみ。

文雄 一卷

今傳はらねば、詳ならねど、蓋し巨勢文雄の傳記ならんか。文雄は、清和、陽成、光孝の三代に事へ、文章博士、大學頭、右中辨等に任せられたり。

恒貞親王 一卷

恒貞親王の御傳記なり。この書の事は、扶桑略記卷二十に、親王の基經に推戴せられ給ひし事をのせて、「已上傳文、紀納言作」と註したり。紀納言は、紀長谷雄にて、長谷雄の事は、續紀家集の條(三九九頁)に記せり。この書、今殘闕にて一卷あり。金澤文庫本を書寫したるものにて、續群書類従、及び存探叢書に收めたり。古寫本は、前田侯爵所藏圓珍和尚傳、及び保則等の傳とを連載したるものあり。

白箸翁

白箸を賣りて業とせる一老父の傳にて、短篇なり。紀長谷雄の記にて、群書類従に收めたり。



江帥

太宰帥大江匡房の傳記なり。匡房の事は、江次第の條(一五五頁)に記したり。この書も、今傳はらず。

女院后宮尙侍 一卷

女院、三后、及び内侍司の尙侍の事歴を記したるものなり。女院の事は、女院次第、及び群書類從に收めたる女院小傳、女院記あり。后宮の御傳記、及び尙侍の事を記したるものは、今傳はらず。

一七官位

内外諸司補任帳

京官地方官の補任を記録したるものなるべし。今傳はらず。

同歴名帳

今傳はらねば、明ならねど、内外官諸司の官と、姓名とを列記したるものなるべく、蓋し群書類從に收めたる歴名土代の類ならんか。

神祇官補任帳

内閣一本、前田一本、圖書寮一本、徳富本、松井本、家藏一本等、この次に、神祇官歴名帳を載せたり。

内外諸司補任帳 同歴名帳 神祇官補任帳



神祇官の伯、大少副祐、史等の補任を列記したるものなるべし。今傳はらず。古書に引きたるものも見えず。

## 公卿補任

大臣以下參議以上、三位以上を列記して、その敘任を註記したるものなり。上は神武天皇より記して、持統天皇までは、御代毎に列記したり。文武天皇元年以後は、年毎に列記し、年々書き継ぎして、明治元年に至れり。この中、後深草天皇寶治元年、及び建長四年より、正元元年に至る九年の間、後醍醐天皇の正中元年等、缺逸したるところあり。但しこの書は、もと公卿傳と稱して、五卷ありしよしにて、卷頭に左の序文あり。即ち

公卿傳序、蓋上古風淳、化民以德、雖有輔弼、猶無官名、後世漸澆、莅人以禮、始分職務、遂建台司、於是任重棟梁、効深舟楫、上輔元首、下撫黎蒸、用能安上治民、時康世泰、實知燮理之德盛矣、獻替之功大焉、但以古今異名、典廢殊勢、若不溫故、何能知新、是以遠尋舊史、傍掇前脩、爲公卿傳、勒爲五卷、編君臣之歷運、比漢地之年代、舉門地而顯汚隆、陳政迹而載興廢、聊爲手集、以備遺忘、輒事求古、還慙課拙云爾、

その「聊爲手集、以備遺忘、」とあるによれば、私撰のものにして、官府の記録にあらざる事を知るべし。

且つ「編君臣之歷運、比漢地之年代、舉門地而顯汚隆、陳政迹而載興廢、」とあれど、本書は、たゞ毎年官次によりて列記し、各自叙位任官を掲げ、初叙初任のところに、父母、及び前々の官歴を挙げたるのみなれば、序文にいへるものとは、體裁同じからず。されば、この補任の外に、私撰にかゝる公卿傳と稱したるものありしを、何人か、その序文をこの補任の卷首に附し、やがて、この補任を公卿傳の別名としたるものならんか。本書寶龜二年の條、大納言正三位藤原魚名の下に、「三月十三日任、不經中納言、元參議左京大夫、兼中務卿、公卿傳云、是日任中納言、九月任大納言、或者不經中納言、」とあるによれば、公卿傳と稱するものは、この書と同じきものにあらざる事を證すべし。また萬葉集時代難事に、「公卿傳云、大伴宿禰安麻呂、慶雲二年、平城朝任大納言云々、」とある文の、この書に見えざるにても知るべし。なほ續日本後紀承和七年七月藤原三守薨去の條に、「見公卿傳」と記し、同十五年正月橘氏公上表の條に、「事具公卿傳、」とあるによれば、公卿傳は、貞觀を下らざるものなり。

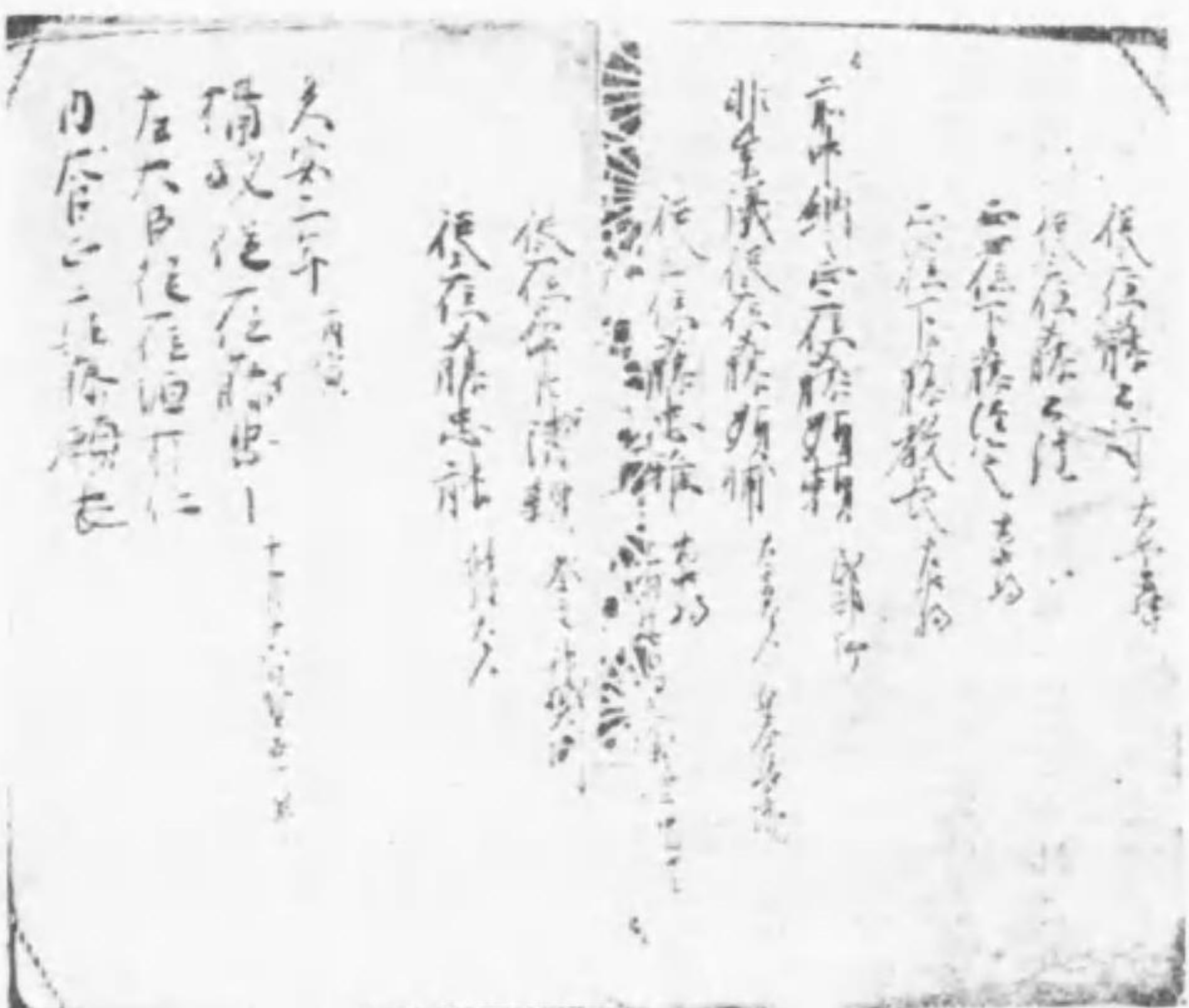
この書の事は、長徳元年四月五日、小野宮實資が閲覽し、寛弘八年七月卅日、實資、内大臣公季と、貞信公忠平の太政大臣に任せられたる年代を論じて、「予云、以公卿補任可決、左府被遣御宿處、被見之處、果有予言」と小右記に見えたり。以てそれより以前のものなるを知るべく、通憲入道藏書目錄には、「公卿補任九帖」と記せり。なほこの書を通覽するに、陽成天皇の頃までは、公卿以前の任官、及びその他の事歴は、他書を參取したるところあり。或は後人が、頭書したるもの、註記したるところ頗る多く、異同を



示したるものも跡からず。いつの頃、何人の記入したるものか、明かならず。引載したるものに、一書、

或本、小野宮本あり。國史、萬葉集、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、日本紀略、扶桑記、皇代記、藤原本系、公卿傳、家傳、辨官補任、藏人補任、受領補任等の諸書あり。

この書の古寫本は、藤原俊成、定家父子の手寫したるもの最古く、伯爵冷泉爲系氏の所藏にて、二帖あり。一帖は、保延六年より承安四年に至り、一帖は、建久九年より承久三年に至れり、この外寫本も多く、享祿、天文等の奥書あるものあり。後年まで連續したるもの少かりしが、明治三十七年、諸本を校定して國史大系に收めたるは、明治元年まであり。但し處々缺けて、完備せざるは惜むべし。



(藏所氏系爲泉冷爵伯) 任 補 卿 公

辨官補任



(藏所庫文崎岩) 任 補 官 辨

左右大中少辨の補任を書きたるものなり。群書類從に收めたるは、一條天皇寛弘七年より、後鳥羽天皇建久七年までなりしが、國書刊行會にて、同八年より、光格天皇享和二年までを、續々群書類從史傳部に收めて、世に出せり。されば、この書は、殆ど完備せるが如しと雖ども、寛弘六年以前の補任の世に傳はりたるものあらず。但し公卿補任の本

文、或は頭書に引證したるものに、神護景雲三、寶龜二、天應元、延曆十六、十七、十八、大同三、弘仁十三、天長十一、承和六、十三、四、五、等あり。